

練馬区の環境

令和6年度（2024年度）報告

令和7年（2025年）9月

練馬区



環境都市練馬区宣言

私たちは、武蔵野の台地に広がった雑木林や農地と調和したみどりと水の豊かなまち練馬を誇りにしてきました。しかし、そうしたまちの風景は、次第に失われつつあります。

また、資源とエネルギーを大量に消費する暮らしや事業活動のあり方は、地球温暖化の原因となる温室効果ガスなどの環境負荷を発生させ、地域のみならず地球環境に対して大きな影響を与えるようになっていきます。

多くの人々の努力により守られてきた環境資産を大切にしながら、快適で安心して暮らすことのできる環境をつくり、つぎの世代に引き継いでいくことは、今を生きる私たちの責務です。

練馬区に住み、働き、学び、集う私たちは、協力して、

みどりと水と共生する美しいまち

安全で健康に暮らせる生活環境のまち

資源やエネルギーを大切にする循環のまち

環境にやさしいところを育み行動の環が広がるまち

を築くことを誓い、ここに環境都市練馬区を宣言します。

平成 18 年 8 月 1 日

練 馬 区

「練馬区の環境 令和6年度報告」目次

環境都市練馬区宣言(全文)

目次

はじめに

1 発行目的	1
2 練馬区の概要	1
3 環境部の組織	2

第1章 環境にやさしいまちをつくる

第1項 環境基本条例と環境基本計画	3
1 練馬区環境基本条例	3
目的／基本理念／区民参加や区民への支援など／環境に関する情報の公表／練馬区環境審議会の設置	
2 ゼロカーボンシティ宣言	3
3 練馬区環境基本計画 2023	4
策定の背景、位置づけ／計画期間／計画の目標	
第2項 区の温室効果ガスの排出実態等	5
1 区の温室効果ガス排出量	5
温室効果ガスとは／区の温室効果ガス排出量	
2 温室効果ガスの削減目標	6
削減目標の考え方／削減目標	
第3項 削減目標達成に向けた取組	7
1 住宅等の消費エネルギー削減	7
新築住宅の環境性能向上の啓発／既存住宅の省エネ化・再エネ導入支援	
2 環境に配慮したライフスタイルの推進	8
エコライフチェック／ねりまエコ・アドバイザーによる学習支援／環境月間行事／省エネの啓発／練馬区民環境行動連絡会の活動支援／こどもエコクラブの活動支援／練馬区地球温暖化対策地域協議会(ねり☆エコ)	
3 区の率先行動	10
公用車の電動化／区役所のさらなる省エネ化／区役所のプラスチック削減／超高効率燃料電池システムの実証／非常用電源の確保／地域コージェネレーションシステムの運用／環境に配慮した電力の導入／区の事務事業による温室効果ガス排出量の削減	
第4項 まちづくりで環境に配慮する	13
1 環境影響評価(環境アセスメント)制度	13
環境アセスメントとは／環境アセスメントの対象事業／練馬区に關係する環境アセスメント対象事業	
2 練馬区まちづくり条例による開発調整手続	16
手続きの対象／令和6年度の届出件数／手続きの流れ(概要)	
第5項 良好な地域環境をつくる	17
1 大気汚染	17
大気汚染／光化学スモッグ／悪臭／ダイオキシン類／アスベスト	
2 放射線対策	29
3 騒音・振動	30
騒音・振動の状況／騒音の環境基準／発生源別の状況と対策／夜間騒音等実態調査／特定建設作業／自動車騒音対策	
4 工場・指定作業場等	38
工場の設置／指定作業場の設置／特定施設の設置／事業者等のその他の責務	

5 苦情・相談 -----	42
苦情・相談の受付から処理までの手順／苦情受付実績	
第6項 まちの美化を進める -----	45
1 まちの美化を推進するために -----	45
区内一斉清掃／町会・自治会などへの支援／歩行喫煙等の防止／落書対策	
2 カラス対策 -----	47
3 アライグマ・ハクビシン対策 -----	48
4 空き家等対策の推進 -----	48
空き家等の管理の適正化／あき地の管理の適正化	
第2章 みどりの保全と創出	
第1項 みどり豊かなまちづくりのために -----	50
1 みどり豊かなまちづくりを推進するために -----	50
練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例／練馬区みどりの総合計画の策定／練馬区緑化委員会	
2 みどりのネットワークの形成 -----	51
みどりのネットワーク形成の推進／みどりの普及啓発施設／民有樹林地の保全／地域ぐるみでの沿道緑化の推進／緑化計画の事前協議／樹木等伐採の届出	
3 みどりを育むムーブメントの輪を広げる -----	55
みどりの活動を支える人材の育成／地域に根ざした活動の拡充・支援／みどりの魅力を伝える情報発信の強化／練馬みどりの葉っぱい基金	
第2項 河川・池の環境 -----	56
1 水質調査 -----	56
環境基準／調査内容および結果	
2 水生生物調査 -----	60
第3章 循環型社会をつくる	
第1項 循環型社会の形成を目指した清掃とリサイクル事業 -----	61
1 概要 -----	61
2 循環型社会形成に向けた条例・計画等 -----	61
3 循環型社会に向けた3Rの推進 -----	62
4 統計から見たごみと資源 -----	63
ごみ量、資源量の推移／ごみの組成	
第2項 ごみの発生を抑制する -----	66
1 普及啓発事業 -----	66
ごみの減量、リサイクルについての情報発信／清掃事務所の様々な活動／リサイクルセンター	
2 食品ロスの削減に向けた取組 -----	67
3 生ごみの排出抑制 -----	68
学校等生ごみの資源化事業／生ごみ処理機などのあっせん・貸出し	
4 不用品の活用(再使用) -----	68
リサイクル・マーケットの開催支援／大型生活用品リサイクル情報掲示板	
第3項 リサイクルを進める -----	69
1 家庭系廃棄物における資源のリサイクル -----	69
集団回収／集積所での資源回収(古紙、容器包装プラスチック)／街区路線回収(びん・缶・ペットボトル)／拠点回収／練馬区資源循環センター	
2 事業系廃棄物における資源のリサイクル -----	72
区立施設におけるリサイクルの推進／小規模事業者に対する街区路線回収(びん・缶・ペットボトル)／事業系資源回収「商店街・オフィスリサイクル・ねりま」	

第4項	ごみの適正処理を進める	74
1	ごみの出し方と収集方法	74
2	ごみの処理	75
3	集積所の適正管理	75
4	高齢者などへのサービス(戸別訪問収集・粗大ごみ運び出し収集)	75
5	見守りサービス	75
6	し尿の処理と浄化槽	76
7	一般廃棄物処理業の許可	76
8	犬猫などの死体処理	76
9	有料ごみ処理券	76
10	有料粗大ごみ処理券	77
	主な粗大ごみ処理手数料／箱物家具の処理手数料／練馬区のごみの流れ図	
第5項	清掃リサイクル事業の今後の課題	79
1	ごみの減量に向けた取組	79
2	ごみの分別の徹底と資源化	79
3	環境負荷の低減	79
	廃棄物・リサイクル対策関連の法体系	80
	「練馬区の環境」年表	81

はじめに

1 発行目的

練馬区は、平成 18 年に練馬区環境基本条例を施行するとともに、環境保全の取組を区民・事業者・区が一体となって進めることを内外に明らかにするため、「環境都市練馬区宣言」を行いました。

「練馬区の環境」は、練馬区環境基本条例第 16～18 条に基づき、環境の監視・測定の結果および環境の保全に関する施策の実施状況等を公表し、区民・事業者の皆様と情報共有を図ることを目的に発行しています。

2 練馬区の概要

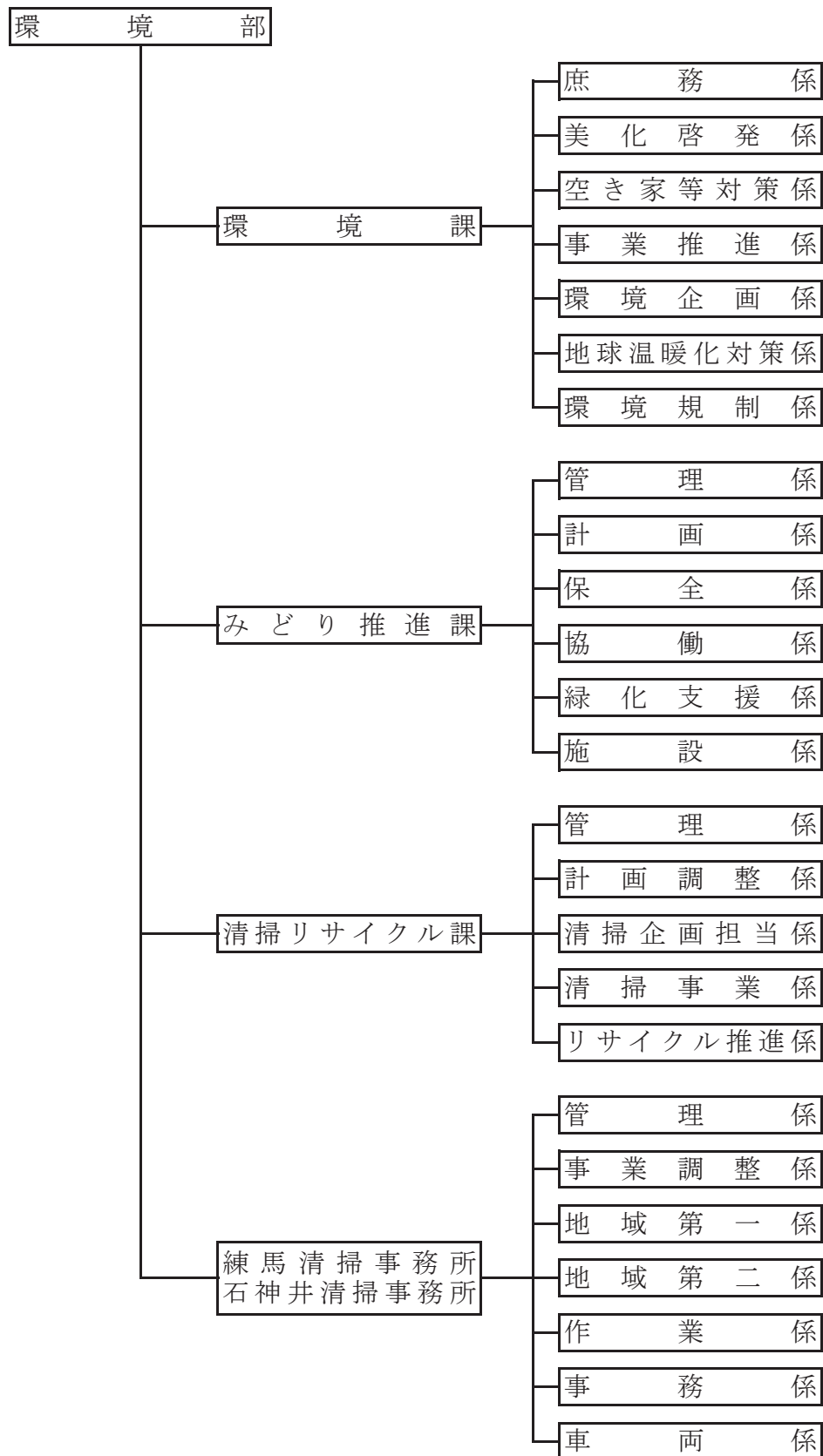


(令和 7 年 4 月 1 日現在)

面積	48.08km ²
総人口	747,771 人 ※外国人住民 27,084 人を含む
世帯数	398,027 世帯 ※外国人住民世帯を含む
人口密度	15,553 人/km ²

3 環境部の組織

(令和7年4月1日現在)



第1章 環境にやさしいまちをつくる

第1項 環境基本条例と環境基本計画

1 練馬区環境基本条例（平成18年6月制定）

(1) 目的

区の環境の保全にかかわる基本理念、区・事業者・区民の責務、環境の保全にかかわる基本的事項を定め、地球環境や広域的な環境の保全に貢献する。

(2) 基本理念

- ア 良好な環境を次世代に引き継ぐ
- イ 環境への負荷が少ない持続可能な社会を築く
- ウ 事業活動と日常生活全般において積極的に環境保全を進める

(3) 区民参加や区民への支援など

区は、区政への区民参加を進め、環境保全に関する区民活動を支援する仕組みを整備するとともに、環境学習や環境保全への意識啓発の推進に努める。
また、日常生活や事業活動が環境に大きな負荷をかけないように、必要に応じて区民や事業者措置を要請することができる。

(4) 環境に関する情報の公表

区は、環境についての調査・研究、情報の収集、監視・測定を実施し、報告書を作成し、結果を公表する。また、環境に関する情報を区民や事業者提供提供する。

(5) 練馬区環境審議会の設置

区の環境の保全に関して基本的事項を調査審議するため、区長の附属機関として設置しています。

委員の任期は2年で、区民、事業者、学識経験者等の委員25人以内で構成しています。

令和6年度は3回開催しました。

※令和6年度から、脱炭素社会実現に向けて取組の実効性を高めるため、「環境審議会」と「循環型社会推進会議」を再編・統合しました。

2 ゼロカーボンシティ宣言

区は、令和4年2月、2050年までにCO₂排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。

3 練馬区環境基本計画 2023（令和 5 年 9 月策定）

(1) 策定の背景、位置づけ

脱炭素社会の実現に向け、区民・事業者と協働して総合的な環境施策を展開するため、令和 5 年 9 月、「練馬区環境基本計画 2023」を策定しました。

本計画は、「練馬区環境基本計画 2020」「練馬区エネルギービジョン」および「練馬区環境管理実行計画」を統合した区の環境の保全に関する総合的な計画であり、今後、概ね 10 年間の区の環境施策の方向性および重点取組を示しています。また、地球温暖化対策推進法の「地方公共団体実行計画（区域施策編・事務事業編）」および気候変動適応法の「地域気候変動適応計画」として位置付けています。

(2) 計画期間

令和 5 年度から令和 14 年度まで

(3) 計画の目標

2050 年 CO₂排出実質ゼロという長期目標に向けた中期目標として、「2030 年度までに、区内 CO₂排出量を 2013 年度比 46%削減」としています。

施策を、エネルギー、みどり、清掃・リサイクル、地域環境の 4 つの分野に分け、それぞれに目標および指標を設定し、PDCA マネジメント手法により、毎年度点検・評価および見直しを行っています。

令和 6 年度の進捗状況は以下のとおりです。

分野	目標	指標	目標値	実績
エネルギー	区民とともにエネルギーの脱炭素化を進める	カーボンニュートラル化設備設置等補助による CO ₂ 削減量（累計）	2030 年度 17,080t-CO ₂	10,594 t-CO ₂
みどり	練馬のみどりを未来へつなぐ	練馬のみどりに満足している区民の割合 ※1	令和 30 年度 80% ※2	-
清掃・リサイクル	ごみの減量・資源化により循環型都市を目指す	区民 1 人 1 日あたりのごみ収集量 ※3	令和 8 年度 443g 以下	426.5g
地域環境	みどり豊かで快適な地域環境をつくる	区内の雨水流出抑制対策量（累計）※4	令和 19 年度 725,000 m ³	631,355 m ³

※1 練馬区みどりの総合計画（令和 6 年 3 月改定）に基づく令和 30 年度までの目標値

※2 みどりの実態調査において 5 年ごとに調査される項目（次回は令和 8 年度）

※3 練馬区第四次一般廃棄物処理基本計画（平成 29 年 3 月）に基づく令和 8 年度までの目標値

※4 練馬区総合治水計画（令和 3 年 3 月）に基づく令和 19 年度までの目標値

第2項 区の温室効果ガスの排出実態等

1 区の温室効果ガス排出量

(1) 温室効果ガスとは

地球温暖化対策推進法は、以下7種類の温室効果ガスを指定しています。

温室効果ガス	区で排出される代表的な活動	地球温暖化係数※
二酸化炭素 (CO ₂)	化石燃料の燃焼など	1
メタン (CH ₄)	自動車の走行など	28
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行など	265
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	業務用冷凍空調機器からの排出、家庭用エアコンおよび冷蔵庫からの排出など	1,300 など
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	半導体製造時の排出など (区ではほとんど排出されていない)	6,630 など
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気の絶縁体からの排出など (区ではほとんど排出されていない)	23,500
三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体製造時の排出など (区ではほとんど排出されていない)	16,100

※ 二酸化炭素の温室効果を1として、それぞれのガスの温室効果を示す値

(2) 区の温室効果ガス排出量

ア 温室効果ガス排出量の推移(基準年度および集計結果が公表されている直近3年度分)

	基準年度 H25年度 実績値	2年度 実績値	3年度 実績値	4年度 実績値
温室効果ガス排出量 (万 t-CO ₂ eq)	227.3	194.6	195.7	189.1
二酸化炭素 (CO ₂) 排出量 (万 t-CO ₂)	216.5	177.0	177.8	173.2
その他のガスの排出量 (万 t-CO ₂ eq)	10.7	17.6	17.9	15.9

イ 二酸化炭素 (CO₂) の部門別排出量の構成比(区と特別区全体)

二酸化炭素の排出量について部門別にみると、特別区全体では業務部門が最も多いのに対し、練馬区では家庭部門からの排出が5割以上を占めており、住宅都市としての特性が表れています。

部門	4 年度	
	練馬区	特別区全体
産業部門	3.6%	5.9%
業務部門	22.9%	42.1%
家庭部門	53.1%	32.6%
運輸部門	15.4%	15.7%
廃棄物部門	4.9%	3.6%

【参考】部門別の主なCO₂排出源

部門	主な排出源
産業部門	製造業、建設業、農業等でのエネルギー消費
業務部門	事務所・ビル、デパート、卸小売業、飲食店、学校、ホテル・旅館、病院、劇場、娯楽場、その他のサービス（福祉施設等）のエネルギー消費
家庭部門	家庭での冷暖房・給湯、家電の使用等によるエネルギー消費
運輸部門	家庭の自家用車、貨物車、事業者の自家用車の使用等
廃棄物部門	一般廃棄物の焼却等

※ 温室効果ガス排出量に関する数値は、オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」の算定による。

2 温室効果ガスの削減目標

(1) 削減目標の考え方

環境基本計画 2023 では、2050 年 CO₂排出実質ゼロ、脱炭素社会実現という長期目標に向けた取組を推進するにあたり、そのマイルストーンとして 2030 年度の削減目標を設定しました。

成果指標は、区民や事業者の省エネ・再エネの取組により削減が可能で、削減量を把握しやすい CO₂を設定しました。その他の温室効果ガスについても、排出量の削減に取り組みます。

(2) 削減目標

2030 年度までに、区内 CO₂排出量を 2013 年度比 46%削減

第3項 削減目標達成に向けた取組

1 住宅等の消費エネルギー削減

(1) 新築住宅の環境性能向上の啓発

国は、令和7年度から、小規模住宅を含む全ての新築建築物に省エネ基準適合を義務付けました。また、東京都も令和7年度から、大手住宅メーカーを対象として、都内の新築住宅に太陽光発電など再エネ設備の設置を義務付けました。

区は、新築住宅の環境性能の向上に向け、区民・事業者への周知を図り、新築住宅のZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）化を促進しています。

(2) 既存住宅の省エネ化・再エネ導入支援

平成18年度から、省エネ効果の高い設備、再エネ設備、蓄電システム、V2H※などを導入する費用の一部を補助し、既存住宅の省エネ化や再エネ導入を促進しています。

※ Vehicle to Home（ビークル・トゥ・ホーム）の略。
電気自動車（EV）から住宅への給電、住宅から電気自動車への充電を可能とする機器。



太陽光発電設備

令和6年度補助実績

補助対象設備	補助対象者と補助上限額	件数（件）	金額（千円）
太陽光発電設備	個人 20万円	288	51,036
	事業者 20万円	0	0
	管理組合 20万円	0	0
蓄電システム	個人 6万円	187	11,180
	事業者 6万円	0	0
	管理組合 20万円	0	0
エネファーム	個人 5万円	115	5,750
	事業者 5万円	0	0
エコキュート	個人 2.5万円	30	750
	事業者 2.5万円	0	0
V2H	個人 10万円	2	200
	事業者 10万円	0	0
	管理組合 20万円	0	0
LED化改修	管理組合 20万円	9	1,800
窓の断熱改修	個人 12万円	175	14,832
	事業者 12万円	1	104
	管理組合 20万円	0	0
合 計		807	85,652



エネファーム



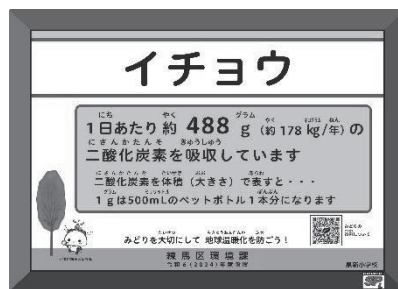
エコキュート

2 環境に配慮したライフスタイルの推進

(1) エコライフチェック

エコライフチェックとは、環境に配慮した行動（エコライフ）を学び、エコライフによるCO₂排出量削減効果を確認（チェック）することで、日常生活での実践につなげる取組です。

令和6年度は、21,278人の参加により1,080kgのCO₂排出量を削減しました。また、エコライフチェックに参加した小中学校に、CO₂吸収量を示した樹木プレートを設置し、身近なみどりの役割を学ぶ環境学習に活用しています。



樹木プレート

(2) ねりまエコ・アドバイザーによる学習支援

ねりまエコ・アドバイザーとは、環境学習や環境保全活動への助言・協力等を行う、ボランティアです。

令和6年度は、小学校や図書館など延べ6施設で学習支援を行いました。

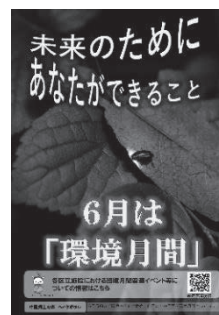


環境学習の様子(小学校)

(3) 環境月間行事

国では、6月5日を「環境の日」と定めており、毎年この日を含む6月を「環境月間」としています。

区では、環境月間にあわせて、区役所やリサイクルセンター、図書館などで環境に関する様々なイベントを実施しています。



環境月間周知ポスター

(4) 省エネの啓発

エネルギー使用量が増加する夏と冬の時期にあわせて、区報やホームページを通じて、家庭でできる省エネの具体的な取組を、省エネ効果や節約額が見える形で紹介しています。

(5) 練馬区民環境行動連絡会の活動支援

「練馬区民環境行動連絡会」は、平成 16 年に策定した「練馬区民環境行動方針」に基づく各プロジェクト間の連絡・調整等を担う組織で、区は活動の支援を行っています。

令和 6 年度は、区民環境行動講演会「みんなで話そう！気候変動！～未来の地球にできること～」を共催しました。

(6) こどもエコクラブの活動支援

(公財)日本環境協会が実施・運営するこどもエコクラブ(子どもたちの自主的な環境学習や環境保全活動を支援する全国規模の環境活動クラブ)事業の地域事務局として、事業の周知などに協力しています。

令和 6 年度は 15 クラブ 175 名が登録・活動しました。

(7) 練馬区地球温暖化対策地域協議会(ねり☆エコ)

区民、事業者、区などが連携・協力して、日常生活で排出する温室効果ガスを削減するため、平成 22 年 5 月に発足しました。

協議会は 26 会員で構成されており、令和 6 年度は、以下の取組を実施しました。

ア ねりま環境まなびフェスタ

主に小・中学生とその保護者を対象として、環境に対する意識を高めるため、参加・体験型イベント「ねりま環境まなびフェスタ」を区環境部と共催で開催しています。

令和 6 年度は、27 の事業者・団体が参加しました(来場者約 1,700 人)。

イ スタート！エコライフ

区民団体・事業者等が省エネ・省資源・節電など、環境に役立つ暮らしのヒントを展示・紹介しています。

令和 6 年度は 22 団体が参加しました。

ウ こどもエコ・コンクール

小学 3 年生から中学 2 年生までを対象に、環境に関する絵のコンクールを実施しています。

令和 6 年度は、2,749 点の応募があり、入賞作品等は区役所や図書館、四季の香ローズガーデンなど、12 か所で展示しました。

エ ホームページでの普及啓発

地球温暖化や省エネの解説記事をはじめ、家庭での省エネのコツを紹介する「ねりまのエコ暮らし帳」、動画で学べる「たのしく学ぼう！地球温暖化」、クイズ形式で学べる「ねり☆エコ e-ラーニング」などのコンテンツを公開しています。

オ 事業者向け支援策の周知

国・都・区などが実施する事業者支援策を周知しています。

令和6年度は都 HTT 実施推進ナビゲーター事業と連携した啓発を実施しました。

3 区の率先行動

(1) 公用車の電動化

自動車の使用に伴う温室効果ガス排出量を削減するため、区が導入する車両は、「低燃費・低公害車の導入に関する手順書」に基づき、電動車等の環境負荷が少ない自動車を選定しています。

令和6年度には新たに9台の電動車を導入し、令和6年度末現在で56台の電動車を使用しています。

(2) 区役所のさらなる省エネ化

区役所は、省エネ法の「第二種エネルギー管理指定工場」に該当し、毎年度エネルギー使用量等の報告が義務付けられています。また、都の「キャップ&トレード制度」の対象事業所としてCO₂排出総量の削減が義務付けられており、第一計画期間、第二計画期間ともに削減義務率を上回る削減を達成しています。

(3) 区役所のプラスチック削減

「練馬区役所プラスチック削減指針」に基づき、庁舎食堂・売店のレジ袋やプラスチック製カトラリーの削減、イベント出展者へプラスチック削減を呼び掛けるチラシの配布など、プラスチックごみの発生抑制に向けた取組を進めています。

また、マイボトルの利用を促進し、プラスチックごみを削減するため、区役所やリサイクルセンターなどにマイボトル用給水機を設置しています。

令和6年度には、新たに4台設置し、令和6年度末時点で21台となっています。

(4) 超高効率燃料電池システムの実証

超高効率燃料電池システムは、都市ガスから取り出した水素と空気中の酸素を反応させ、世界最高クラスの発電効率（65％）を実現した燃料電池システムです。

区は、練馬区社会福祉事業団および東京ガス㈱と協働して、令和3年度から、田柄特別養護老人ホームにおいて、システムで発電した電力を施設へ供給し、CO₂排出量の削減効果等を検証しました。



田柄特別養護老人ホームに設置した
超高効率燃料電池システム

(5) 非常用電源の確保

災害による大規模な停電発生時に、電気自動車等の「動く蓄電池」としての特性を活かし、区、事業者、区民が協働して、医療救護所等で給電活動を行います。

公用車の電気自動車9台、燃料電池自動車2台を活用するほか、自動車販売店およびメーカー3社と「災害時における電気自動車等からの電力供給の協力に関する協定」を締結し、災害時に電気自動車等および充電スタンドの貸与を受ける体制を整備しています。さらに、区民が保有する電気自動車等を災害時に避難拠点の電源として活用する「災害時協力登録車制度」を運用しています。

また、車両から電気を供給する際に使用する外部給電器を、医療救護所10か所および区役所本庁舎に配備しています。

(6) 地域コジェネレーションシステムの運用

コジェネレーションシステムは、天然ガス等を燃料として発電し、その際に出る廃熱を給湯や冷暖房等に利用する、効率的で低炭素なエネルギーシステムです。このシステムを活用して、災害時に、災害拠点病院で発電した電力の一部を近隣の医療救護所へ供給する「地域コジェネレーションシステム」を整備しています。供給された電力は、医療救護所の照明等に利用します。

令和2年度から順天堂練馬病院と石神井東中学校との間で、令和4年度から練馬光が丘病院と光が丘秋の陽小学校との間で、それぞれ運用しています。



順天堂練馬病院に整備した地域コジェネレーションシステム

(7) 環境に配慮した電力の導入

区内最大の事業者である区は、事務事業の実施にあたり多くの電力を使用しています。

電力使用に伴うCO₂排出量を削減するため、環境に配慮した電力の導入を進めています。これまでに区立施設 25 施設で、清掃工場のごみ焼却によって発生する熱エネルギーを活用したCO₂排出量の少ない電力を導入してきました。

令和 6 年度からは、区役所練馬庁舎に再生可能エネルギー電力を導入しています。

(8) 区の事務事業による温室効果ガス排出量の削減

地球温暖化対策推進法は、地方公共団体に対して、事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減を目的とした「地方公共団体実行計画（事務事業編）」の策定・公表を義務付けています。区は、本計画を環境基本計画 2023 において位置づけており、区の事務事業による温室効果ガス排出量を令和 12 年（2030 年）度までに、平成 25 年（2013 年）度比 46%削減することを目指しています。

温室効果ガス排出量と項目別実績値

	基準年度 H25 年度 実績値	4 年度 実績値	5 年度 実績値	6 年度 実績値
温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)※	48,458	43,085	36,087	37,266
電気使用量(千 kWh)	72,723	67,191	65,635	67,434
都市ガス使用量(千 m ³)	4,556	5,024	4,953	5,315
L P G 使用量(kg)	51,915	41,443	39,642	40,424
重油使用量(ℓ)	413,074	335,810	367,169	362,540
灯油使用量(ℓ)	3,819	1,645	1,177	2,726
地域冷暖房熱使用量(GJ)	15,246	18,677	13,099	10,774
自動車燃料使用量 (ガソリン換算値)(ℓ)	220,580	148,849	143,172	133,194
水道使用量(千 m ³)	1,618	1,368	1,433	1,379
用紙使用量 (A4 換算値)(千枚)	112,221	121,010	119,806	122,738
廃棄物排出量(t)	2,606	2,532	2,428	2,439

※ 環境省が「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」における温室効果ガス排出量の標準的な手法を令和 5 年 3 月に改めたことに伴い、区の平成 25 年度以降の排出量を標準的な手法により再算定した。

第4項 まちづくりで環境に配慮する

1 環境影響評価（環境アセスメント）制度

(1) 環境アセスメントとは

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、大規模なまちづくりを進める際に、その計画の実施が環境に与える影響を予測・評価して結果を公表し、住民や自治体の意見を事業計画に反映させ、環境に対する著しい影響の発生を未然に防止するための一連の手続きです。

環境アセスメントは、昭和44年にアメリカで初めて制度化され、日本では平成9年6月に「環境影響評価法」が成立（平成11年6月施行）しました。

東京都では、昭和56年10月から「東京都環境影響評価条例」に基づく環境アセスメントを実施しています。平成14年7月には条例を改正し、全国に先がけて、まちづくりの計画段階で環境影響を予測評価する「計画段階アセスメント」を導入（平成15年1月施行）し、従来の事業段階アセスメント制度と一体で運用しています。

(2) 環境アセスメントの対象事業

ア 環境影響評価法の対象事業（法アセス）

法アセスの対象となる事業は、道路、ダム、鉄道、発電所の新設など13種類あります。このうち、規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業を「第一種事業」とし、環境影響評価の手続を必ず行うこととしています。

「第一種事業」に準ずる規模の大きさの事業を「第二種事業」とし、環境影響評価を行うかどうかを個別に判断します。

イ 東京都環境影響評価条例の対象事業（条例アセス）

条例アセスの対象となる事業は、道路の新設または改築、鉄道・軌道またはモノレールの建設または改良、高層建築物の新築など26種類あります。なお、法アセス対象となった事業は条例アセス対象から除外されますが、法アセスの第二種事業のうち許認可権者が対象外と判定したものは条例アセスの対象となります。

環境アセスメントの対象事業の例

環境影響評価法対象事業	東京都環境影響評価条例対象事業
「第一種事業」の例	「条例対象事業」の例
①高速自動車国道（新設：すべて、改築：車線数増加1 km以上） ②一般国道（新設／改築（車線数増加等）4車線以上、10 km以上） ③普通鉄道（建設／改良10 km以上） ④土地区画整理事業（100 ㏊以上）	①高速自動車国道・自動車専用道路（新設：すべて、改築：1 km以上） ②その他の道路（新設／改築4車線以上、1 km以上） ※ 新設／改築1 km未満でも対象事業の一部または延長として実施するものは対象 ※ 改築は幅員増加を伴わない場合でも4車線以上になるものは対象
「第二種事業」（「第一種事業」に準ずる規模の大きさの事業）の例	
①一般国道（新設／改築（車線数増加等）4車線以上、7.5～10 km未満） ②普通鉄道（建設／改良7.5～10 km未満） ③土地区画整理事業（75～100 ㏊未満）	③鉄道（新設：すべて、改良（線増含む）：1 km以上） ④住宅団地の新設（住宅戸数1,500戸以上） ⑤高層建築物の新築（高さ100m超、延べ面積10万㎡超） ※ 特定の地域（都心、副都心、都市再生緊急整備地域等）の場合は高さ180m超、延べ面積15万㎡超 ⑥土地区画整理事業（40 ㏊以上（樹林地等を15 ㏊以上含む場合は20 ㏊以上））

環境アセスメントを行う項目

環境影響評価法			東京都環境影響評価条例	
環境影響評価の対象となる環境要素			環境影響評価における予測・評価項目	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質・騒音・振動・悪臭・その他	大気汚染	悪臭
	水環境	水質・底質・地下水・その他	騒音・振動	水質汚濁
	土壌環境・その他の環境	地形・地質・地盤・土壌・その他	土壌汚染	地盤
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	植物・動物・生態系		地形・地質	水循環
人と自然との豊かな触れ合い	景観・触れ合い活動の場		生物・生態系	日影
環境への負荷	廃棄物等・温室効果ガス等		電波障害	風環境
			景観	史跡・文化財
			自然との触れ合い活動の場	
			廃棄物	温室効果ガス
			その他知事が定める項目	

(3) 練馬区に関する環境アセスメント対象事業（*印の事業は、練馬区内に事業地が含まれるもの）

ア 環境影響評価法による環境アセスメント手続

都市高速道路外郭環状線（世田谷区宇奈根～練馬区大泉町間）建設事業：平成 15 年度*

イ 東京都環境影響評価条例による環境アセスメント手続

(ア) 都市高速道路外郭環状線（放射 7 号線～埼玉県境間）建設事業：昭和 60 年度*

(イ) 東京都新都庁舎建設事業：昭和 61 年度

(ロ) 都市高速鉄道第 12 号線新宿・練馬間建設事業：昭和 63 年度*

(エ) 東京ガス新宿超高層ビル（仮称）建設事業：平成元年度

(オ) 東京都市計画道路環状第 8 号線（練馬区北町～板橋区若木間）建設事業：平成 2 年度*

(カ) 初台淀橋街区建設事業：平成 3 年度

(キ) 西武鉄道新宿線（西武新宿～上石神井間）複々線化事業：平成 4 年度（平成 7 年 4 月取下げ）*

(ク) 東京都市計画道路環状第 8 号線（練馬区南田中～高松間）建設事業：平成 5 年度*

(ケ) （仮称）日本橋室町二丁目ビル建設事業：平成 11 年度→平成 14 年度の条例改正により手続途中で対象外

(コ) 東京都市計画道路放射第 35 号線（練馬区早宮～北町間）建設事業：平成 11 年度*

(サ) （仮称）西新宿六丁目西第 6 地区市街地再開発事業：平成 12 年度→平成 14 年度の条例改正により手続途中で対象外

(シ) 西新宿八丁目成子地区再開発ビル建設事業：平成 13 年度

(ス) （仮称）赤坂九丁目地区開発事業：平成 14 年度

(セ) 西武池袋線（練馬高野台駅～大泉学園駅間）の連続立体交差事業及び同線（練馬高野台駅～石神井公園駅間）の複々線化事業：平成 15 年度*

(ソ) 練馬清掃工場建替事業：平成 19 年度*

(タ) 東京都市計画道路放射第 35・36 号線（板橋区小茂根四丁目～練馬区早宮二丁目間）建設事業：平成 20 年度*

(チ) 光が丘清掃工場建替事業：平成 25 年度*

(ツ) 西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業：平成 30 年度*

(テ) 池袋駅西口地区及び池袋駅直上西地区第一種市街地再開発事業：令和 6 年度

ウ 埼玉県環境影響評価条例による環境アセスメント手続

和光都市計画事業（仮称）和光北インター東部地区土地地区画整理事業：平成 28 年度

2 練馬区まちづくり条例による開発調整手続

練馬区まちづくり条例では、自動車駐車場等に係る開発事業について、地域における特性を活かし、美しく魅力あるまちをつくり、次世代へ引き継いでいくことを目的に、条例に基づく手続を行うことを定めています。

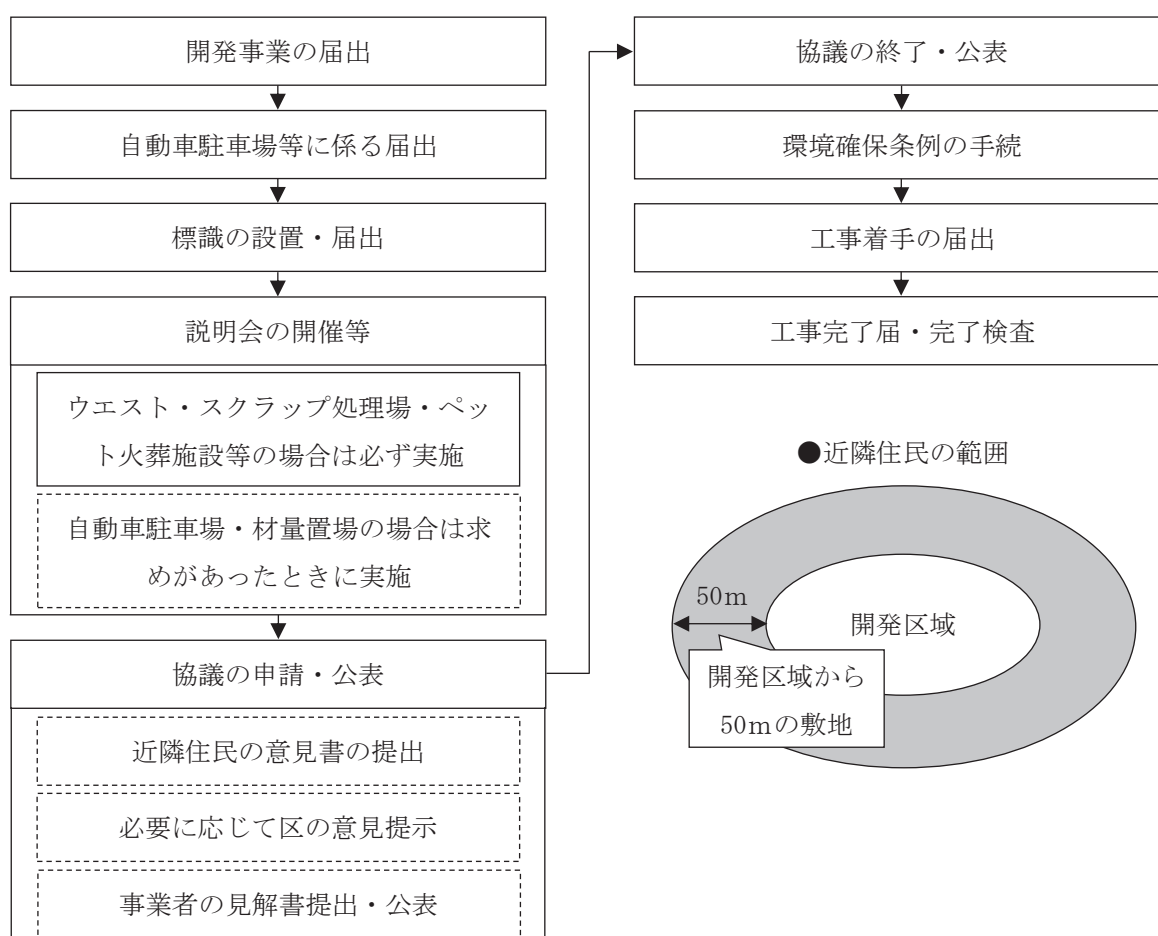
(1) 手続きの対象

- ア 床面積 300 m²以上の自動車駐車場の建築（建築物に付属する駐車場および延べ面積 3,000 m²以上かつ高さ 15m 以上の建築に該当する駐車場を除く）
- イ 開発区域面積 300 m²以上の自動車駐車場の設置（アを除く）
- ウ 開発区域面積 300 m²以上の材料置場の設置
- エ 開発区域面積 300 m²以上のウエスト・スクラップ処理場の設置
- オ アまたはイの規模の既存自動車駐車場の形式変更または路面舗装工事
- カ ペット火葬施設等の設置

(2) 令和 6 年度の届出件数

令和 6 年度の条例に基づく自動車駐車場等の開発に係る届出件数は計 7 件で、「(1) 手続きの対象」ア・イに該当する届出でした。

(3) 手続きの流れ（概要）



第5項 良好な地域環境をつくる

経済の高度成長期における環境問題は、「公害の克服」が中心課題でした。当時は、ばい煙や自動車による大気汚染、工場や家庭からの排水による河川の汚濁、建設工事や事業所からの騒音・振動などが問題となっていました。その後、燃焼技術の向上や下水道の普及、工事方法の改良などにより、大きく改善されました。

1990年代以降顕在化したアスベストや土壌汚染等は、法整備も進み、改善への取組が着実に行われています。

フロンガスによるオゾン層の破壊、CO₂の排出による地球温暖化、プラスチックの燃焼などで発生するダイオキシン類による汚染などの問題は、地球的規模で取組の強化が図られています。

区では、大気汚染の状況を常時監視するとともに、区立施設において空間放射線量の定期測定などを実施し、生活環境の保全に努めています。

1 大気汚染

(1) 大気汚染

大気汚染とは、人の生活や事業活動などによって排出されるさまざまな物質が、大気中で化学変化を伴うものも含めて、人の健康に支障を及ぼす物質として、大気を汚染することをいいます。

大気汚染の発生源には、工場・事業場等の固定発生源と自動車等の移動発生源があります。大気汚染の原因となる物質には、窒素酸化物、いおう酸化物、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5）、光化学オキシダントおよびベンゼン等の揮発性有機化合物などがあります。

ア 環境基準

環境基準とは、人の健康を保護し、生活環境を良好に保つため、維持することが望ましい基準のことです。これは、環境基本法に定められており、環境基本法制定以前は、公害対策基本法で環境基準が定められていました。

大気汚染の環境基準については、昭和40年代に一酸化炭素や光化学オキシダントなどが、平成21年には微小粒子状物質（PM2.5）が定められました。

大気汚染に係る主な環境基準は次表のとおりです。

大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準	長期的評価の方法	発生原因	健康への影響	汚染防止対策
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日 平均値 0.04ppm から 0.06ppm ま でのゾーン内ま たはそれ以下	年間の 1 時間値の 1 日平均値のうち、低 い方から 98%に相当 する日の値 (98% 値) が 0.06ppm 以下 であれば「達成」と する。※ ¹	工場事業場及び 自動車などの燃 焼に伴い発生	喉や肺を刺激 し気管支炎や 上気道炎など を起こす。	低 NO _x 燃焼、排 煙脱硫、自動 車排ガス低減
浮遊粒子状 物質 (SPM)	1 時間値の 1 日 平均値が 0.10 mg /m ³ 以下であり、 かつ 1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下	年間の 1 時間値の 1 日平均値のうち、高 い方から 2%の範囲 にあるものを除外し た日の値 (2%除外 値) が環境基準以下 である場合は「達 成」と評価する。 ただし、1 日平均値 が 2 日以上連続して 環境基準を超えてい た場合は「非達成」 とする。※ ¹	工場などからの ばいじんと粉じ ん、ディーゼル 黒煙による。	肺胞に沈着し 気管支炎や上 気道炎などを 起こす。	電気集じん機 (ばいじん)、 防じんカバー の設置 (粉じ ん)
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日 平均値が 10ppm 以下であり、か つ 1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下	1 時間値の 1 日 平均値が 10ppm 以下であり、か つ 1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下	不完全燃焼に伴 い発生、主に自 動車排出ガスに よる。	血液中のヘモ グロビンと結 びつき、酸素 欠乏を起こ す。	自動車排ガス の低減
微小粒子状 物質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15 μg/ m ³ 以下であ り、かつ、1 日 平均値が 35 μg/ m ³ 以下	1 年間の平均値を環 境基準(15 μg/ m ³)と 比べて評価する。※ ²	工場などからの ばいじんと粉じ ん、ディーゼル 黒煙による。	肺胞に沈着し 気管支炎や上 気道炎などを 起こす。	電気集じん機 (ばいじん)、 防じんカバー の設置 (粉じ ん)
光化学オキ シダント (O _x)	1 時間値が 0.06ppm 以下		窒素酸化物と炭 化水素類の光化 学反応により二 次的に発生	目、喉などを 強く刺激	施設構造の改 良、処理装置 設置など自動 車排出ガス低 減

※¹ 1 年間に 6,000 時間以上測定した測定室を評価の対象とする。

※² 1 時間値の欠測が 4 時間を超える測定日の 1 日平均値は用いないものとし、年間の総有効測定日数が 250 日に満たない測定室については評価の対象としない。

有害大気汚染物質に係る環境基準

物質	環境基準
ベンゼン	1 年平均値が 0.003 mg/m ³ 以下
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13 mg/m ³ 以下
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15 mg/m ³ 以下

イ 自動車による大気汚染に対する国および東京都の対策

国および東京都では、自動車が主な発生源である二酸化窒素および浮遊粒子状物質に係る環境基準達成に向け取り組んできました。

国は、平成 4 年 6 月に「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」を定め、窒素酸化物等の排出削減に取り組んできました。東京都はこれに基づき平成 16 年 3 月に、二酸化窒素、浮遊粒子状物質に係る環境基準を令和 2 年度までに達成することを目標とした「東京都自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画」を策定しました。

また、自動車公害対策としてディーゼル車の粒子状物質の排出基準を定め、基準を満たさない車両の都内通行禁止などにより、粒子状物質の抑制に努めてきました。現在では、低公害車・低燃費車の普及促進を図るためのハイブリッドトラック導入補助金などを設け、粒子状物質排出量の更なる低減を進めることで、自動車交通に起因する大気環境は改善傾向にあります。

ウ 大気汚染の常時測定

区内の大気汚染の現状を把握するため、東京都環境局が区内の 3 か所で大気の常時測定を行っています。このほか、区では 7 か所（一般 3 か所、沿道 4 か所：大気汚染測定室配置図のとおり）で大気の常時測定をしています。

なお、自動車排出ガスに含まれる二酸化窒素（NO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）は、都内全域で環境基準を長期間継続して達成しており、今後も EV 車の増加等により更なる改善が見込まれることから、沿道の 3 か所（長光寺橋公園、小竹、高松一丁目）の測定室は令和 4 年度末で監視を終了しました。

大気汚染測定室別測定項目

測定室		分類	測定項目	測定開始年
都測定局	練馬区石神井町(都立石神井公園)	一般	O _x , NO _x , WM4, CO, SPM, NMHC, PM2.5	平成21年
	練馬区北町(北町小学校)	一般	O _x , NO _x , WM4, SPM, PM2.5, SR	昭和47年
	練馬区練馬(開進第二中学校)	一般	NO _x , SPM, WM4, PM2.5	平成元年
区測定室	豊玉北	一般	O _x , NO _x , SPM	昭和47年
	石神井南中学校	一般	O _x , NO _x	昭和47年
	大泉中学校	一般	O _x , NO _x	昭和48年
	くすのき緑地	沿道	NO _x	平成20年 (移設)
	石神井西小学校	沿道	NO _x	昭和58年
	谷原交差点	沿道	NO _x , SPM	昭和59年
	大泉町四丁目	沿道	NO _x	平成6年

※ 「一般」とは大気汚染一般環境測定室

※ 「沿道」とは大気汚染沿道環境測定室

※ WM4：気象計（風向・風速・温度・湿度） SR：日射量 NO_x：窒素酸化物計

SPM：浮遊粒子状物質計 O_x：光化学オキシダント計 CO：一酸化炭素計

PM2.5：微小粒子状物質計 NMHC：非メタン炭化水素計

大気汚染測定室配置図



エ 大気汚染常時測定の結果

令和6年度の区内の大気汚染物質ごとの状況は、次表のとおりです。

光化学オキシダント（ O_x ）、浮遊粒子状物質（SPM）の測定結果

	測定項目 測定室	光化学オキシダント（ O_x ）			浮遊粒子状物質（SPM）		
		昼間の1時間 値の1日平均 値（ppm）	昼間の1時間 値の最高値 （ppm）	環境 基準 達成 状況	1時間値の 1日平均値 （ mg/m^3 ）	日平均値の 2%除外値 （ mg/m^3 ）	環境 基準 達成 状況
2 年 度	豊 玉 北	0.034	0.178	×	0.015	0.041	○
	石神井南中学校	0.032	0.151	×	－	－	－
	大 泉 中 学 校	0.031	0.133	×	－	－	－
	長 光 寺 橋 公 園	－	－	－	0.014	0.041	○
	谷 原 交 差 点	－	－	－	0.017	0.044	○
	小 竹	－	－	－	0.013	0.035	○
	高 松 一 丁 目	－	－	－	0.014	0.039	○
3 年 度	豊 玉 北	0.034	0.149	×	0.012	0.029	○
	石神井南中学校	0.033	0.156	×	－	－	－
	大 泉 中 学 校	0.033	0.106	×	－	－	－
	長 光 寺 橋 公 園	－	－	－	0.012	0.031	○
	谷 原 交 差 点	－	－	－	0.013	0.030	○
	小 竹	－	－	－	0.011	0.027	○
	高 松 一 丁 目	－	－	－	0.011	0.029	○
4 年 度	豊 玉 北	0.033	0.160	×	0.014	0.031	○
	石神井南中学校	0.032	0.149	×	－	－	－
	大 泉 中 学 校	0.032	0.123	×	－	－	－
	長 光 寺 橋 公 園	－	－	－	0.014	0.033	○
	谷 原 交 差 点	－	－	－	0.015	0.033	○
	小 竹	－	－	－	0.012	0.026	○
	高 松 一 丁 目	－	－	－	0.013	0.032	○
5 年 度	豊 玉 北	0.035	0.129	×	0.014	0.030	○
	石神井南中学校	0.034	0.123	×	－	－	－
	大 泉 中 学 校	0.032	0.107	×	－	－	－
	谷 原 交 差 点	－	－	－	0.014	0.031	○
6 年 度	豊 玉 北	0.037	0.151	×	0.014	0.033	○
	石神井南中学校	0.036	0.148	×	－	－	－
	大 泉 中 学 校	0.034	0.137	×	－	－	－
	谷 原 交 差 点	－	－	－	0.014	0.036	○

※ 光化学オキシダントにおける環境基準の評価は、昼間（5時～20時）の時間帯の測定値で行う。

1年間で昼間の1時間値が1回でも環境基準値を超えたかどうかで評価をする。（短期的評価）

※ 浮遊粒子状物質の「日平均値の2%除外値」については、大気汚染に係る環境基準の「長期的評価の方法」（18ページ）を参照

※ 令和4年度末に長光寺橋公園、小竹、高松一丁目測定室を廃止

窒素酸化物 (NO_x) の測定結果

	測定項目 測定室	一酸化窒素 (NO)			二酸化窒素 (NO ₂)				
		1 時間値		1 日平均値	1 時間値		1 日平均値		
		1 日平均値 (ppm)	年度最高値 (ppm)	年度最高値 (ppm)	1 日平均値 (ppm)	年度最高値 (ppm)	日平均の98% (ppm)	年度最高値 (ppm)	環境基準達成状況
2 年度	豊玉北	0.003	0.176	0.047	0.013	0.081	0.034	0.047	○
	石神井南中学校	0.003	0.140	0.053	0.013	0.072	0.034	0.046	○
	大泉中学校	0.005	0.359	0.085	0.014	0.105	0.036	0.052	○
	くすのき緑地	0.017	0.243	0.096	0.020	0.103	0.040	0.054	○
	石神井西小学校	0.009	0.139	0.061	0.017	0.068	0.035	0.047	○
	長光寺橋公園	0.010	0.120	0.065	0.019	0.073	0.040	0.049	○
	谷原交差点	0.008	0.168	0.065	0.018	0.094	0.037	0.050	○
	小竹	0.005	0.168	0.066	0.015	0.080	0.036	0.049	○
	高松一丁目	0.006	0.163	0.065	0.015	0.087	0.036	0.048	○
	大泉町四丁目	0.005	0.134	0.060	0.015	0.082	0.033	0.047	○
3 年度	豊玉北	0.002	0.175	0.038	0.012	0.073	0.032	0.039	○
	石神井南中学校	0.003	0.101	0.041	0.012	0.081	0.029	0.039	○
	大泉中学校	0.006	0.371	0.085	0.015	0.099	0.037	0.046	○
	くすのき緑地	0.016	0.188	0.089	0.020	0.078	0.039	0.045	○
	石神井西小学校	0.009	0.120	0.049	0.016	0.074	0.031	0.039	○
	長光寺橋公園	0.009	0.096	0.046	0.017	0.084	0.034	0.040	○
	谷原交差点	0.008	0.162	0.064	0.018	0.085	0.035	0.044	○
	小竹	0.005	0.148	0.064	0.014	0.084	0.033	0.042	○
	高松一丁目	0.006	0.144	0.057	0.014	0.080	0.032	0.041	○
	大泉町四丁目	0.005	0.129	0.053	0.014	0.077	0.032	0.041	○
4 年度	豊玉北	0.002	0.148	0.032	0.012	0.066	0.028	0.041	○
	石神井南中学校	0.003	0.099	0.036	0.012	0.067	0.029	0.039	○
	大泉中学校	0.005	0.254	0.046	0.013	0.105	0.033	0.044	○
	くすのき緑地	0.015	0.175	0.088	0.019	0.073	0.037	0.047	○
	石神井西小学校	0.007	0.170	0.035	0.016	0.079	0.032	0.041	○
	長光寺橋公園	0.009	0.111	0.042	0.016	0.061	0.033	0.043	○
	谷原交差点	0.007	0.100	0.049	0.017	0.066	0.033	0.045	○
	小竹	0.005	0.172	0.063	0.014	0.072	0.032	0.043	○
	高松一丁目	0.005	0.138	0.049	0.013	0.071	0.030	0.041	○
	大泉町四丁目	0.004	0.098	0.046	0.013	0.070	0.030	0.040	○
5 年度	豊玉北	0.002	0.093	0.023	0.011	0.069	0.029	0.044	○
	石神井南中学校	0.003	0.366	0.045	0.011	0.099	0.032	0.042	○
	大泉中学校	0.006	0.416	0.083	0.013	0.126	0.034	0.053	○
	くすのき緑地	0.012	0.193	0.059	0.018	0.076	0.038	0.049	○
	石神井西小学校	0.007	0.114	0.034	0.015	0.074	0.035	0.046	○
	谷原交差点	0.007	0.113	0.039	0.016	0.073	0.033	0.046	○
	大泉町四丁目	0.004	0.116	0.033	0.013	0.074	0.031	0.042	○
6 年度	豊玉北	0.002	0.083	0.019	0.011	0.065	0.027	0.035	○
	石神井南中学校	0.002	0.073	0.023	0.011	0.064	0.025	0.033	○
	大泉中学校	0.006	0.354	0.061	0.013	0.111	0.035	0.054	○
	くすのき緑地	0.011	0.100	0.045	0.017	0.072	0.037	0.042	○
	石神井西小学校	0.006	0.108	0.030	0.014	0.063	0.029	0.036	○
	谷原交差点	0.006	0.148	0.039	0.016	0.069	0.034	0.041	○
	大泉町四丁目	0.003	0.094	0.032	0.012	0.066	0.028	0.035	○

※ 令和4年度末に長光寺橋公園、小竹、高松一丁目測定室を廃止

(2) 光化学スモッグ

光化学スモッグの原因となるオゾンなどの光化学オキシダント（酸化性物質）は、自動車や工場から排出される窒素酸化物および揮発性有機化合物（VOC）が、太陽の強い紫外線により化学反応を起こすことで発生します。日差しが強くて気温が高い、風が弱いなどの気象条件によっては、光化学オキシダントが高濃度になり、白くモヤがかかったような状態になることがあります。この状態を「光化学スモッグ」と呼んでいます。

光化学スモッグが発生すると、目や喉の粘膜が刺激され、その結果、目がチカチカする、喉が痛む、頭痛がする、息苦しいなどの症状が出る場合があります。

昭和 45 年に杉並区の高等学校で発生した事例が日本で最初の光化学スモッグ被害です。その後、2 例目として大泉中学校（昭和 46 年）、3 例目として石神井南中学校（昭和 47 年）と、区内での被害が続きました。

光化学スモッグ情報は、「東京都大気汚染緊急時対策実施要綱（オキシダント）」に基づいて発令され（次表の「発令基準」のとおり）、東京都から各区市町村に提供されます。区では、光化学スモッグ注意報、警報、重大緊急報の発令があった場合、「練馬区光化学スモッグ緊急対策実施要綱」に基づき、防災無線放送塔により区民に情報提供し、注意を喚起しています。また、学校情報が提供された場合は、防災ラジオにより学校等の施設に情報提供を行っています。

発令基準

段階	発令の基準	対応
学校情報	オキシダント濃度 0.10ppm 以上で継続するとき。	区立施設等に対して防災ラジオにより情報を提供
注意報	オキシダント濃度 0.12ppm 以上で継続するとき。	防災ラジオに加え、防災無線放送により区内全域に音声でお知らせ
警報 ^{※1}	オキシダント濃度 0.24ppm 以上で継続するとき。	
重大緊急報 ^{※2}	オキシダント濃度 0.40ppm 以上で継続するとき。	

※1 光化学スモッグ警報は、昭和 51 年以降、発令されていない。

※2 光化学スモッグ重大緊急報は、発令されたことがない。

光化学スモッグ注意報等の発令日数と被害者数

段階	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
区内学校情報 ^{※1}	10	10	14	11	22
区内注意報 ^{※1}	5	3	7	3	12
区内被害者数 ^{※2}	0	0	0	0	0
都内学校情報 ^{※3}	17	16	17	19	33
都内注意報 ^{※3}	6	6	7	4	15
都内被害者数 ^{※4}	0	0	0	0	0

※1 区内学校情報、区内注意報は、区西部地域（新宿区、文京区、豊島区、中野区、杉並区、板橋区、北区、練馬区）で発令された日数

※2 区内被害者数は、練馬区内の被害者数

※3 都内学校情報、都内注意報は、東京都内いずれかで発令された日数

※4 都内被害者数は、東京都内の被害者数

(3) 悪臭

様々な事業活動に伴い発生する悪臭について、必要な規制を行い、悪臭防止対策を推進することによって生活環境の保全を目指しています。

具体的には、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号、以下「環境確保条例」という。）に基づき、工場および指定作業場に関する届出を受けた際に、当該規制基準を満足しているか審査を行っています。また、工場および指定作業場以外の事業活動により発生する悪臭についても、対応を行っています。

令和 6（2024）年度悪臭に関連して区に寄せられた苦情受付実績については、43 ページおよび 44 ページに掲載している表をご参照ください。

(4) ダイオキシン類

ア ダイオキシン類の性質等

ダイオキシン類は、物の燃焼の過程等で自然に生成する物質（副生成物）です。平成 11 年 7 月に公布されたダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）およびコプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）を「ダイオキシン類」と定義し、多数の異性体のうちの 29 種（PCDD：7 種、PCDF：10 種、Co-PCB：12 種）を毒性があるものとして規定しています。異性体により毒性が異なるため、最も毒性の強い 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算して合計した毒性等量（TEQ）で表します。

（イ） 性状

常温では無色無臭の固体で蒸発しにくく、脂溶性で水には非常に溶けにくい性質を持っています。また、他の化学物質や酸、アルカリとは簡単に反応せず、安定した状態を保つ性質を持っていますが、紫外線で徐々に分解されることがわかっています。

（ロ） 毒性

動物実験では、発がん性・肝臓肥大・催奇形性・生殖に及ぼす影響・免疫毒性等が報告されていますが、人への健康に対する明らかな影響はわかりません。

（ハ） 主な発生源

ダイオキシン類の主な発生源は廃棄物の焼却ですが、様々な産業からも排出されるほか、森林火災や火山活動等でも生じると言われています。

イ 法令による規制

国は、平成 9 年から平成 12 年にかけて関係法令を改正するとともに、ダイオキシン類対策特別措置法を制定し、耐容一日摂取量および環境基準のほか、それらを達成するため、ダイオキシン類の主要な発生施設（特定施設）の排出基準を定めて設置者に測定を義務化するなど、規制を強化しました。

a 耐容一日摂取量（TDI）

ヒトが生涯にわたって摂取し続けても、人体に有害な影響が現れないと判断される体重 1 kg 1 日当たりの摂取量で、4 pg-TEQ/kg体重/日と定められています。一時的にこの値を多少超過しても健康を損なわないように、最も感受性の高いと考えられる胎児期でのばく露による影響を踏まえて設定されています。

b 環境基準

耐容一日摂取量 (TDI) を常に下回るために設定された環境中の濃度の基準です。

大気：0.6pg-TEQ/m³以下 (年間平均値)

水質：1 pg-TEQ/L以下 (年間平均値)

土壌：1,000pg-TEQ/g以下 (環境基準が達成されている場合であって 250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施すること)

※ 1 pg (1 ピコグラム) は 1 兆分の 1 g

一例として、廃棄物の焼却に関する主な規制事項を以下に示します。

(ア) ダイオキシン類対策特別措置法

火床面積 0.5 m²以上または焼却能力 50kg/時以上の廃棄物焼却炉 (2 以上の焼却炉を設置する場合は、当該面積または能力の合計) を設置するときは、「特定施設」として知事への事前の届出のほか、排出ガスの測定結果について報告を義務付けています。

大気排出基準

(単位：ng-TEQ/m³N)

特定施設の種類の種類	焼却能力	平成 12 年 1 月 16 日以降 に新設する施設	平成 12 年 1 月 15 日以前 に設置している施設
廃棄物焼却炉	4 t/時以上	0.1	1
	2 t/時以上	1	5
	4 t/時未満		
	2 t/時未満	5	10

※ 1 ng (1 ナノグラム) は 10 億分の 1 g

(イ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の焼却は、国が定める処理基準 (焼却設備の構造および焼却の方法) に従って行う場合のほか、風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な場合もしくは農業等を営むためにやむを得ないものとして行われる場合などの例外を除き、禁止されています。

なお、焼却設備は、平成 14 年 12 月からその規模に関わらず、燃焼ガスの温度が 800℃以上の状態で廃棄物を焼却できる構造としなければなりません。

(ロ) 環境確保条例

東京都では、平成 13 年 4 月から環境確保条例を施行し、廃棄物等の焼却行為を制限しています。

a 焼却炉の使用の制限

火床面積 0.5 m²未満であって、焼却能力が 50kg／時未満の小規模の焼却炉による廃棄物等の焼却は、原則として禁止されています。

なお、火床面積 0.5 m²以上または焼却能力が 50kg／時以上の焼却炉を有する事業場を設置するときは、「指定作業場」として区長への事前の届出を義務付けています。

b 野外での焼却行為の制限

ドラム缶や一斗缶などを使用し、または地面に穴を掘るなどにより廃棄物等を焼却する行為は禁止されています。ただし、伝統的行事や風俗慣習上の行事のための焼却行為、学校教育や社会教育活動上必要な焼却行為ならびに樹木や農作物の病虫害の防除など農業を営む上で行わざるを得ない焼却行為は例外とされていますが、その場合であっても、周辺的生活環境にできる限り配慮して行う必要があります。

ウ ダイオキシン類の環境調査

(7) 大気調査

区では、平成 11 年度から環境大気中のダイオキシン類調査を実施しています。東京都が実施する調査のほか、区内 3 地点（定点）で年 4 回実施しています。

調査結果は次表のとおりで、全ての地点で環境基準を達成しています。

大気中のダイオキシン類調査結果

(単位：pg-TEQ/m³)

調査地点	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
豊玉小学校屋上（豊玉中 4-2-20）	0.015	0.015	0.015	0.014	0.0089
北保健相談所屋上（北町 6-35-7）	0.014	0.015	0.018	0.012	0.0096
大泉西中学校屋上（西大泉 3-19-27）	0.015	0.015	0.018	0.014	0.0094

※ 環境基準は 0.6pg-TEQ/m³以下

※ 調査結果は年 4 回（5、8、11、2 月）の平均値

※ 北保健相談所は 3 年度から。それまでは練馬東中学校（春日町 2-14-22）で測定していたが、校舎等の改修工事のため、30 年度から 2 年度までの各 8 月は春日町児童館（春日町 2-28-3）で測定

※ 大泉西中学校は改築工事のため、30 年度から 3 年度まで大泉学園町福祉園（大泉学園町 3-9-20）で測定

※ 上記のほか、東京都が石神井町局（石神井町 5-24 地先）で調査を実施。結果については都のホームページで公表

(i) 土壌調査

東京都では、毎年都内の抽出した地点において、土壌中に含有されるダイオキシン類の濃度調査を実施しています。区内での調査結果については、次表のとおりで、環境基準を達成しています。

土壌中のダイオキシン類の調査結果（東京都実施）

（単位：pg-TEQ/g）

	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
調査地点	—	西大泉	高松	—	関町東
測定値	—	2.7	0.13	—	0.72

※ 環境基準は 1,000pg-TEQ/g 以下

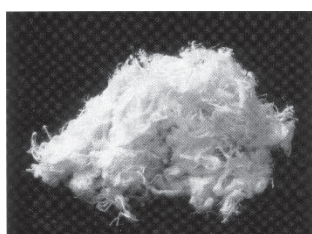
※ 表中の「—」は、練馬区内での測定が無かったことを表す。

(5) アスベスト

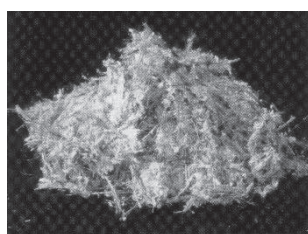
ア アスベストとは

アスベストは、石綿（いしわた、せきめん）とも呼ばれる天然鉱物繊維で、クリソタイル（白石綿）、クロシドライト（青石綿）、アモサイト（茶石綿）、アンソフィライト、トレモライト、アクチノライトの 6 種類があります。

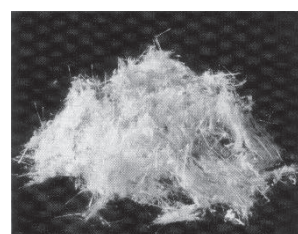
クリソタイル（白石綿）



クロシドライト（青石綿）



アモサイト（茶石綿）



写真：社団法人日本石綿協会（現一般社団法人 JATI 協会）

アスベストは、糸や布として織ることができ（紡織性）、不燃・耐熱性、耐摩耗性、耐薬品性、絶縁性などに優れた性質を有しています。また、安価なため、昭和 45 年頃から平成 2 年頃にかけて大量に輸入され、多くは建材として建築物に使用されてきました。

しかし、アスベストの繊維は、微細で軽いため飛散しやすく、吸い込むことでアスベスト肺や肺がん、中皮腫などの原因になることが知られています。

アスベストが使われている建築物の老朽化により、改修・建替工事の増加が見込まれることから、区はアスベストの飛散防止に取り組んでいます。

イ 法令による規制

法令により、アスベストの含有率が 0.1%を超える製品等について、様々な規制が行われています。

(7) 労働安全衛生法・労働安全衛生規則・石綿障害予防規則

アスベスト含有製品等の製造・使用等の禁止およびアスベストの飛散防止対策等を規定しています。また、アスベスト含有吹付け材・保温材等の除去等を伴う解体等工事について、労働基準監督署への事前届出を義務付けています。

(4) 大気汚染防止法

アスベスト含有吹付け材・保温材等の除去等を伴う解体等工事について、

区長への事前届出を義務付けています。令和3年4月から、規制の対象がアスベストを含有する全ての建材に拡大されています。

(ウ) 建築基準法

建築物の増改築時および大規模な修繕・模様替え時において、吹付けアスベストおよびアスベスト含有吹付けロックウールの除去等を義務付けています。

(エ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

アスベスト含有廃棄物について、適正な処理を義務付けています。

(オ) 環境確保条例

アスベスト含有吹付け材・保温材等の除去等を伴う一定規模以上の解体等工事について、区長への事前届出およびアスベストの飛散防止対策等を義務付けています。

(カ) 練馬区アスベスト飛散防止条例

大気汚染防止法が令和3年3月まで規制対象としていなかったアスベスト含有成形板等の除去等を伴う解体等工事についても、規制対象としてきました。また、露出したアスベスト含有吹付け材が存在する一定規模以上の集客施設等に対し、除去・囲い込み等の措置を義務付けています。

法改正に合わせて条例を改正し、アスベスト含有建材の除去等を伴う一定規模以上の解体等工事について、従来の届出に代え、令和4年4月から、近隣住民の見やすい場所に工事情報を記載した標識を設置していることを区長へ報告するよう義務付けています。

アスベスト含有建材の除去等作業に係る届出等の件数

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
大気汚染防止法 (環境確保条例を含む)	90	14	25	26	26
練馬区アスベスト飛散防止条例	309	407	795	1,003	986

※ 受付後に取下げ等があったものを含む。

ウ 民間建築物のアスベスト対策への支援

(7) アスベスト調査費用の助成

平成17年10月から、区内の民間建築物に使用されている吹付け材について、アスベスト含有の有無等を確認するための調査等を行う費用の一部を助成しています。

(イ) アスベスト含有吹付け材除去工事費用の助成

平成19年4月から、区内の民間建築物の増改修などに伴うアスベスト含有吹付け材等の除去工事費用の一部を助成しています。

アスベストの調査費用および除去工事費用の助成

建築物等の用途	調査費用の助成		除去工事費用の助成	
	助成率	限度額	助成率	限度額
戸建住宅	調査費用の 2分の1	5万円	工事費用の3分の2	200万円
分譲共同住宅		10万円	工事費用の2分の1 (延べ面積1,000㎡未満の建築物)	400万円
賃貸共同住宅 事業所等			工事費用の24分の19 (延べ面積1,000㎡以上の建築物)	600万円

※ 除去工事費用については、住宅修築資金融資あつせん（担当：建築・開発担当部住宅課）や産業融資資金あつせん（担当：産業経済部経済課）を受けられる場合があります。

アスベストの調査費用および除去工事費用の助成件数

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
調査費用	0	1	0	0	0
除去工事費用	0	0	0	0	1

エ アスベストの環境調査

平成18年度から、環境大気中のアスベスト濃度を4地点（定点）で年4回調査しています。（平成23年度からは総繊維数（アスベストに限らない繊維状物質の総数）濃度を測定）

なお、アスベストについて、環境基準は定められていません。

環境大気中のアスベスト調査結果

単位：（本/L）

調査地点	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
豊玉小学校屋上（豊玉中4-2-20）	0.30	0.21	0.28	0.21	0.26
北保健相談所屋上（北町6-35-7）	0.20	0.14	0.20	0.23	0.25
大泉西中学校屋上（西大泉3-19-27）	0.25	0.27	0.25	0.20	0.25
石神井小学校屋上（石神井台1-1-25）	0.17	0.14	0.34	0.16	0.23

※ 調査結果は年4回（5、8、11、2月）の平均値

※ 北保健相談所は3年度から。それまでは練馬東中学校（春日町2-14-22）で測定していたが、校舎等の改修工事のため、30年度から2年度までの各8月は春日町児童館（春日町2-28-3）で測定

※ 大泉西中学校は改築工事のため、30年度から3年度まで大泉学園町福祉園（大泉学園町3-9-20）で測定

※ 石神井小学校は改築工事のため、30年度から3年度まで石神井庁舎（石神井町3-30-26）で測定

※ 測定値は有効数字2桁とし、3桁目以下は切り捨てとする。

2 放射線対策

区内の状況の把握

平成23年6月から年4回空間放射線量の測定を行っています。

測定は区内を半径1.5kmの円で12地区に区分し、各地区1か所の区立施設（計12か所）で継続的に実施しています。

区に対応基準値は、国際基準で定める一般公衆放射線量限度「年間 1 ミリシーベルト」をもとに、毎時 0.24[※]マイクロシーベルトと定めています。

測定結果は、次表のとおりです。

※ 当該地点に 8 時間、屋内に 16 時間いることを前提として算出した値

空間放射線量測定結果

(最低・最高測定値/年度)

	測定の高さ	測定値 (マイクロシーベルト/毎時)
2 年度	地上 50cm	0.027 ～ 0.084
	地上 5 cm	0.027 ～ 0.087
3 年度	地上 50cm	0.026 ～ 0.086
	地上 5 cm	0.027 ～ 0.089
4 年度	地上 50cm	0.024 ～ 0.084
	地上 5 cm	0.025 ～ 0.086
5 年度	地上 50cm	0.024 ～ 0.082
	地上 5 cm	0.024 ～ 0.084
6 年度	地上 50cm	0.025 ～ 0.081
	地上 5 cm	0.024 ～ 0.084

3 騒音・振動

(1) 騒音・振動の状況

ア 騒音とは

私たちは、自然やさまざまな営みから生じる音の中で生活をしています。これらの音の中で、一般に大きな音や不快な音など好ましくない音を「騒音」といいます。

しかし、その判断は難しく、音を聞いている人が置かれた周囲の状況や時間帯により、不快感は左右されます。また、同じ音であっても、感じ方には個人差があります。音楽や宣伝放送のように、聞きたい人、聞かせたい人にとっては必要な音であっても、聞きたくない人にとっては「騒音」と感じる場合があります。

イ 振動とは

振動とは、工場や作業場の機械の稼働、建設工事による大型建設機械の使用、車両の通行等により、建物や地面が揺れる現象を「振動」といいます。大きな振動は、物的被害や人体への不快感を与えます。

ウ 騒音・振動の大きさ

(ア) 騒音の単位 (デシベル)

騒音 (音) の大きさは「騒音 (音圧) レベル」で表され、単位は dB (デシベル) です。また、騒音 (音) の高低は 1 秒間の空気の振動数＝周波数で表わし、単位は Hz (ヘルツ) です。人間の可聴帯域は概ね 20Hz～20kHz といわれており、4 kHz 付近の感度が最もよくなります。周波数の高低により、同じ音の大きさでも人によって異なった大きさとして聞こえることがあります。

音の大きさのめやす

(単位：dB)

20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120
蛍光灯 木の葉の触れ合う音	ささやき声 郊外の深夜	静かな住宅地 小鳥のさえずり 深夜の街	エアコン室外機 静かな事務室	チャイム 普通の会話	騒がしい街頭 掃除機	ピアノの音 地下鉄の車内	犬の鳴き声 大声	電車が通るガード下	ヘリコプターのそば	飛行機のエンジンのそば

(イ) 振動の単位 (デシベル)

振動の大きさは「振動レベル」で表され、単位は dB (デシベル) です。

振動の大きさのめやす

(単位：dB)

振動レベル	震度階級※	状 態
55 以下	震度 0	人は揺れを感じない。
55～65	震度 1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。
65～75	震度 2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には目を覚ます人もいる。電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。
75～85	震度 3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人の大半が目覚ます。棚にある食器類が音を立てることがある。電線が少し揺れる。
85～95	震度 4	歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。ほとんどの人が驚く。電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。電線が大きく揺れる。
95～105	震度 5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚にある本が落ちることがある。固定していない家具が移動することがある。
	震度 5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しくなる。棚にある食器類などで落ちるものが多くなる。固定していない家具が倒れることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。

※ 震度階級は気象庁震度階級関連解説表を参照

(ウ) 数字の比較

騒音や振動の単位であるデシベルは、対数を用いてそのエネルギー比を表現しています。たとえば 3 dB の増加で約 2 倍、10dB の増加で 10 倍にエネルギーが増えることになります。これを騒音や振動の防止という観点からみると、10dB 下げるには、騒音や振動のエネルギーを 1/10 にしなければならないということです。

(2) 騒音の環境基準

騒音についての環境基準は、次表のとおりです。振動についての環境基準は、設定されていません。

騒音に係る環境基準

(単位：dB)

地域類型		地域区分	時間の区分	
			6～22 時	22～6 時
A	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 田園住居地域	一般地域	55 以下	45 以下
		2 車線以上の車線を有する道路※ に面する地域	60 以下	55 以下
B	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	一般地域	55 以下	45 以下
		2 車線以上の車線を有する道路※ に面する地域	65 以下	60 以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	一般地域	60 以下	50 以下
		車線を有する道路※に面する地域	65 以下	60 以下

※ 車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。ただし、※印の道路が「幹線交通を担う道路」の場合、これに近接する空間については、上表にかかわらず特例として次表のとおりとする。

幹線交通を担う道路に近接する空間における環境基準

(単位：dB)

昼間（6 時～22 時）	夜間（22 時～6 時）
70 以下	65 以下
個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下）によることができる。	

※ 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る）等を表す。

※ 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて、道路端からの距離によりその範囲を特定する。

2 車線以下の車線を有する道路：15m

2 車線を超える車線を有する道路：20m

（「評価範囲図」（35 ページ）を参照）

(3) 発生源別の状況と対策

ア 工場・作業場等

区内はその大半が住居系の地域となっており、大規模な工場は少なく、中小の工場や作業場が住居系の地域に多く混在しています。これら工場等の周囲に隣接して住宅などがある場合には騒音・振動の問題が発生することがあります。

区では、騒音規制法・振動規制法に基づく特定施設の届出、環境確保条例に基づく工場の認可申請や指定作業場の届出などを通じて、騒音・振動公害の未然防止を図っています。

イ 建設工事や土木工事

区内では、建物の建設や解体が数多く行われています。これらの工事では、大型建設機械の使用などにより、騒音・振動が発生し、近隣とトラブルになることがあります。

建設工事や土木工事のうち、特定の建設機械（くい打機やさく岩機など）を

使用する作業は、騒音規制法・振動規制法・環境確保条例により、規制対象となっています。このため、区では事前届出などの際に、工事内容の確認と現場の防音・防振対策を行うよう指導をしています。

ウ 自動車

自動車走行による騒音・振動は、交通量が多いとき、高速走行になるときや大型車が走行するときなどにレベルが大きくなります。このため、区内の幹線交通を担う道路の沿道住民は、走行音や振動の影響を受けることがあります。

また、騒音規制法により定められた自動車騒音常時監視を毎年1回行い、測定結果（概要は37ページ参照）を環境省と東京都環境局へ報告しています。

エ 鉄道

区内には西武池袋線、西武豊島線、西武新宿線、東武東上線のように地上を走る鉄道と、西武有楽町線、東京メトロ有楽町線、東京メトロ副都心線、都営地下鉄大江戸線のように地下を走る鉄道があります。鉄道は、公共大量輸送機関として都市生活には欠かせないものです。一方、鉄道沿線の住民にとっては騒音・振動の影響を受けることがあります。

一般的な対策として、騒音については、遮音壁の設置、つなぎ目の少ないロングレールへの切り換えなどを行っています。振動については、振動を吸収するためのバラストマットの使用、建設構造体の重量増や基礎を岩盤で支持するなどの対策がとられています。

オ 航空機

(7) 航空機騒音について

航空機から発生する騒音は非常に大きく、空港・飛行場周辺では被害を受けやすくなっています。従前から区の上空を定期飛行している航空機は、高度10,000フィート以上であり、大きな被害は発生していませんが低空飛行するヘリコプターなどが飛来することで苦情となる場合があります。

(4) 羽田空港機能強化について

国は、今後増大する羽田空港国際便の航空需要に対応するため、発着枠の増加が可能となる新飛行経路の運用を令和2年3月29日から開始しました。新飛行経路は、南風時の15時～19時の間に区の上空（3,000～4,500フィート）を通過することから、区は、国に対して、落下物、騒音対策を確実に実施し、今後も更なる対策の強化に努めること、引き続き丁寧な情報提供に努めることを求めています。

新飛行経路の運用開始後は、定期的開催される都の「羽田空港の機能強化に関する都及び関係区市連絡会」において、騒音の発生状況や運行便数など情報共有を図るとともに、必要な要請を行っています。騒音の発生状況や当該連絡会の開催状況については、国や都のホームページでそれぞれ公表しています。

カ 近隣騒音

日常の生活行動や家庭に普及している家電、音響機器などから発生する、いわゆる生活騒音は、人が活動することに伴って発生するものです。そのため、これを法律や条例で規制することは日常生活に制限を加えることになり、一律的な規制になじみにくいものといえます。

住民、行政、住宅建設業者、機器や設備等の製造業者などの関係者がそれぞれの立場から騒音とならないよう努力を積み重ねることが大切です。

区では、実際に発生している近隣騒音問題の解決に向け、騒音計の貸出や近隣騒音防止のための取組（パンフレット配布など）を行っています。

(4) 夜間騒音等実態調査

飲食店等の深夜営業に伴うカラオケ騒音など、夜間に発生する騒音は睡眠の妨げとなるなど、周辺の人々にとっては深刻な悩みとなります。区では、夜間の騒音等に関する苦情や相談について現状を把握し、問題の早期解決を図るため、実態調査を行っています。

令和6年度は5回、延べ14か所の事業所等を調査しました。内訳は次表のとおりです。

夜間騒音等実態調査結果

	事業 所等	調査項目（発生源）内訳			
		カラオケ・拡声器	給排気設備・室外機	作業音	その他
延べ件数	14	2	2	3	8

※ 1か所で複数の項目（発生源）を調査する場合があるため、内訳の合計が事業所等の件数と必ずしも一致しない。

(5) 特定建設作業

騒音規制法および振動規制法では、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音または振動が発生する作業として、くい打ち機、さく岩機、空気圧縮機などを使用する作業を特定建設作業と定め、作業開始の7日前までに区長へ届け出るよう義務付けています。

令和6年度の届出件数は次表のとおりです。

特定建設作業実施届出件数（作業別合計）

騒音規制法対象作業	件数	振動規制法対象作業	件数
くい打ち・くい抜き機等使用作業	14	くい打ち機使用作業	22
びょう打ち機使用作業	1	さく岩機使用作業	272
さく岩機使用作業	448	鋼球使用作業	0
掘削作業（バックホウ等）	115	舗装版破砕機使用作業	0
空気圧縮機使用作業	18	合計	294
コンクリートプラント使用作業	0		
合計	596		

※ 複数種別の作業がある場合は、作業ごとに計上した延べ数

特定建設作業実施届出件数（工事別合計）

工事	騒音規制法 対象工事件数	振動規制法 対象工事件数
民間建物	358	257
公共建物	36	8
道路・河川	48	15
上下水道	5	0
電気・ガス	30	15
鉄道工事	4	2
合計	481	297

(6) 自動車騒音対策

自動車騒音常時監視は、平成 10 年の騒音規制法改正時に新設され、東京都が平成 12 年度から実施してきました。平成 15 年度に区へ事務が移譲されました。

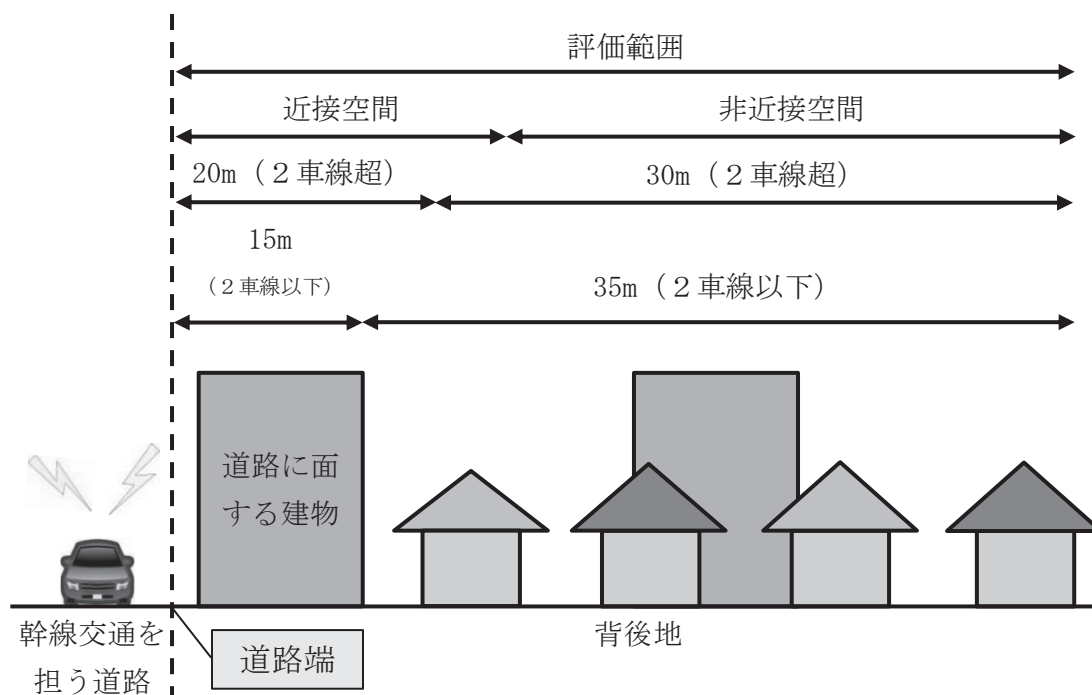
ア 面的評価

自動車騒音常時監視の環境基準達成状況を評価するための方法として、現在、面的評価が用いられています。これは道路に面する地域の個別の住居等が受ける騒音レベルを環境基準と比較して、その達成度合いを戸数および割合で評価するものです。

イ 評価範囲

面的評価は「幹線交通を担う道路」すべてを対象とします。対象となる範囲は、対象道路と住居等との境界（道路端）から 50m までです。（基準等は「騒音に係る環境基準」の「幹線交通を担う道路」（32 ページ）参照、評価範囲は次図参照）

評価範囲図



ウ 評価対象の音

評価対象の音は、対象道路から発せられる道路交通騒音に限定します。対象道路に接続する側道や対象道路と平行する裏道の道路交通騒音は含みません。その他、「建設作業騒音」、「鳥や虫の声」および「救急車、パトカーなどのサイレン」も含みません。そのため、実測地点において対象外の音が発生した場合は、除外音として処理します。

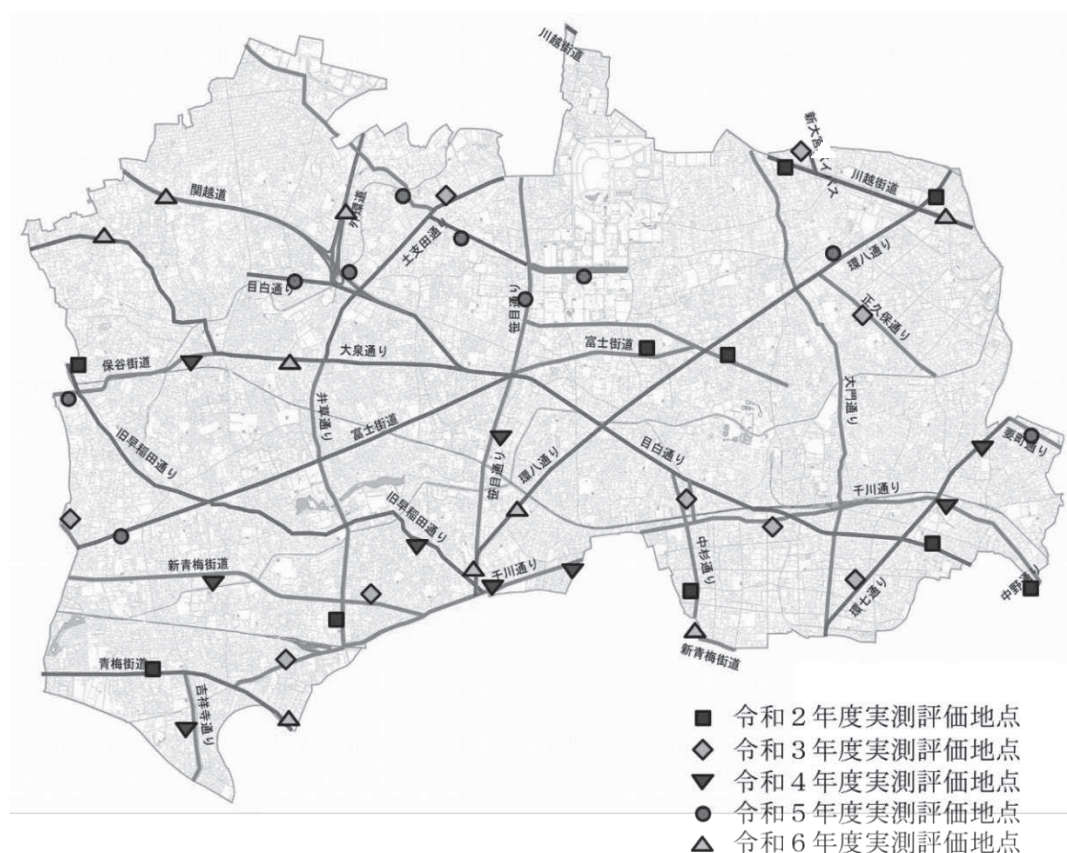
エ 評価の方法

同一の道路であっても、場所によって騒音レベルは異なるため、道路交通騒音の影響が概ね一定とみなせる区間ごとに評価を行います。道路交通騒音の影響が概ね一定とみなせる区間は、国土交通省の一般交通量調査の区間としています。対象道路の総延長は、およそ 90km です。

評価は、交通条件（交通量・大型車混入率・車速）および騒音の実測値を用いた計算で行います。なお、騒音の実測を行っていない道路でも、道路騒音の状況が過去を含む他の測定値と同等と見なせる箇所は、推計することで評価しています。

調査は、対象道路を 5 年間で一巡するスケジュールで行います。令和 6 年度は騒音の実測を 9 区間で行いました。

練馬区内における対象道路図



オ 騒音測定結果

実測による測定結果（過年度含む）は次表のとおりです。

基準点騒音測定結果

	路線名	調査地点	昼間(6時～22時)			夜間(22時～6時)		
			環境基準	測定値	評価※	環境基準	測定値	評価※
2年度	一般国道 254 号(川越街道)	北町 8-28	70	67	○	65	65	○
	東京所沢線(青梅街道)	関町南 4-6		73	×		71	×
	千代田練馬田無線(目白通り)	豊玉北 2-4		66	○		63	○
	飯田橋石神井新座線	南大泉 5-35		54	○		49	○
	環状八号線	北町 1-12		66	○		63	○
	鮫洲大山線(山手通り)	旭丘 1-1		58	○		54	○
	瀬田貫井線(中杉通り)	中村南 3-18		62	○		58	○
	池袋谷原線	高松 4-1		60	○		52	○
	南田中旭町線	春日町 3-19		65	○		60	○
	下石神井大泉線(井草通り)	下石神井 4-33		65	○		63	○
3年度	一般国道 17 号	北町 3-13		57	○		54	○
	千代田練馬田無線	貫井 2-1		63	○		57	○
	練馬川口線	大泉町 1-2		65	○		60	○
	環状七号線	豊玉中 2-27		72	×		70	×
	杉並田無線	下石神井 5-13		68	○		66	×
	椎名町上石神井線	中村北 1-20		67	○		63	○
	椎名町上石神井線	上石神井 1-9		62	○		59	○
	池袋谷原線	早宮 1-44		62	○		58	○
	北町豊玉線	豊玉中 3-18		60	○		58	○
	前沢保谷線	南大泉 2-5		64	○		58	○
4年度	飯田橋石神井新座線(旧早稲田通り)	南田中 1-22		64	○		59	○
	飯田橋石神井新座線	下石神井 3-4		63	○		56	○
	環状七号線	小竹町 2-74		68	○		66	×
	関町吉祥寺線(吉祥寺通り)	立野町 15		63	○		60	○
	東大泉田無線	東大泉 4-10		64	○		61	○
	杉並田無線(新青梅街道)	石神井台 4-5		71	×		69	×
	椎名町上石神井線(千川通り)	豊玉上 1-26		62	○		57	○
	椎名町上石神井線	富士見台 1-17		69	○		65	○
	南田中町旭町線(笹目通り)	高野台 1-16		70	○		68	×
5年度	関越自動車道	大泉町 2-7		60	○		57	○
	千代田練馬田無線(富士街道)	南大泉 1-19		65	○		61	○
	練馬所沢線(目白通り)	大泉町 6-13		67	○		64	○
	環状八号線	北町 6-1		67	○		64	○
	東京朝霞線	大泉町 1-44		65	○		60	○
	池袋谷原線(要町通り)	小竹町 2-15		54	○		49	○
	南田中町旭町線(笹目通り)	谷原 3-24		73	×		71	×
	南田中町旭町線	光が丘 3-9		59	○		53	○
	南田中町旭町線	土支田 1-1		65	○		59	○
	東大泉田無線	南大泉 3-29		65	○		62	○
6年度	東京外環自動車道	大泉町 3-2		61	○		55	○
	関越自動車道	大泉学園町 5-20		61	○		58	○
	一般国道 254 号(川越街道)	錦 1-39		68	○		67	×
	東京所沢線(青梅街道)	関町南 1-4		69	○		66	×
	練馬所沢線(要町通り)	東大泉 1-19		63	○		60	○
	練馬所沢線	西大泉 5-5		66	○		61	○
	環状八号線(笹目通り)	南田中 4-4		65	○		63	○
	環状八号線	南田中 3-13		60	○		56	○
	落合井草線	中村南 3-12		66	○		63	○

※ 評価の欄の○印は環境基準を満たしていることを、×印は超過していることをそれぞれ示す。

カ 面的評価の結果

環境基準達成率は概ね横ばいで推移しています。近接空間の夜間環境基準達成率は85%以上となっており、その他は95%以上で推移しています。

近接空間における面的評価結果

	評価対象 住居等戸数(戸)	昼間環境基準値以下		夜間環境基準値以下	
		戸数(戸)	達成率(%)	戸数(戸)	達成率(%)
2年度	45,014	43,479	96.6	41,339	91.8
3年度	44,683	43,189	96.7	41,066	91.9
4年度	45,091	43,405	96.3	40,517	89.9
5年度	45,091	43,353	96.1	40,963	90.8
6年度	44,843	42,790	95.4	40,076	89.4

非近接空間における面的評価結果

	評価対象 住居等戸数(戸)	昼間環境基準値以下		夜間環境基準値以下	
		戸数(戸)	達成率(%)	戸数(戸)	達成率(%)
2年度	41,169	40,875	99.3	40,479	98.3
3年度	41,651	41,420	99.4	41,023	98.5
4年度	41,991	41,700	99.3	41,262	98.3
5年度	41,991	41,689	99.3	41,296	98.3
6年度	42,030	41,532	98.8	40,900	97.3

4 工場・指定作業場等

工場等の事業者には、公害を未然に防止するため、環境確保条例や騒音規制法・振動規制法などの関係法令により、義務や規制事項が定められています。

(1) 工場の設置

ア 工場とは

環境確保条例における工場は、以下のとおりです。

- (7) 定格出力の合計が2.2kW以上の原動機を使用する物品の製造、加工または作業を常時行う工場
- (4) 定格出力の合計が0.75kW以上2.2kW未満の原動機を使用する裁縫、印刷、金属の打ち抜き等を常時行う工場
- (9) 塗料の吹付け、金属の鍛造、インクまたは絵の具の製造、紙またはパルプの製造、写真の現像等を常時行う工場

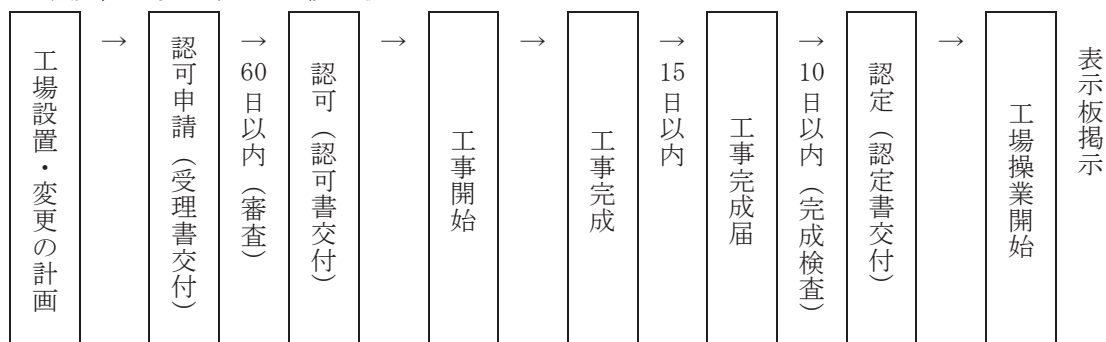
イ 工場認可制度と工場に対する規制

環境確保条例では、これらの工場を設置または変更する場合には、設置者に

あらかじめ区長の認可を受けるよう義務付けています。これらの認可制度は、工場が大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下、悪臭などの公害発生源になりやすいため、事前に審査・指導を行い、公害を未然に防止することを目的とするものです。

また、工場設置者に対して、規制基準、燃料規制、設備構造基準の遵守義務および位置の制限などを課し、違反に対する改善命令、操業停止命令等を定めています。

工場設置・変更認可手続の流れ



認可工場業種別分類

(令和7年3月31日現在)

区分	業種	工場数	区分	業種	工場数
製造業	食料品製造業	41	建設業	職別工事業	1
	飲料・たばこ・飼料製造業	1	情報通信業	映像・音声・文字情報制作業	1
	繊維工業	8	運輸業	鉄道業	2
	木材・木製品製造業	9	郵便業	道路旅客運送業	1
	家具・装備品製造業	10	卸売業 小売業	飲食料品卸売業	1
	パルプ・紙・紙加工品製造業	13		建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	2
	印刷・同関連業	23		機械器具卸売業	1
	化学工業	1		機械器具小売業	5
	プラスチック製品製造業	10		その他の小売業	1
	ゴム製品製造業	1	医療福祉	医療業	2
	窯業・土石製品製造業	5	サービス業	広告業	1
	鉄鋼業	1		持ち帰り・配達飲食サービス業	1
	非鉄金属製造業	6		洗濯・理容・美容・浴場業	11
	金属製品製造業	20		その他の生活関連サービス業	1
	はん用機械器具製造業	7		廃棄物処理業	3
	生産用機械器具製造業	9		自動車整備業	142
	業務用機械器具製造業	22		機械等修理業	6
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	3	公務	国家公務	1
	電気機械器具製造業	6		地方公務	1
	情報通信機械器具製造業	2	合計		
	輸送用機械器具製造業	7			400
	その他の製造業	11			

※ 区分・業種は総務省の日本標準産業分類を参照

(2) 指定作業場の設置

ア 指定作業場とは

環境確保条例では、工場以外の事業場で公害の発生のおそれのある自動車駐車場（収容台数 20 台以上）、ガソリンスタンド、洗濯施設やボイラーを有する事業場など 32 種類を指定作業場と定め、工場に準じた規制を行っています。

イ 指定作業場の届出と規制

環境確保条例では、これらの事業場を設置または変更する場合には、工事開始の30日前までに区長への届出を義務付けており、公害の未然防止を図っています。

指定作業場業種別分類

種類	件数	種類	件数
自動車駐車場	658	洗濯施設を有する事業場	119
ガソリンスタンド・液化石油ガススタンド・天然ガススタンド	38	ボイラーを有する事業場	50
自動車洗車場	13	ガスタービン・ディーゼル機関・ガス機関・ガソリン機関を有する事業場	3
ウエスト・スクラップ処理場	3	焼却炉を有する事業場	2
廃棄物の積替え場所又は保管場所	12	揚水施設を有する事業場及び公衆浴場で揚水施設を有するもの	4
材料置場	18	病院	6
めん類製造場	9	試験研究機関等	5
豆腐又は煮豆製造場	13	合計	953

※ 一つの事業場で複数の該当施設を有している場合は、主たる種類欄を計上した。

(3) 特定施設の設置

騒音規制法および振動規制法では、工場または事業場に設置される施設のうち、著しい騒音または振動を発生する施設で政令で定めるものを特定施設とし、工事開始の 30 日前までに区長への届出を義務付けています。

騒音規制法による特定施設種類別分類

種類		事業所数※	施設数
金属加工機械	圧延機械	2	7
	せん断機	2	2
	機械プレス	9	24
	切断機	3	3
空気圧縮機及び送風機		150	1,011
コンクリートプラント		1	1
穀物用製粉機		1	12
木材加工機械	帯のこ盤	1	2
	かんな盤	3	4
印刷機		20	81
合成樹脂用射出成型機		4	20
合計		196	1,167

※ 事業所数は、複数種別の施設がある場合は、種別ごとに計上した延べ数

振動規制法による特定施設種類別分類

種類		事業所数※	施設数
金属加工機械	液圧プレス	1	2
	機械プレス	14	48
	せん断機	1	2
圧縮機		33	118
印刷機(2.2kW 以上)		13	63
合成樹脂用射出成型機		3	18
合計		65	251

※ 事業所数は、複数種別の施設がある場合は、種別ごとに計上した延べ数

(4) 事業者等のその他の責務

ア 化学物質の適正管理

現代社会においては、生活の身近なところに多種多様な化学物質が使われています。化学物質の中には、人の健康に支障を及ぼすものが多くあり、扱い方が適切でないと、環境汚染や生態系に悪影響を及ぼすおそれがあります。

そのため、化学物質を取り扱う事業者は、その使用量や環境への排出量等を正確に把握し、適切に管理、使用する必要があります。

東京都では、事業者による化学物質の適正な管理を義務付ける規定を環境確保条例に盛り込み、平成 13 年 10 月から施行しています。条例では、有害性が認められる 59 種類の化学物質を対象として、いずれかの物質を年間 100 kg 以上取り扱う工場・指定作業場の設置者に対し、前年度の使用量や環境への排出量を区長へ報告（「適正管理化学物質の使用量等報告書」を提出）することを義務付けています。

令和 6 年度は、区内の塗装工場、印刷工場、めっき工場、クリーニング店、ガソリンスタンド等 47 事業所から報告書が提出されました。

また、PRTR 法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）では、対象とする業種のうち、対象化学物質（第一種指定化学物質 515 種類、うち特定第一種指定化学物質 23 種類）を年間で一定量以上取り扱い、または特定の施設を設置している事業者は、前年度における化学物質の環境への排出量等を東京都へ届け出ることになっています。

イ 土壌汚染に関する規制

有害な化学物質による土壌・地下水の汚染が人の健康に支障を及ぼすことを防止するため、環境確保条例では平成 13 年 10 月から土壌汚染に関する規制をしています。特定有害物質 26 種類のうち 1 種類でも使用履歴がある工場・指定作業場は、廃止等の際に土壌汚染状況を調査し、結果等を区長へ届け出なければなりません。

令和 6 年度は、土壌汚染状況調査報告書等の届出が 12 件ありました。

また、3,000 m²以上の土地の改変等を行う場合には、土地の履歴を調査し、

土壌汚染の可能性がある場合には調査を行い、東京都へ結果を届け出る必要があります。

平成 15 年に土壌汚染対策法が施行され、水質汚濁防止法・下水道法における有害物質使用特定施設の廃止の際には、土地の所有者は土壌汚染の状況を調査し、東京都へ結果を届け出ることが必要になりました。また、土壌汚染状況調査の結果、土壌の汚染状態が基準に適合しない土地については、要措置区域または形質変更時要届出区域として指定され、公表されます。区内では令和 7 年 3 月 31 日現在、要措置区域 3 か所、形質変更時要届出区域 3 か所が指定されています。

環境確保条例で定める汚染土壌処理基準を超えた場合、または土壌汚染対策法で定める指定基準を超えた場合、汚染の除去や拡散防止措置等を行わなければなりません。

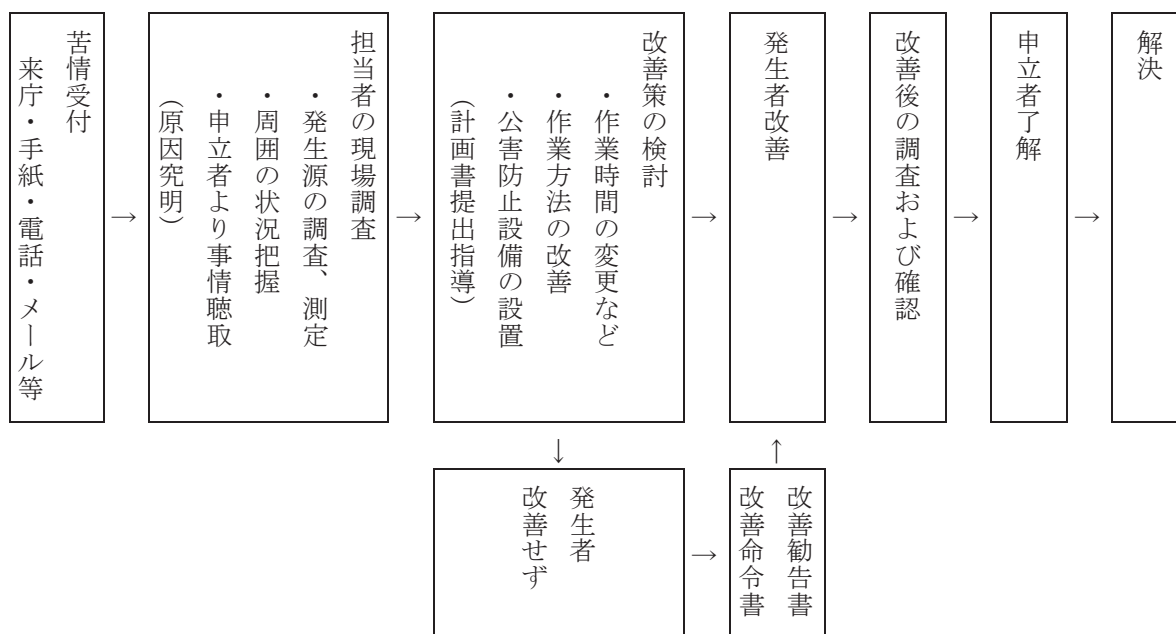
なお、区では不動産流通業者等に対して、土地の履歴についての情報提供を行っています。

工場・指定作業場等の情報提供件数

	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
情報提供件数	1, 630	1, 767	1, 698	1, 616	1, 633

5 苦情・相談

(1) 苦情・相談の受付から処理までの手順



(2) 苦情受付実績

発生源別・現象別用途地域別苦情受付件数（令和6年度）

用途地域別 公害種別		低層	中高	住居	近商	商業	準工業	工業	不明	合計	割合 (%)
発生源別	工場	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0.4
	指定作業場	2	0	0	0	1	0	0	0	3	1.1
	建設作業	92	30	40	15	5	3	0	0	185	66.1
	一般	23	14	11	15	11	3	0	0	77	27.5
	不明	3	1	3	1	2	1	0	3	14	5.0
	合計	120	45	54	32	19	7	0	3	280	100.0
	割合 (%)	42.9	16.1	19.3	11.4	6.8	2.5	0.0	1.1	100.0	
現象別	ばい煙	3	2	0	0	1	0	0	0	6	1.7
	粉じん (石綿含む)	26	10	9	3	1	1	0	0	50	14.0
	有害ガス	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0.3
	悪臭	12	3	7	2	3	1	0	0	28	7.9
	汚水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	騒音 (カラオケ含む)	64	26	36	21	12	4	0	1	164	46.1
	振動	49	13	15	7	1	1	0	3	89	25.0
	地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	土壌汚染	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	その他	7	4	0	4	3	0	0	0	18	5.1
	合計	162	58	67	37	21	7	0	4	356	100.0
	割合 (%)	45.5	16.3	18.8	10.4	5.9	2.0	0.0	1.1	100.0	

※ 現象別件数は1つの苦情に対し2項目以上の現象にまたがる場合、それぞれの現象ごとに1件とする。

※ 各割合(%)の合計は、端数処理の関係で100.0にならない場合がある。

※ 用途地域別の名称は略称で表している。用途地域の名称はつぎのとおり。

低層：低層住居専用地域 中高：中高層住居専用地域 住居：住居地域 近商：近隣商業地域
商業：商業地域 準工業：準工業地域 工業：工業地域

過去５年間の発生源別・現象別苦情受付件数

年度 公害種別		２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
発 生 源 別	工場	０	４	３	１	１
	指定作業場	０	２	５	６	３
	建設作業	１５３	１５１	１３３	１７０	１８５
	一般	１０８	８２	１０５	９８	７７
	不明	１２	８	９	６	１４
	合計	２７３	２４７	２５５	２８１	２８０
現 象 別	ばい煙	９	１３	８	６	６
	粉じん（石綿含む）	３０	３０	３６	５０	５０
	有害ガス	２	０	０	０	１
	悪臭	３８	２８	３３	４１	２８
	汚水	０	０	０	１	０
	騒音（カラオケ含む）	１８４	１５９	１６７	１７２	１６４
	振動	６５	７３	５９	８７	８９
	地盤沈下	０	１	０	０	０
	土壌汚染	０	０	０	０	０
	その他	１３	１２	１２	１６	１８
	合計	３４１	３１６	３１５	３７３	３５６

※ 現象別件数は１つの苦情に対し２項目以上の現象にまたがる場合、それぞれの現象ごとに１件とする。

第6項 まちの美化を進める

快適な生活環境を確保するため、清掃活動への支援や歩行喫煙防止対策のほか、昨今増加している空き家等の対策などに取り組んでいます。

1 まちの美化を推進するために

区は、環境美化活動を行う区民や事業者への支援を行っています。新たに活動に参加したい区民や事業者にも、積極的な情報提供や啓発活動に努め、多くの区民がまちの美化に関心を持ち、積極的に参加できるような取組を進めています。

区民、事業者との協働により、良好な地域環境に支えられた清潔で美しいまちを目指します。

(1) 区内一斉清掃

毎年5月と11月の最終日曜日を「区内一斉清掃事業日(ごみゼロデー)」と定め、地域の美化活動を呼びかけています。

令和6年度は、5月および11月を「春(秋)の美化活動月間」とし、一斉清掃日に清掃活動を行うことが難しい参加団体については、各団体の状況に合わせて美化活動月間の期間中に美化活動を実施しました。

(2) 町会・自治会などへの支援

ア 環境美化推進地区

区民が積極的にまちの環境美化に取り組む地域や、駅前など人通りが多い地域を「環境美化推進地区」として指定し、地域内の町会・自治会などに清掃用具を提供しています。

令和6年度末現在、つぎの38地区(44,631世帯)を環境美化推進地区に指定しています。

光が丘パークタウン いちょう通り東第一 団地管理組合	大泉学園緑町会	大泉住宅共栄会	大泉町二丁目町会
区営上石神井一丁目 第二アパート自治会	小竹町会	栄町町会	桜台一丁目町会
桜台自治会	桜台親和町会	桜台四丁目南町会	下石神井千川町会
石神井会	石神井小関町会	さんろく自治会	関町北三丁目町会
都営上石神井団地自 治会	豊玉第一町会	仲一自治会	仲二町会
仲町五丁目町会	練馬北町六丁目自治 会	練馬区北園町会	向山町会

橋戸町会	早宮一丁目自治会	早宮三・四丁目町会	東大泉井頭町会
東大泉中村町会	光が丘第一自治会	光が丘地区連合協議会	氷川台ひばりが丘睦会
富士見台町会	平和台一丁目町会	南田中団地第三自治会	南田中団地第四自治会
中村西町会	練馬中央自治会		

イ 環境美化活動団体

区民による自主的清掃活動を支援するため、一定の要件を満たす団体を「環境美化活動団体」として登録し、清掃用具を提供しています。

令和6年度は町会・自治会 78 団体（58,445 世帯）、ボランティア団体 34 団体（2,555 人）の登録がありました。

(3) 歩行喫煙等の防止

ア マナーアップ指導員による巡回指導

平成21年12月から、歩行喫煙およびたばこのポイ捨てをなくすため、マナーアップ指導員が区内の駅周辺を中心に巡回し、歩行喫煙者などに対する注意・指導を行っています。

イ 電柱巻看板による啓発

道路や公園などの公共の場所での歩行喫煙やたばこのポイ捨てをなくすため、区内 246 本の電柱に啓発用の巻看板を掲出しています。



ウ 喫煙所の設置

歩行喫煙やたばこのポイ捨てをなくすための対策として、駅周辺に喫煙所を設置しています。

令和6年度末現在、練馬駅、大泉学園駅、中村橋駅、光が丘駅の4駅5か所に喫煙所を設置しています。

エ 歩行喫煙率調査

区内4駅（練馬駅・大泉学園駅・光が丘駅・石神井公園駅）における歩行喫煙状況の実態を把握するため、それぞれの駅周辺で5か所の定点を設け、平日朝7時30分から8時までの30分間、目視により、歩行者に占める歩行喫煙者の割合を調査しています。

歩行喫煙率（※12月調査）

単位：％

駅	H14 年度	H19 年度	H24 年度	H29 年度	H30 年度	1 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
練馬	4.5	1.9	0.3	0.2	0.4	0.2	0.3	0.4	0.0	0.1	0.1
大泉学園	1.3	0.5	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
光が丘	3.0	2.2	0.2	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1
石神井公園	3.2	1.3	0.0	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
4駅合計※	2.6	1.3	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1

※ 4駅合計の歩行喫煙率＝4駅合計の歩行喫煙者数÷4駅合計の歩行者数

オ ポイ捨て実態調査

区内4駅（練馬駅・大泉学園駅・光が丘駅・石神井公園駅）におけるたばこのポイ捨ての現況を把握するために、それぞれの駅周辺3か所で年4回、平日朝9時にポイ捨てされているたばこの吸い殻の本数を調査しています。

たばこの吸い殻本数（※12月調査）

単位：本

駅	H22 年度	H27 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
練馬	24	52	37	19	28	59	88
大泉学園	6	42	27	17	22	35	57
光が丘	55	72	33	38	44	29	39
石神井公園	16	31	27	25	13	46	67
4駅合計	101	197	124	99	107	169	251

(4) 落書対策

落書きは犯罪であり、まちの美観を損ねるものです。区は環境美化の観点から、民家の塀や壁に落書きされた場合、被害者からの申請に応じて、消去しています。

令和6年度は2件、3か所、約33㎡消去しました。

2 カラス対策

区は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）」に基づき、民有地の樹木などにカラスが営巣し、親カラスが人を威嚇、攻撃する場合、その原因となる巣などの撤去を行っています。

実績

	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
巣の撤去・処分（巣）	26	29	21	23	20
落下したヒナの捕獲・処分（羽）	16	11	12	9	15

3 アライグマ・ハクビシン対策

区では、東京都が策定している「東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画」に平成 30 年度から参加し、アライグマ・ハクビシンによる生活被害を受けた場合に、現場調査やわなの設置による防除対策を行っています。

実績

		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
わな設置件数		151	148	94	70	132
捕獲数（合計）		19	18	11	3	15
内訳	ハクビシン	17	15	10	1	13
	アライグマ	2	3	1	2	2

4 空き家等対策の推進

(1) 空き家等の管理の適正化

平成 27 年 5 月に「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）」を全面施行（令和 5 年 12 月に一部法改正）しました。

区においても、適切な管理がなされていない空き家について、区民からの相談・要望などが多数寄せられています。また、いわゆる「ごみ屋敷」と呼ばれる居住者がいながら堆積物等により管理不全状態となっている建築物についても、地域の大きな問題となっています。

区は、「練馬区空き家等対策計画」を平成 29 年 2 月に策定（令和 3 年 3 月に取組内容の一部を修正）するとともに、「練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例（平成 29 年 7 月練馬区条例第 28 号）」を平成 29 年 10 月に全面施行し、令和 6 年 3 月に「練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例」の一部を改正し、施行（管理不全空家等の所有者等に対する措置の規定新設等）しました。

条例制定後は、学識経験者などで構成する練馬区空家等および不良居住建築物等適正管理審議会の意見を聞きながら、問題の解決に向けた取組・手続等を推進しています。

また、令和 6 年度に練馬区空き家等実態調査を実施しました。実態調査の結果から改めて区の空き家等の現状を把握し、分析結果に基づいて、令和 7 年度に新たな空き家等対策計画を策定します。

さらに、空き家の有効活用を促進するため、空き家所有者と空き家の活用を希望する団体などをマッチングする事業（令和 6 年度 1 件成立）や、

空き家セミナー・個別相談会を開催するなどの取組も進めています。

空き家相談対応件数

	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
相談件数	203	295	344	466	412
適正管理通知件数	107	150	130	180	66

(2) あき地の管理の適正化

区は、あき地の雑草が繁茂したままで放置されて、住民の健康を害し、犯罪を発生させるなど、生活環境を著しく損なうことを防ぐため、「あき地の管理の適正化に関する条例（昭和 45 年 10 月練馬区条例第 37 号）」に基づき、あき地の所有者や管理者などに対して、適切な管理を依頼するなどの取組を進めています。

あき地相談対応件数

	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
相談件数	63	82	101	106	97
適正管理通知件数	40	59	34	39	26

第2章 みどりの保全と創出

第1項 みどり豊かなまちづくりのために

練馬区の魅力は、都心近くに立地しながら、豊かなみどりに恵まれているところです。

区では、区民とともに練馬のみどりを未来へつなぐために、みどりのネットワークの形成と、みどりを育むムーブメントの輪を広げる取組を進めています。

1 みどり豊かなまちづくりを推進するために

(1) 練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例

区は、民有地の樹林を保全するため、全国の自治体に先駆けて憩いの森（市民緑地）制度を創設しました。これを契機として昭和52年には、「みどりを保護し回復する条例（昭和52年3月練馬区条例第1号）」を制定し、みどりのまちづくりを進めてきました。

その後、練馬のみどりを取り巻く環境が著しく変化したため、新しい緑化制度等を盛り込んだ「練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例（平成19年12月練馬区条例第79号）」を新たに制定しました。

(2) 練馬区みどりの総合計画の策定

区は、平成10年に都市緑地法に基づく「練馬区みどりの基本計画」を策定し、総合的に緑化施策を進めてきました。平成21年には、みどりの実態や社会動向、関連する法制度の状況を踏まえ、基本計画を改定しました。平成31年4月には、区民が実感できるみどり豊かなまちづくりの実現に向け、より積極的、効果的な施策を展開するため、新たに「練馬区みどりの総合計画」を策定しました。

この計画では、30年後に練馬のみどりに満足している区民を80%にするという目標を掲げ、目標達成に向けた2つの基本方針として、みどりのネットワークの形成とみどりを育むムーブメントの輪を広げることを定めています。

令和5年度に中間見直しを行い、令和6年度から令和10年度に取り組むみどり施策を定めました。

(3) 練馬区緑化委員会

みどりの保全および創出に関する重要な事項を調査審議するため、昭和52年4月に区長の附属機関として設置しました。

区長の諮問に応じて、みどりの基本計画の策定および変更に関すること、みどりの保全および創出に関する重要な事項等について調査審議します。委員の任期は2年で、区民等、区議会議員、学識経験者の委員20人以内で構成しています。

令和6年度は2回開催しました。

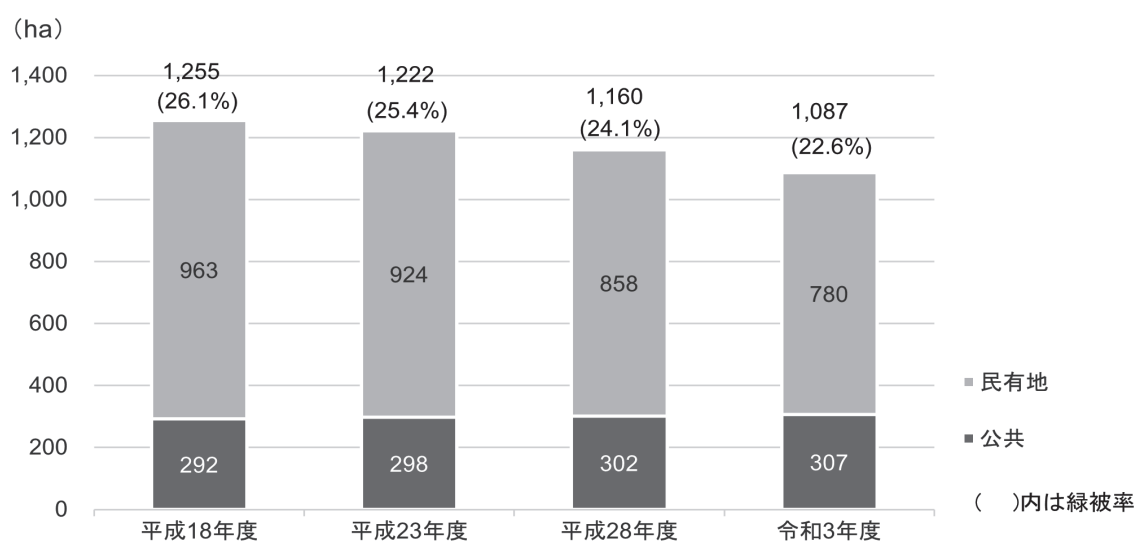
2 みどりのネットワークの形成

(1) みどりのネットワーク形成の推進

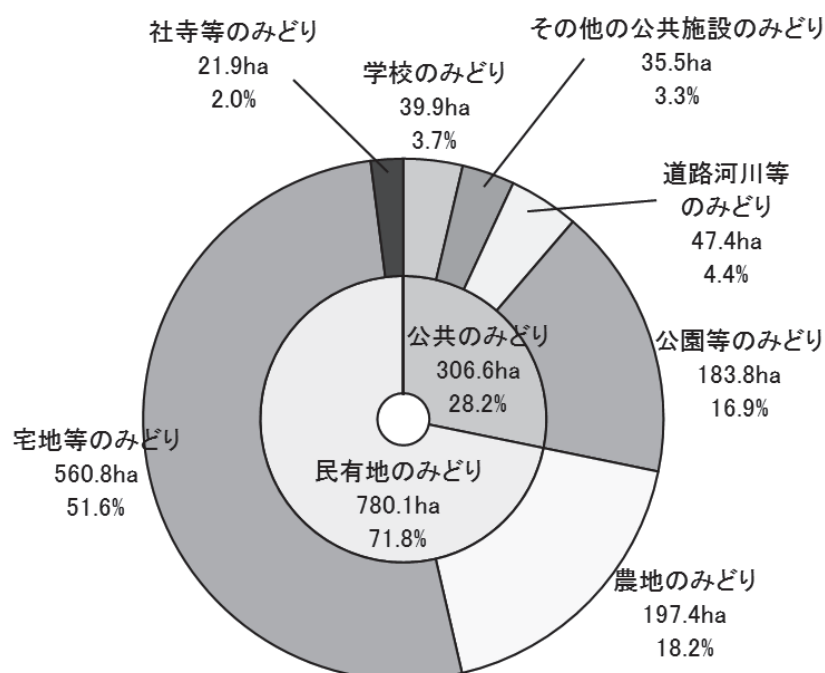
区の緑被率（草地、樹林地や農地などのみどりに覆われた面積の割合）は、22.6%です。公共のみどりは増えていますが、民有地のみどりは一貫して減少しています。

「練馬区みどりの総合計画（令和5年度改定）」に基づき、みどりの拠点としての公園の整備や樹林地の保全、それらをつなぐみどりの軸となる道路や河川沿いの緑化により、みどりあふれるまちづくりを進めています。

公民別緑被率の推移



公民別緑被状況の内訳（令和3年）



(2) みどりの普及啓発施設

ア 四季の香ローズガーデン

平成 28 年 5 月に、花とみどりの相談所温室植物園跡を整備して開園しました。香りの異なる 6 種類のバラを分けて配置した「香りのローズガーデン」の他、「色彩のローズガーデン」、「香りのハーブガーデン」など四季折々に五感で楽しめる庭園です。管理運営は指定管理者が行い、園芸相談も行っています。令和 6 年度の来園者数は 157,941 人でした。

イ 牧野記念庭園

昭和 33 年 12 月に、日本の植物分類学の父とされる牧野富太郎博士の偉業を後世に伝えるため、邸宅跡を整備し開園した庭園です。令和 2 年 3 月に都指定文化財（名勝及び史跡）に指定されました。令和 6 年度の来園者数は 76,984 人でした。



四季の香ローズガーデン



牧野記念庭園

ウ 土支田農業公園

平成 5 年 5 月に、野菜づくりを通して自然と触れ合い、農文化に親しめる公園として開園しました。農園スタッフの指導のもと、畑作りから収穫までを体験できる農業教室を開催しています。令和 6 年度は 100 世帯が参加しました。

エ こどもの森緑地

平成 27 年 4 月に、子どもたちが木登りや泥遊びなど、みどりを活用した自然体験ができる施設として開園した緑地です。プレーリーダーが常駐し、子どもたちが自由な発想で遊べるようサポートしています。令和 6 年度の来園者数は 32,881 人でした。



土支田農業公園



こどもの森緑地

オ 中里郷土の森緑地

平成 29 年 3 月に、みどりや生き物と触れ合う体験ができる施設として開園した緑地です。周辺の町会や商店会の協力により、毎年、ホタルの観察会を開催しています。

令和 6 年度は、13 日間で 1,877 人の参加がありました。また、年間の来園者数は 14,196 人でした。



中里郷土の森緑地のホタル

(3) 民有樹林地の保全

区内のみどりの約 4 分の 3 は民有地のみどりであり、区は、民有地のみどりを保全する事業を実施しています。

ア 都市計画緑地の拡大

屋敷林などの樹林のうち特に重要なものは、「緑確保の総合的な方針（令和 2 年 7 月改定）」に基づき、公有地化による保全に向けて地権者と交渉を進めています。

イ 市民緑地

区は、300 m²以上の樹林について、都市計画税・固定資産税が非課税となる市民緑地制度を活用して保全に努めています。区と所有者は土地の貸借契約（無償）を結び、園路整備や清掃・せん定などの日常管理を区が行うことで、樹林を広く区民に開放しています。敷地面積が 1,000 m²以上を「憩いの森」、その他を「街かどの森」と呼んでいます。

市民緑地の推移

(各年度末)

	4 年度	5 年度	6 年度
憩いの森 1,000 m ² 以上	39 か所 98,387 m ²	40 か所 100,359 m ²	39 か所 97,398 m ²
街かどの森 300 m ² 以上	5 か所 2,753 m ²	6 か所 2,325 m ²	6 か所 2,982 m ²

ウ 保護樹木・保護樹林

区は、一定の条件を満たす樹木・樹林の所有者からの申請に基づき、保護樹木・保護樹林を指定しています。指定された樹木・樹林の所有者に対して、剪定費の助成や賠償責任保険の加入などの支援を行っています。

令和6年度から、所有者の負担軽減や適切な剪定を促進するため、剪定費の1本あたりの補助金額を最大150,000円から300,000円に引き上げるとともに、頻度を3年に1回から2年に1回としました。

保護樹木・保護樹林の推移

(各年度末)

	4年度	5年度	6年度
保護樹木	1,157本	1,153本	1,198本
保護樹林	77か所	78か所	78か所
	20.9ha	21.7ha	21.7ha

(4) 地域ぐるみでの沿道緑化の推進

個人や団体が行う、まとまりや連続性のあるみどりの街並みづくりを支援する取組を進めています。

ア 緑化助成制度

住宅等の道路沿いや建物を新たに緑化する場合に、費用の一部を助成しています。令和6年度の助成実績は、生け垣化7件(38.2m)、低木等緑化9件(37.9m²)、フェンス緑化3件(22.7m)、屋上緑化1件(1.2m²)でした。

住宅敷地の小規模化による緑化可能なスペースの減少といった、現在の住宅事情に合わせ、玄関先の小さなスペース等での緑化を促進するため、制度の見直しを行いました。(令和7年4月から助成メニューを拡充)

イ みどりの協定

地域の緑化に取り組む町会や自治会などと協定を結び、苗木を提供するなど、協定地区の緑化活動を支援しています。

令和6年度は、協定地区が18地区、苗木の提供は計1,491本でした。

(5) 緑化計画の事前協議

区内で開発行為や建築行為を行うときは、その規模に応じて緑化に関する事前協議をしなければなりません。

令和6年度は問合せが2,100件、事前協議申請が949件ありました。

(6) 樹木等伐採の届出

基準以上の樹木・樹林を伐採しようとするときは区長に届け出なければなりません。伐採したときは代替の植栽に努めるものとしています。

令和6年度は37件の届出がありました。

3 みどりを育むムーブメントの輪を広げる

(1) みどりの活動を支える人材の育成

ア 落ち葉清掃活動

民有地のみどりを地域で守る取組として、区民ボランティアによる落ち葉清掃を実施しています。

令和6年度の活動は6か所の保護樹木・保護樹林地周辺で24回行い、参加者数は延べ258人でした。また、事業の企画や当日の運営などの活動を支えるサポーターを17人育成し、2か所で延べ34人が運営に参加しました。

イ つながるカレッジねりま（みどり分野）

みどりを守り育てる人材や団体の育成を推進するため、「つながるカレッジねりま」で、草花の基礎知識、植栽デザイン、グループ活動のコツなどを学べる「コミュニティ・ガーデナーコース」を実施しています。また、憩いの森の管理活動に必要な知識と技術を学べる「ねりまの森維持管理コース」を実施しています。

(2) 地域に根差した活動の拡充・支援

ア 公園や憩いの森の区民管理の拡充・支援

区は、町会や自治会などの地域団体による公園の自主管理（清掃・除草等）や、区民団体による憩いの森等の自主管理を進め、活動の支援をしています。

令和6年度は公園で28か所19団体、憩いの森等で12か所12団体（区立緑地3か所3団体含む）が活動しました。

イ 区民協働花壇事業

区は、区民団体による公園や区立施設などの花壇管理活動を支援しています。令和6年度は、80か所65団体の活動を支援しました。

(3) みどりの魅力を伝える情報発信の強化

憩いの森等の区民管理団体が行う子ども向けイベントを集約した「ねりまの森こどもフェスタ」を初めて開催し、みどりの魅力を伝える情報発信を強化しました。8か所でイベントを計12回実施し、参加者数は延べ1,188人でした。

(4) 練馬みどりの葉っぱい基金

区は、平成16年10月に「練馬区みどりを育む基金（練馬みどりの葉っぱい基金）」を設置しました。さらに、令和元年12月には、練馬のみどりを守り育てる活動の中から使いみちを選んで寄付ができる仕組みを構築しました。

令和6年度は、「平成つつじ公園プロジェクト」や「みどりの区民活動応援プロジェクト」、「牧野記念庭園プロジェクト」、「区民の森プロジェクト」等の寄付募集を行いました。令和6年度末の現在高は2,330,601,000円でした。

第2項 河川・池の環境

1 水質調査

区では、昭和 46 年から区内の河川・池の水質を毎年定期的に調査しています。

(1) 環境基準

水質汚濁に関する環境基準は、「人の健康の保護に関する環境基準」（以下「健康項目」という。）と、「生活環境の保全に関する環境基準」（以下「生活環境項目」という。）が設定されています。

健康項目はいずれも発癌性や急性・慢性毒性等があり、人だけでなくすべての生きものにとって有害であるため、常にこの基準値以下でなければなりません。生活環境項目は水の性質や見た目の清浄さを表し、利用目的等を考慮し、6 類型に分けて基準値が設定されています。

水質の改善によって平成 29 年 3 月から石神井川が B 類型に、白子川が C 類型にそれぞれ改定され、より厳しい基準の達成が求められることとなりました。

生活環境項目の環境基準値

測定項目 河川名	基準値				
	pH※ ¹	BOD※ ²	SS※ ³	DO※ ⁴	大腸菌数※ ⁵
石神井川	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU / 100mL 以下
白子川	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—

※1 pH（水素イオン濃度）

水が酸性であるかアルカリ性であるかを示す数値で、7 が中性、7 より大きいとアルカリ性、小さいと酸性です。

※2 BOD（生物化学的酸素要求量）

微生物が水中の有機物を分解するために必要とする酸素の量です。魚の生息には 5mg/L 以下が望ましいとされています。

※3 SS（浮遊物質量）

水中に浮遊している水に溶けない物質の量です。

※4 DO（溶存酸素量）

水中に溶けている酸素の量です。魚の生息には 5mg/L 以上が望ましいとされています。

※5 大腸菌数

人または動物の排泄物による汚染の指標として用いられています。

(2) 調査内容および結果

令和6年度は、石神井川、白子川等の4地点（次図）で、9月と2月の2回調査しました。

石神井川、白子川ともに、下水道が完備し、大雨後の下水道越流水以外の生活排水が流入しなくなったことにより、水質の改善が進みました。

区内の河川・池と水質調査地点



石神井川の水質調査結果

測定項目	単位	石神井川（河川B 類型）			
		南田中橋		栗原橋	
		9 月	2 月	9 月	2 月
測定時刻	—	12 : 45	12 : 25	10 : 10	9 : 55
天候	—	晴	晴	晴	晴
気温	℃	34. 6	13. 4	32. 0	5. 8
水温	℃	24. 0	14. 8	23. 6	8. 7
外観	—	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明
臭気	—	無臭	無臭	無臭	無臭
透視度	度	>100	63	>100	39
pH	—	7. 0	7. 6	7. 6	8. 3
平均水深	cm	36. 3	21. 5	19. 9	11. 8
川幅	m	7. 90	7. 50	12. 80	11. 50
平均流速	m/s	0. 302	0. 196	0. 578	0. 313
流量	m ³ /s	1. 240	0. 468	1. 549	0. 475
DO	mg/L	9. 9	13. 4	11. 6	14. 1
BOD	mg/L	1. 2	0. 5 未満	1. 3	0. 5 未満
SS	mg/L	2	4	1 未満	13
塩化物イオン	mg/L	10. 7	12. 7	11. 4	12. 8
大腸菌数	CFU/100mL	780	180	1, 100	190

※ 網掛けは環境基準値を満たさなかった測定値を示します。

白子川の水質調査結果

測定項目	単位	白子川（河川 C 類型）			
		緑橋		新東埼橋	
		9 月	2 月	9 月	2 月
測定時刻	—	12 : 00	11 : 45	11 : 10	10 : 58
天候	—	晴	晴	晴	晴
気温	℃	37. 6	8. 4	33. 6	5. 7
水温	℃	22. 3	15. 6	27. 0	11. 1
外観	—	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明
臭気	—	無臭	無臭	無臭	無臭
透視度	度	>100	>100	>100	>100
pH	—	6. 5	7. 7	7. 6	8. 0
平均水深	cm	33. 7	18. 1	13. 2	10. 2
川幅	m	6. 20	6. 30	7. 40	7. 40
平均流速	m/s	0. 079	0. 086	0. 249	0. 264
流量	m ³ /s	0. 149	0. 072	0. 314	0. 219
DO	mg/L	9. 9	13. 2	9. 9	13. 1
BOD	mg/L	2. 9	0. 5 未満	1. 3	0. 6
COD	mg/L	1. 6	0. 7	1. 7	1. 8
SS	mg/L	3	3	1 未満	4
塩化物イオン	mg/L	8. 5	9. 4	11. 9	12. 7
全磷	mg/L	0. 028	0. 021	0. 030	0. 032
全窒素	mg/L	5. 88	5. 63	5. 83	5. 57
亜硝酸性窒素	mg/L	0. 004	0. 003	—	—
硝酸性窒素	mg/L	5. 30	5. 21	—	—

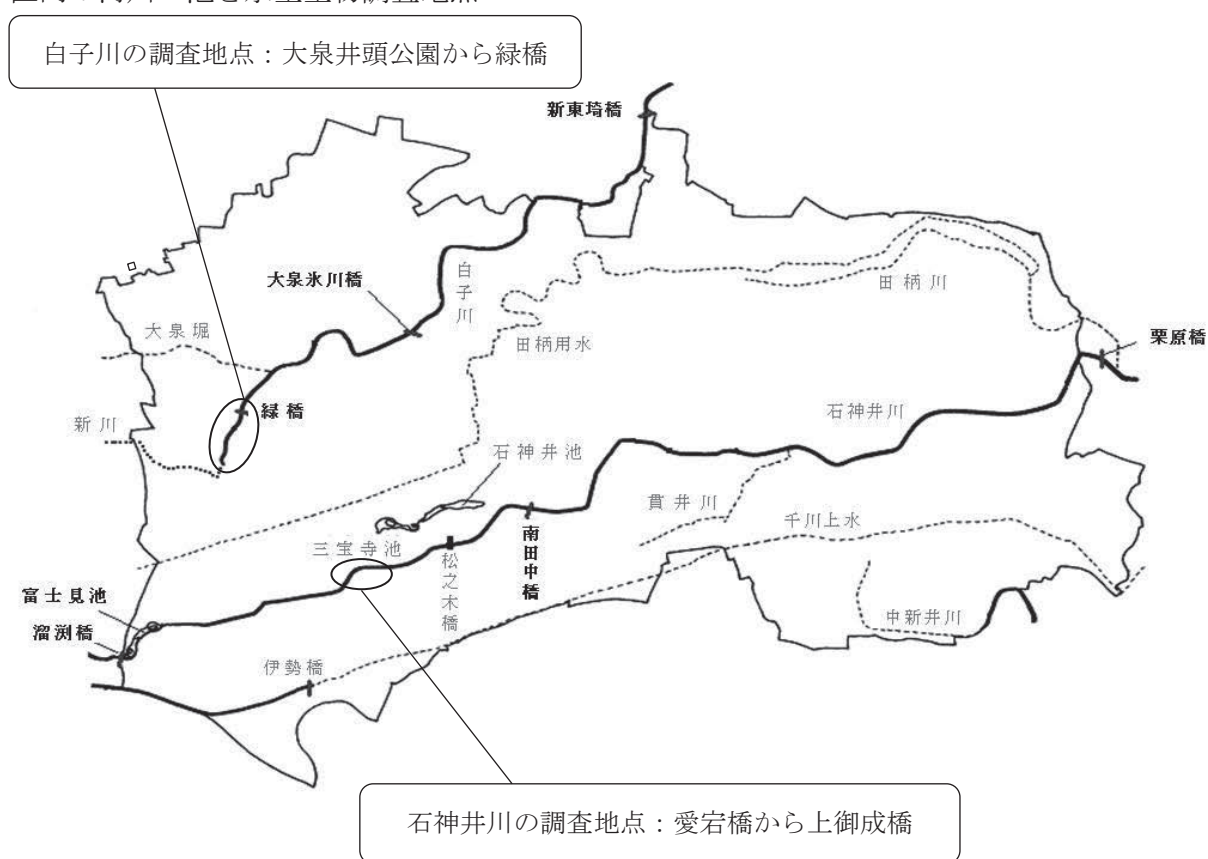
2 水生生物調査

水質の向上により、区内の河川では魚類をはじめ、様々な水生生物が見られるようになり、平成7年度から水生生物調査を行っています。

令和6年度調査では、石神井川は愛宕橋から上御成橋まで、白子川は源流である大泉井頭公園から緑橋までを調査しました。調査方法は、目視による方法、手網（タモ網）によって捕獲する方法です。

石神井川・白子川では水生植物が群生している場所などで魚類・甲殻類などが確認されています。白子川ではホトケドジョウやナガエミクリが、石神井川ではミクリ属の一種など、都内では珍しい在来水生生物が見つっています。一方、ミズヒマワリやオオカワデシャといった侵略的外来生物も多く見つっています。

区内の河川・池と水生生物調査地点



----- 暗渠もしくは、かつての河川等を表しています。

第3章 循環型社会をつくる

第1項 循環型社会の形成を目指した清掃とリサイクル事業

1 概要

清掃事業は、平成12年4月に東京都から23区に移管されました。23区は、共同でごみの中間処理を効率的に行うことを目的に、東京二十三区清掃一部事務組合を設置しました。これにより、ごみの収集・運搬やリサイクル事業を各区が、ごみの中間処理（焼却や破砕など）を東京二十三区清掃一部事務組合が、そして最終処分（埋立）場の運営・管理を東京都がそれぞれ分担して行っています。

このうち最終処分場として、23区が利用している東京港の中央防波堤外側埋立処分場および新海面処分場は、東京都によると残余年数が50年程と言われています。最終処分場の延命を図るため、23区は、ごみの減量とリサイクル事業を推進しています。また、ごみ処理やリサイクルについて環境に負荷を与えない「循環」を基調としたシステムをいかに築いていくかが求められています。

2 循環型社会形成に向けた条例・計画等

区は、循環型社会形成を目指すに当たり、区が取り組むごみの減量とリサイクルの推進に関する施策を記載した計画を策定し、取組を進めています。

平成8年9月に、「練馬区環境基本計画」のリサイクル部門の個別計画として、「練馬区リサイクル推進計画」を策定しました。

その後、平成12年4月に清掃事業が東京都から各区に移管されることになり、従来から区で行っていたリサイクル事業と清掃事業を一体的に推進することを目指し、「練馬区リサイクル推進条例（平成11年12月練馬区条例第55号）」および「練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例（平成11年12月練馬区条例第56号）」を制定しました。これらの条例に基づき、「練馬区一般廃棄物処理基本計画」を策定し、「練馬区リサイクル推進計画」を改定しました。

リサイクル推進条例では、区の清掃・リサイクルのあり方を審議する機関として、区民、事業者および学識経験者などで構成する「練馬区循環型社会推進会議」を設置し、リサイクルの推進や廃棄物の減量および処理に関する基本的事項などについて審議してきました。

令和6年度からは、脱炭素社会の実現に向けて、区民・事業者と協議して総合的な環境施策を展開するため、「練馬区循環型社会推進会議」を「練馬区環境審議会」に再編・統合しました。（環境審議会については、3ページを参照）

平成29年3月には、リサイクルの推進とごみの発生抑制を具体化させる計画として、リサイクル推進計画を包含した、平成29年度から令和8年度までを計画期間とする「練馬区第4次一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

区は、本計画において、基本理念を「みどりあふれる循環型都市をめざして」とし、ものを大事にする、資源を循環させるという習慣が根付き、区民・事業者・区の出組が生活の快適さやうまいのある環境づくりにつながっていく、住んでよかったと思える循環型のまちづくりをめざし、様々な施策に取り組んでいます。

本計画は、基本理念に立ち、①ごみの発生抑制・再使用の促進②多様な資源循環の推進③適正処理の推進④情報発信および参画・連携体制の充実といった4つの基本方針をもとに施策を体系化し、20の出組を設定しました。その中でも、①食品ロスの削減②不燃ごみの資源化③紙類やびんなどの資源とごみの分別の周知徹底④区収集による事業系ごみ排出事業者に対する指導⑤災害廃棄物処理計画の策定の5つを重点取組項目として設定しました。

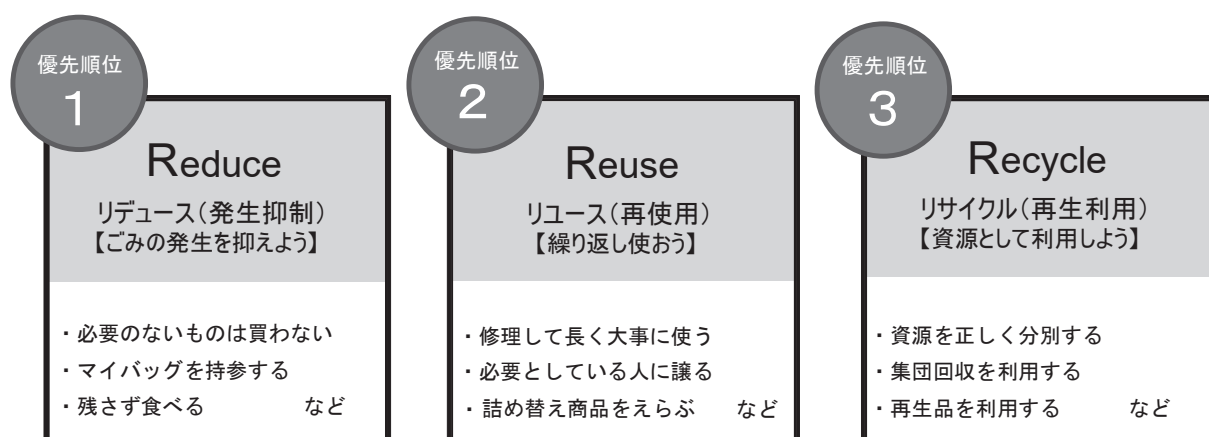
これらの取組を進めることにより、区民1人1日あたりのごみ収集量を平成27年度の500gから令和8年度には443g以下にすること、リサイクル率を24.8%から25.2%以上にすることを目指しています。

令和6年度における達成状況

指標	5年度	6年度	前年度との差	8年度目標	目標までの差
区民1人1日あたりのごみ収集量	436 g	427 g	△9 g	443 g 以下	達成
リサイクル率	24.9%	24.7%	△0.2%	25.2%以上	0.5 ポイント (上げる)

3 循環型社会に向けた3Rの推進

平成12年6月に「循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）」が制定されました。基本法では、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の順で3Rを進め、循環型社会を形成していくとしています。区もこの考え方にに基づき、3R事業に積極的に取り組んでいます。



4 統計から見たごみと資源

(1) ごみ量、資源量の推移

ア ごみ量

区が収集するごみは、可燃ごみ、不燃ごみおよび粗大ごみです。そのごみ量の推移は、表1、グラフ1のとおりです。

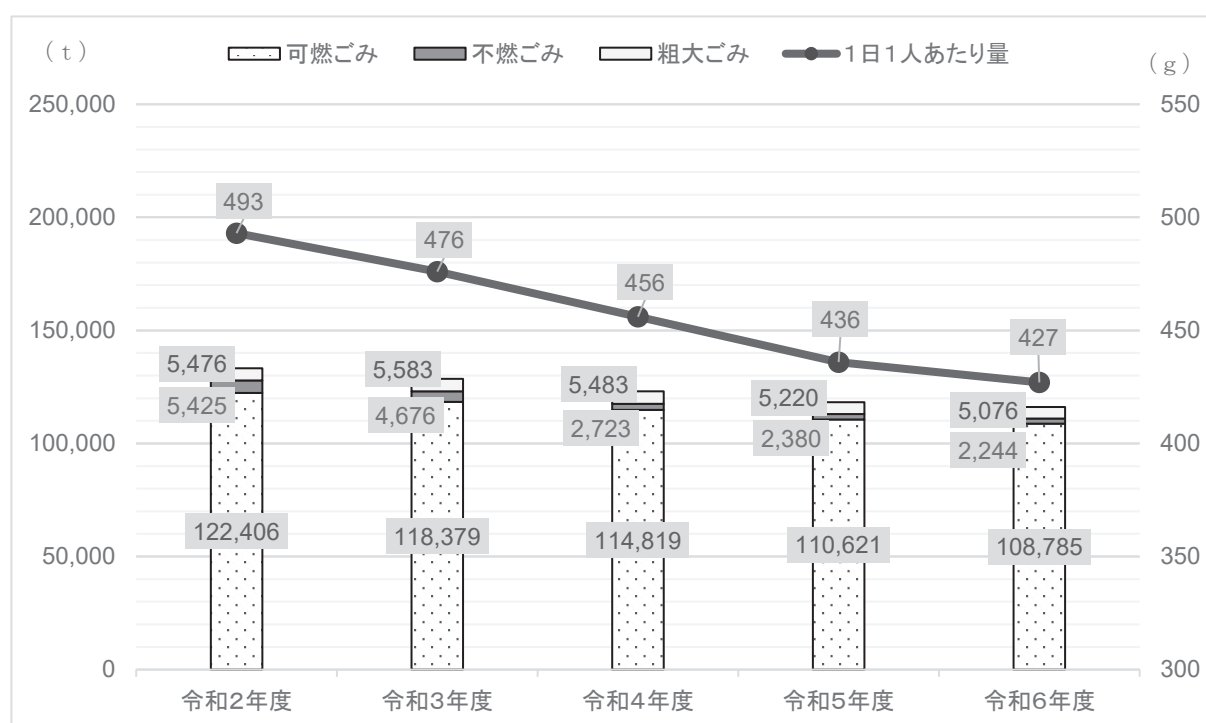
表1 区のごみ量と区民1人1日当たりのごみ量の推移

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
人口 (人)	740,891	739,679	739,452	740,595	745,807
可燃ごみ (t)	122,406	118,379	114,819	110,621	108,785
不燃ごみ (t)	5,425	4,676	2,723	2,380	2,244
粗大ごみ (t)	5,476	5,583	5,483	5,220	5,076
計 (t)	133,307	128,638	123,025	118,221	116,106
区民1人1日あたり量 (g)	493	476	456	436	427

※ 人口は、各年度とも10月1日現在の住民基本台帳（外国人を含む）による。

※ 表中の数値は、端数処理により内訳と合計が一致しない場合がある。

グラフ1 区のごみ量と区民1人1日当たりのごみ量の推移



イ 資源量

区が回収している資源品目は、容器包装プラスチック、古紙、びん・缶・ペットボトル、古着・古布、乾電池、廃食用油、小型家電です。また、不燃ごみ・粗大ごみとして収集したものの中から、金属類、布団、プラスチック製衣装ケース（以下「衣装ケース」といいます。）などを選別し資源化しています。資源回収量の推移は、表2、グラフ2のとおりです。

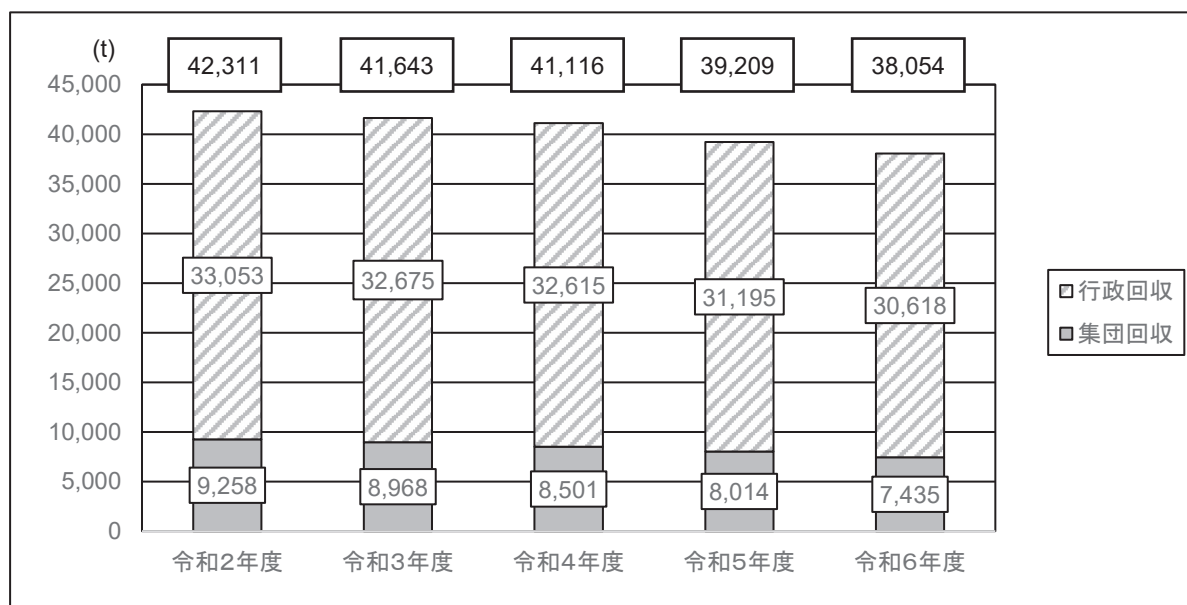
表2 資源回収量の推移

(単位:t)

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
資源回収量計		42,311	41,643	41,116	39,209	38,054
集団回収		9,258	8,968	8,501	8,014	7,435
行政回収		33,053	32,675	32,615	31,195	30,618
内 訳	容器包装プラスチック	5,625	5,722	5,580	5,380	5,387
	古紙	15,566	15,177	14,879	14,031	13,722
	びん(リターナブル)	430	413	384	365	356
	びん(ワソウェイ)	5,051	4,885	4,630	4,415	4,239
	缶(スチール)	1,135	1,106	967	889	806
	缶(アルミ)	965	941	965	937	978
	ペットボトル	2,580	2,674	2,668	2,707	2,731
	古着・古布	507	554	530	516	499
	乾電池	92	92	88	84	86
	二次電池	-	-	-	-	12
	廃食用油	18	17	16	15	15
	小型家電	6	12	481	437	410
	蛍光管	29	20	35	32	30
	金属類	940	956	1,335	1,313	1,268
	布団	108	106	57	71	41
	衣装ケース	-	-	-	2	40

※ 表中の数値は、端数処理により内訳と合計が一致しない場合がある。

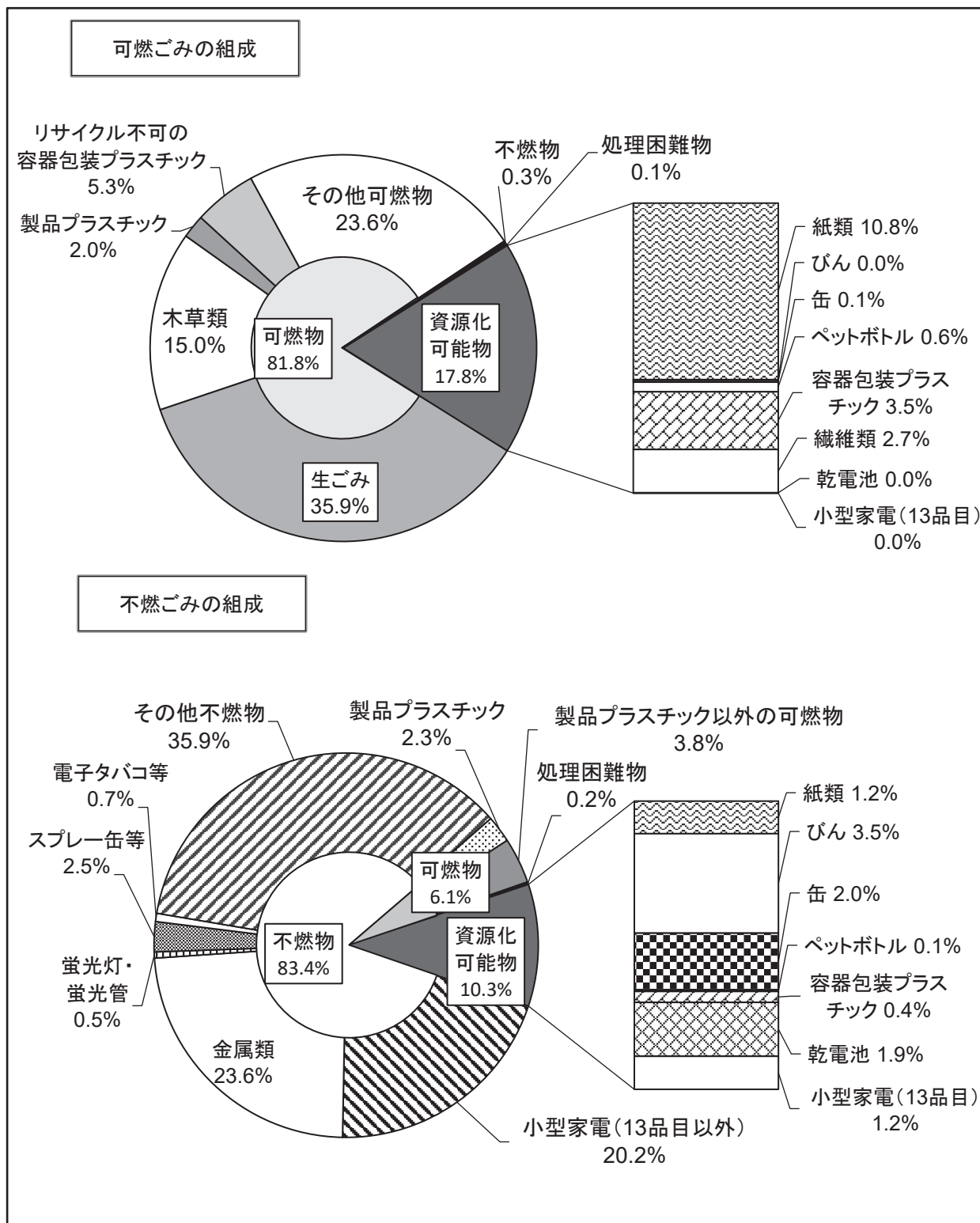
グラフ2 資源回収量の推移



(2) ごみの組成

令和5年度に行った資源・ごみの排出実態調査による可燃ごみと不燃ごみの組成を表したものがグラフ3です。可燃ごみの中には17.8%、不燃ごみの中には10.3%、資源化が可能なものが含まれています。

グラフ3 令和5年度の可燃ごみ・不燃ごみ組成分析結果



※ グラフの数値は、端数処理により内訳と合計が一致しない場合がある。

第2項 ごみの発生を抑制する

1 普及啓発事業

(1) ごみの減量、リサイクルについての情報発信

区は、ごみの減量やリサイクルについて周知するため、普及啓発用パンフレット「練馬区資源・ごみの分け方と出し方」などを発行しています。

(2) 清掃事務所の様々な活動

清掃事務所は、ごみの収集・運搬を行うだけでなく、区民・事業者に向けて、ごみの減量や正しい排出方法、リサイクルへの一層の理解と協力を得るための様々な指導・啓発活動を行っています。

ア ふれあい指導

資源・ごみの正しい分け方と出し方について、区民・事業者と対話しながら、指導・啓発活動を行っています。

また、集積所の改善や不法投棄の防止などの取組も行っています。

イ ふれあい環境学習

これからの循環型社会を担っていく子どもたちに向け、学校の授業などで「ふれあい環境学習」を行っています。主に小学校4年生や保育園・幼稚園の園児を対象に、「資源やごみの処理の流れ」、「正しい分別のしかた」をパネルや環境学習車（荷箱の中身が見えるスケルトン清掃車）を使って説明しています。

ウ 青空集会

資源・ごみの正しい分け方と出し方や3Rについて、町会・自治会や集積所単位で模擬のごみを使った出前講座を行っています。

エ 大規模建築物に対しての排出指導

延べ床面積1,000㎡以上の事業用大規模建築物の所有者に対して立入調査を行い、廃棄物の減量と再利用の推進に関して指導、助言を行っています。

令和6年度は、144件の立入調査を行いました。

また、年2回、事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者に対してオンライン講習会を実施しています。

平成17年度には「練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例」および「練馬区リサイクル推進条例」を改正し、廃棄物保管場所および再利用対象物保管場所の設置義務の対象を、建築物の延べ床面積3,000㎡以上から1,000㎡以上に変更するとともに、ワンルーム形式の集合住宅も対象に加えて、指導を強化しました。

(3) リサイクルセンター

リサイクル活動の普及促進を図り、循環型社会の形成に寄与することを目的とし、関町リサイクルセンター（平成 9 年 3 月）、春日町リサイクルセンター（平成 14 年 10 月）、豊玉リサイクルセンター（平成 21 年 4 月）、大泉リサイクルセンター（平成 29 年 4 月）を開設しています。

リサイクルセンターには、展示室、リサイクル工房、情報資料コーナー、実習室（多目的室）、会議室などの施設があり、地域のリサイクル活動の中心施設として環境やリサイクルに関する様々な事業を行っています。

ア 環境・リサイクル講座の開催

古布のさき織り・季節の飾り作りなどのリサイクルに関する講座や、生ごみからのたい肥作り、みどり、プラスチック削減などをテーマに、環境に関する講座を開催しています。

イ 再使用家具と不用品小物などの展示・販売

リサイクルセンターでは、平成 23 年度から粗大ごみの中の再使用可能な家具を低廉な価格で販売する事業を実施しています。不用となった日用雑貨品など小物の展示・販売も併せて行っています。

令和 6 年度は、練馬区資源循環センターから搬入された再使用家具のうち、販売した家具が 6,027 点、販売額が 7,878,430 円でした。また、販売した不用品小物が 125,089 点、販売額が 12,926,040 円でした。

ウ リサイクル情報の収集・提供

リサイクルに関する情報・資料（書籍・視聴覚資料など）を収集し、区民に提供しています。事業内容などを案内するため、各センター共通の情報誌「ゆずりは」を発行しています。

2 食品ロスの削減に向けた取組

令和 5 年度に実施した資源・ごみの排出実態調査では、まったく手つかずのまま捨てられてしまった食品が、可燃ごみの中に 4.3% も含まれていました。これを区の 1 年間の可燃ごみ量に換算すると、約 4,700 t になります。

区は、家庭で食べきれずに余っている未利用食品を持ち寄り、必要としている団体等に提供するフードドライブ事業を平成 29 年 10 月から行っています。

令和 5 年 7 月からは、さらなるごみ減量につなげるため、フードドライブ事業を区内すべてのリサイクルセンターにて、通年で実施しています。

令和 6 年度は、780 件、6,946 点、2,314kg の未利用食品が集まりました。

また、平成 31 年 3 月から、食品ロス削減に取り組む区内飲食店の取組を周知することで広く意識啓発を図り、飲食店から排出される食べ残し等によるごみを削減するため、「おいしく完食協力店」事業を実施しています。

令和 6 年度の登録店舗数は 32 店舗でした。また、「おいしく完食協力店」

と食育に取り組む「ねりまの食育応援店」において、「ねりま食べきりキャンペーン」を開催しました。

3 生ごみの排出抑制

(1) 学校等生ごみの資源化事業

区立施設から排出される生ごみを回収し、肥料化しています。生成した肥料は、一般公募により「練馬の大地」と名づけました。

令和6年度は区立の小・中学校97校、保育園60園、福祉施設5か所および庁舎1か所から回収し、回収量は1,006tでした。

(2) 生ごみ処理機などのあっせん・貸出し

平成5年度から、家庭から排出される生ごみを土にかえす生ごみコンポスト化容器のあっせんを行っています。

また、平成23年度からは生ごみ処理機の貸出し事業を、令和6年度からは生ごみ処理機のあっせん事業を行っています。

生ごみ処理機などのあっせん・貸出し実績

(単位：件)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
コンポスト化容器あっせん	5	2	3	0	2
生ごみ処理機あっせん	-	-	-	-	35
生ごみ処理機貸出し	8	11	13	33	71

4 不用品の活用（再使用）

(1) リサイクル・マーケットの開催支援

区は、家庭で不用となった衣類や生活雑貨などの地域での再使用を目指して、リサイクル・マーケットを開催する団体を支援しています。区立公園の使用許可申請手続、区報への掲載などを行っています。

令和6年度は、50回のリサイクル・マーケットの開催を支援しました。

(2) 大型生活用品リサイクル情報掲示板

家庭で使用しなくなった大型の生活用品を区民相互で有効に活用してもらうため、平成4年3月から、区内公共施設16か所に「大型生活用品リサイクル情報掲示板」を設置しています。「譲ります」・「譲ってください」という品物の情報カードを半月間掲示し、交渉と品物の受渡しは当事者双方の責任により行っています。

令和6年度の掲示数は「譲ります」68件、「譲ってください」17件でした。そのうち成立件数は「譲ります」30件、「譲ってください」1件でした。

第3項 リサイクルを進める

1 家庭系廃棄物における資源のリサイクル

(1) 集団回収

集団回収は、区に登録した団体が、資源回収業者と協力して、古紙、古布およびアルミ缶などのリサイクルに取り組む事業です。各区の事業として平成4年7月に都から移管されました。町会・自治会、子ども会などの10世帯以上の区民の自主的な団体であれば、登録することができます。区は、登録団体から資源回収の実績報告を受け、回収量1kgあたり6円の報奨金を支給しています。

また、平成29年7月から区内登録回収業者と契約して資源回収を行った団体に対し、報奨金を1割加算しています。軍手や梱包ひもなどの支給や資源回収業者の紹介も行っています。

令和6年度の登録団体数は657団体、回収量は7,435tでした。

(2) 集積所での資源回収（古紙、容器包装プラスチック）

平成9年6月から東京都清掃局のモデル事業として、光が丘地区で古紙、びん・缶の回収を開始し、平成12年2月からは、区内全域で週1回古紙の回収を本格実施しました。

平成19年10月から一部地域で、それまで不燃ごみとして収集していた容器包装プラスチックを資源として回収し、それ以外のプラスチック、ゴム製品および革製品を可燃ごみとするモデル事業を開始しました。平成20年10月からは、区内全域で分別変更を本格実施しました。

令和6年度の回収量は、5,387tでした。

(3) 街区路線回収（びん・缶・ペットボトル）

平成8年12月から一部地域で、週1回、回収用コンテナを設置し、隔週で交互に飲食用びんと飲食用缶を回収する街区路線回収を開始しました。その後、平成15年度までに、飲食用びんと飲食用缶を毎週同時に回収する方式に変更しました。

平成16年7月から一部地域でペットボトル回収を開始し、平成18年度から区内全域で実施しています。

令和6年4月からは、脱炭素社会の実現に向けて、回収したペットボトルを新たなペットボトルにリサイクルする「ボトル to ボトル」の取組を、サントリーグループと連携して進めています。

(4) 拠点回収

ア 乾電池

区内48か所の販売店および39か所の区立施設へ回収ボックスを設置し、使用済み乾電池を回収しています。区立小学校2校では、児童を対象として、回収ボックスによる回収を行っています。

イ 古着・古布

古着・古布のリサイクルを推進するため、平成 14 年度から区立施設で拠点回収を開始しました。

令和 6 年度は 32 か所の区立施設などで回収を行うとともに、衣替えの時期の 5 月・6 月・10 月・11 月には、臨時回収を 9 か所で行いました。

ウ 廃食用油

家庭から排出される使用済みてんぷら油など植物性の廃食用油の資源化、ごみの減量化などを進めるため、平成 20 年 6 月から区内 30 か所の区立施設で月 1 回、廃食用油の回収を開始しました。

令和 6 年 1 月からは、ファミリーマートの店舗 1 か所を回収拠点に加え、45 か所の回収拠点で実施しています。

回収した廃食用油は、インクの原料などに利用されています。

エ 小型家電

平成 23 年 9 月から区内 5 か所の区立施設に回収ボックスを設置し、小型家電製品 9 品目（携帯電話・スマートフォン、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機器、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、ポータブルカーナビ、電子辞書、卓上計算機、AC アダプター）の回収を開始しました。現在では、16 か所の回収拠点で実施しています。

回収した小型家電製品に含まれる有用金属（金、銀、銅、鉄、パラジウムなど）を再資源化しています。

また、令和 2 年 4 月から新たに 4 品目（補助記憶装置（ポータブルハードディスク・USB メモリ・メモリーカード）、タブレット型情報通信端末、IC レコーダー、電気かみそり）を追加し、回収対象は 13 品目になりました。

(5) 練馬区資源循環センター

練馬区資源循環センターは、循環型社会づくりの中心的施設として平成 22 年 11 月に開設しました。事業の実施および施設の管理運営は、公益財団法人練馬区環境まちづくり公社が担っています。

練馬区資源循環センターでの主な事業は、以下のとおりです。

ア 粗大ごみの再使用事業

家庭から排出される粗大ごみは、収集または区民自身による資源循環センターへの持込みで対応しています。

令和 6 年度のごみ量は約 5,775 t、743,679 点でした。そのうち、再使用が可能な家具などについては、簡易な清掃・修理を施し、区内の各リサイクルセンターで販売しています。

令和 6 年度のリサイクルセンターへの搬入量は 36 t、6,040 点でした。

イ 粗大ごみの金属類回収事業、布団・衣装ケースの資源化事業

粗大ごみの中から電化製品、金属製品を選別・解体し、鉄等の金属資源を回収しています。また、布団、衣装ケースも選別し、資源化しています。

令和6年度は、鉄等の金属類を 583 t、布団を 41 t、衣装ケースを 40 t 資源化しました。

ウ 不燃ごみ資源化事業

集積所から集められた不燃ごみの中から、蛍光管や小型家電、金属類を選別し、金属原料などとして資源化しています。

令和6年度は、蛍光管を 30 t、小型家電を 403 t、金属類を 685 t 資源化しました。

エ 集団回収の相談等窓口

区民が新たに集団回収を始める時に、回収品目の選択や回収業者について助言しています。

オ 資源循環推進事業の普及啓発等

資源循環センターでは、3Rに関する各種イベントを開催しています。

また、施設見学の実施や展示スペースを設けるなど、資源循環推進に関する普及・啓発に取り組んでいます。

2 事業系廃棄物における資源のリサイクル

(1) 区立施設におけるリサイクルの推進

区は事業者として、事業活動に伴う廃棄物のリサイクルを図るため、平成9年11月から、古紙回収に加え、びん・缶・ペットボトルおよびトレイの回収を行っています。

平成13年4月から乾電池、平成20年6月から保育園、福祉園など給食提供施設の廃食用油の回収・資源化を開始し、平成22年12月から蛍光管の回収を行っています。

区立施設回収の回収実績

(単位:t)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
古紙・古布	926	917	912	905	891
びん	6	5	6	7	6
缶	14	16	14	16	15
ペットボトル	10	11	12	13	12
トレイ	0	0	0	0	0
乾電池	2	2	3	4	3
廃食用油	7	7	8	8	8
蛍光管	3	3	3	3	2
合 計	968	962	957	954	938

※ トレイ（3年度～5年度）の0の表記については、微量の回収あり。

※ 表中の数値は、端数処理により内訳と合計が一致しない場合がある。

(2) 小規模事業者に対する街区路線回収（びん・缶・ペットボトル）

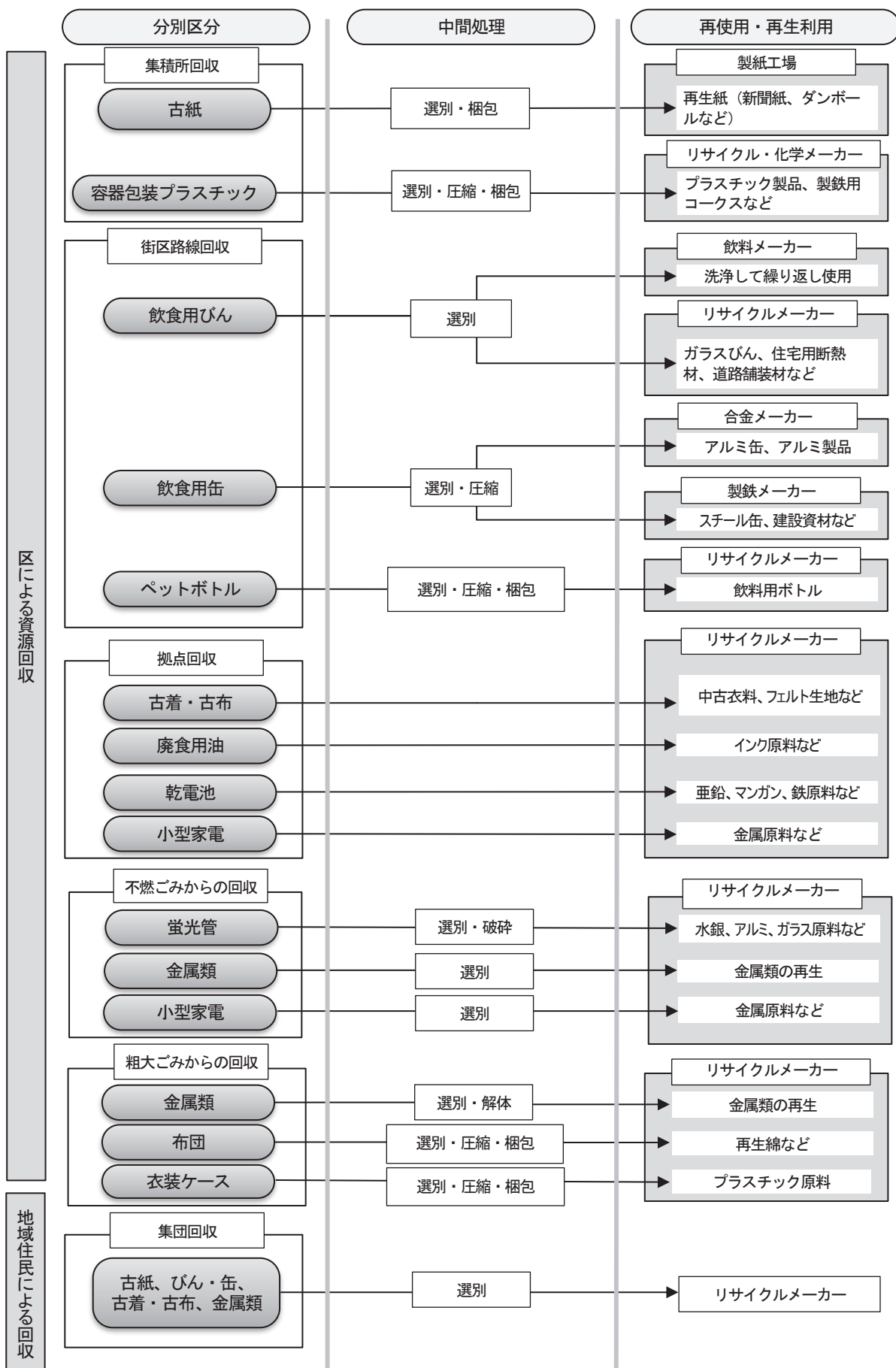
平成19年度から排出量の少ない小規模事業者について、びん・缶・ペットボトルを有料で回収する事業を実施しています。

(3) 事業系資源回収「商店街・オフィスリサイクル・ねりま」

商店街、オフィスなどから発生する事業系のダンボール、板紙、OA紙などの古紙類を中心に、回収業者が主体となって回収を行っています。

ダンボールや板紙は平成8年10月から、OA紙やシュレッダー類は平成9年4月から回収を行っています。

練馬区の資源の流れ図



第4項 ごみの適正処理を進める

1 ごみの出し方と収集方法

ごみの収集は、可燃・不燃・粗大の3区分で行っています。

可燃ごみは、生ごみ、ゴム製品、革製品、プラスチック製品、汚れの落ちない容器包装プラスチックや再生利用できない紙類など、焼却できるごみのことで、週2回収集しています。

不燃ごみは、陶器類、ガラス類、金属類、30cm角以下の小型家電製品（資源回収を行っている13品目を除く）などの焼却に適さないごみのことで、月2回収集しています。

可燃ごみ・不燃ごみは、収集日の朝に、集積所にごみ容器に入れて出すのが原則ですが、透明や半透明の袋で出すこともできます。

商店や事業所、会社などの事業活動に伴って排出されるごみは、事業者による自己処理か廃棄物処理業者へ処理を委託することが原則です。小規模の商店や事業所などから出される排出量が少ない事業系の可燃ごみ・不燃ごみは、有料ごみ処理券を貼って集積所に出すこともできます。

粗大ごみは、家庭から排出される概ね30cm角を超える家具などが対象で、「粗大ごみ受付センター」に申し込み、指定された日に、指定された金額の有料粗大ごみ処理券を貼って「出す」または「持ち込む」ことになっています。

なお、事業系の粗大ごみの収集は行っていません。

収集場所と回数等

区 分	回 数	収集場所	出す時刻
可燃ごみ	週2回	42,929 か所 (集積所・戸別訪問収集計)	決められた日の朝8時までに出す。
不燃ごみ	月2回		
粗大ごみ (収集)	—	各戸収集（申込制）	当日の朝8時までに出す。
粗大ごみ (持込み)	—	練馬区資源循環センター (申込制・持込み)	当日の指定された時間内に持ち込む。

※ 収集できないもの

- ① 有害性のあるもの、危険性のあるもの、引火性のあるもの、著しく悪臭を発するもの。
- ② 処理施設の管理または処理作業に支障をきたすおそれのあるもの。

平成13年4月に施行された「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）（平成10年法律第97号）」により、テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は、リサイクル料金などを支払い、販売店などに引き取ってもらうことになりました。

平成15年10月から「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）（平成3年法律第48号）」に基づき、家庭用パソコンも、パソコンメーカーなどによるリサイクルを進めています。リサイクルにあたり、各メーカーで定める料金を支払う必

要がありますが、平成 15 年 10 月 1 日以降に販売されたパソコンで、パソコン 3 R 推進協会の定めた「PC リサイクルマーク」の表示があるものは、販売価格にリサイクル料金が含まれています。

2 ごみの処理

可燃ごみは、東京二十三区清掃一部事務組合が運営する清掃工場で焼却処理し、衛生的な環境を保ちます。また、可燃ごみを焼却することにより、可燃ごみの容積を縮小し、埋立処分場の延命化を図っています。東京二十三区清掃一部事務組合では、一部の焼却灰を、セメントの原料とするなど、有効利用を図っています。

不燃ごみは、練馬区資源循環センター内の不燃ごみ中継施設で選別し、区がリサイクルする金属類・小型家電を回収します。残りは、東京二十三区清掃一部事務組合が運営する不燃ごみ処理センターで破碎し、鉄・アルミを回収後、埋立処理しています。

粗大ごみは、区内の粗大ごみ中継施設で選別し、区がリサイクルする金属類・布団・衣装ケースを回収します。残りは可燃系と不燃系に分別し、東京二十三区清掃一部事務組合が運営する粗大ごみ破碎処理施設で破碎し、鉄・アルミを回収後、可燃系は清掃工場で焼却し、不燃系は埋立処分しています。

3 集積所の適正管理

区民が集積所を清潔に管理できるように、資源・ごみの排出指導や防鳥用ネット、立体型防鳥用ネットの貸し出しを行っています。清掃事務所まで取りに来るのが困難な方には、宅配サービスも行っています。

令和 6 年度の貸し出し枚数は、3,463 枚でした。また、集積所の廃止や分散などの相談にも応じています。

4 高齢者などへのサービス（戸別訪問収集・粗大ごみ運び出し収集）

65 歳以上の方のみの世帯または障害のある方のみの世帯において、普通のごみや粗大ごみを集積所や屋外に持ち出すことが困難で、身近な方の協力が得られない場合、収集員が玄関先まで収集に伺ったり、屋内から運び出します。

また、災害時には戸別訪問収集の利用者の安否確認を行います。

令和 6 年度は、1,841 戸の戸別訪問収集、1,859 件の粗大ごみ運び出し収集を行いました。

5 見守りサービス

戸別訪問収集を利用している高齢者が 1 週間以上ごみを出さなかった場合、地域包括支援センターに連絡し、職員が電話や訪問により状況を確認する「見守りサービス」を実施しています。対象者は、戸別訪問収集を利用している 65 歳以上で、介護サービスなどを利用しておらず、「見守りサービス」を希望する方です。

6 し尿の処理と浄化槽

区内の下水道の普及率は、ほぼ 100%に達していますが、令和 6 年度末現在 49 戸のくみ取り式の便所があります。また、浄化槽については、2 基の設置があります。

7 一般廃棄物処理業の許可

一般廃棄物の収集もしくは運搬または処分を事業として行おうとする者は、区市町村長の許可を受けなければなりません。

一般廃棄物処理業の許可は、一般廃棄物収集運搬業と処分業の 2 つに区分されます。

練馬区での一般廃棄物収集運搬業・処分業の許可数

(単位: 者)

	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
収集運搬業	250	250	247	247	242
処 分 業	0	0	0	0	0

8 犬猫などの死体処理

飼い主または土地・建物の占有者から依頼のあった動物の死体は、25 kg 未満であれば清掃事務所で引き取ります。

令和 6 年度の件数は 624 件でした。

道路上の動物の死体は、都道・区道上は清掃事務所が、それ以外は原則として各道路管理者が、それぞれ対応しています。

9 有料ごみ処理券

商店や事業所、会社などの事業活動に伴って排出されるごみは、原則として事業者が責任を持って自己処理しなければなりません。しかし、小規模の事業者など、自分で処理することが困難な場合には、区が行う家庭から排出されるごみの収集に支障のない範囲内で、有料で区のごみ収集に出すことができます。有料ごみ処理券は、取扱所の表示のあるお店、区内コンビニエンスストア、スーパーマーケット、清掃事務所および区役所清掃リサイクル課で扱っています。有料ごみ処理券の種類と価格は表のとおりです。

令和 6 年度の販売実績は、47, 181 セット、147, 538, 940 円でした。

有料ごみ処理券の種類と価格

種 類	セット枚数	販売価格 (1 枚単価)
特大・70 L 相当	1 セット 5 枚	3, 045 円 (609 円)
大・45 L 相当	1 セット 10 枚	3, 910 円 (391 円)
中・20 L 相当	1 セット 10 枚	1, 740 円 (174 円)
小・10 L 相当	1 セット 10 枚	870 円 (87 円)

10 有料粗大ごみ処理券

粗大ごみは、家庭から排出されるおおむね 30cm 角を超える家具などが対象で有料となります。

令和 6 年度の販売実績は、1, 641, 599 枚、360, 094, 400 円でした。

(1) 主な粗大ごみ処理手数料

主な粗大ごみの処理手数料は表のとおりです。

収 集	持 込	電気・ガス・石油器具	家具・寝具	その他
400 円	200 円	ガステーブル（ガスコンロ） 小型調理器類（ホットプレートなど） 電子レンジ 扇風機 除湿器 空気清浄器 掃除機 照明器具	いす（ソファを除く） ふとん マットレス（ベッドマットを除く） ハンガーラック（回転式を除く） ロールカーテン	板類（鉄板類を除く） ゴルフクラブ（1 セット 14 本まで） スキー板（ストックを含む） スーツケース 子ども用玩具（ブランコおよび滑り台を除く） 乳児用具（ベビーベッドを除く） パイプ類（1 ～ 5 本） 鏡（姿見） 自転車（16 インチ未満） ぬいぐるみ 座いす
900 円	500 円	オイルヒーター パネルヒーター	ソファ（1 人用） パソコンラック（いすを除く） ハンガーラック（回転式）	ブランコ 滑り台 台車 自転車（16 インチ以上） 物干し台（1 個）
1, 300 円	700 円	ガスオーブン	シングルベッド（ベッドマット含む） 机（両そで机を除く、いすを除く） ライティングデスク（いすを除く）	サイクリングマシーン（自転車を除く） ドラムセト一式（いすを除く）
2, 300 円	1, 200 円		ダブルベッド（ベッドマット含む）	オルガン（いすを除く） ランニングマシーン（電動式）
3, 200 円	1, 600 円		両そで机（いすを除く）	

(2) 箱物家具の処理手数料

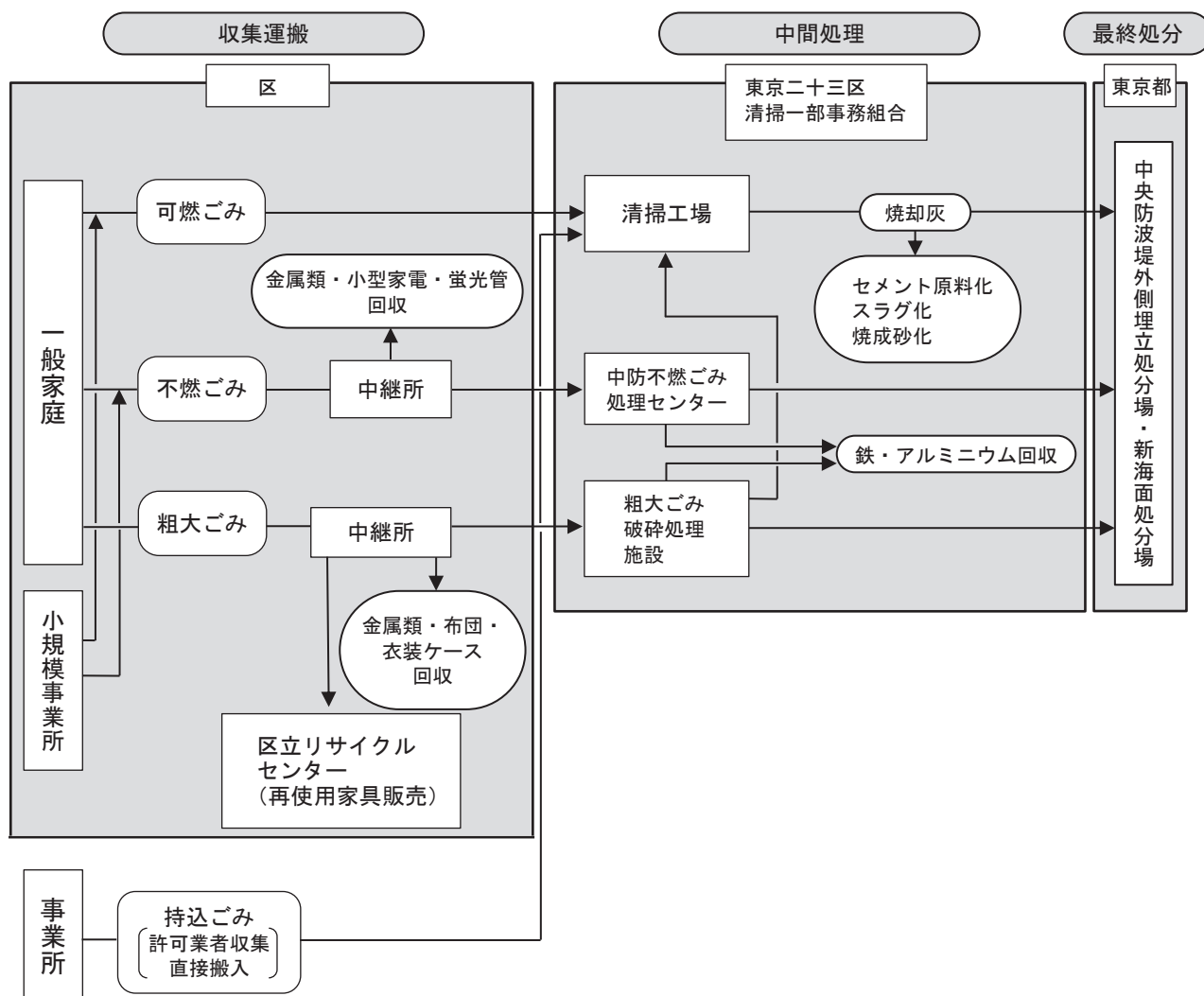
粗大ごみのうち、物置や戸棚などの箱型の家具については、「箱物家具」として同じ品物となりますが、3辺のうち長い2辺の合計により、処理手数料を3段階に設定しています。

箱物家具の大きさ	収 集	持 込
3辺のうち長い2辺の合計が180cm以下のもの	400 円	200 円
3辺のうち長い2辺の合計が180cmを超え270cm以下のもの	1,300 円	700 円
3辺のうち長い2辺の合計が270cmを超えるもの	2,300 円	1,200 円

【主な箱物家具】

物置、戸棚、食器棚、たんす、押入れたんす、仏壇、レンジ台、カラーボックス、オーディオラック、流し台、スチール棚、本棚、チェスト、サイドボード、下駄箱など

(3) 練馬区のごみの流れ図



第5項 清掃リサイクル事業の今後の課題

1 ごみの減量に向けた取組

ごみの減量に向けた最も有効な取組は、ごみの発生を抑制することです。

ものの生産から流通、消費にいたる段階で、できるだけごみになるものが発生しないような社会に変えていくことが求められています。

2 ごみの分別の徹底と資源化

令和5年度に行った資源・ごみの排出実態調査（65 ページ グラフ3 令和5年度の可燃ごみ・不燃ごみ組成分析結果）によると、可燃ごみの中には17.8%、不燃ごみの中には10.3%、分別すれば資源となるものが含まれています。これらの資源化が可能なものの分別を徹底していくことが、ごみの減量につながります。

家庭から排出されるごみをさらに減量するために、国・都・他自治体の事例などを参考にしながら、新たな資源回収品目や回収方法を検討していきます。

3 環境負荷の低減

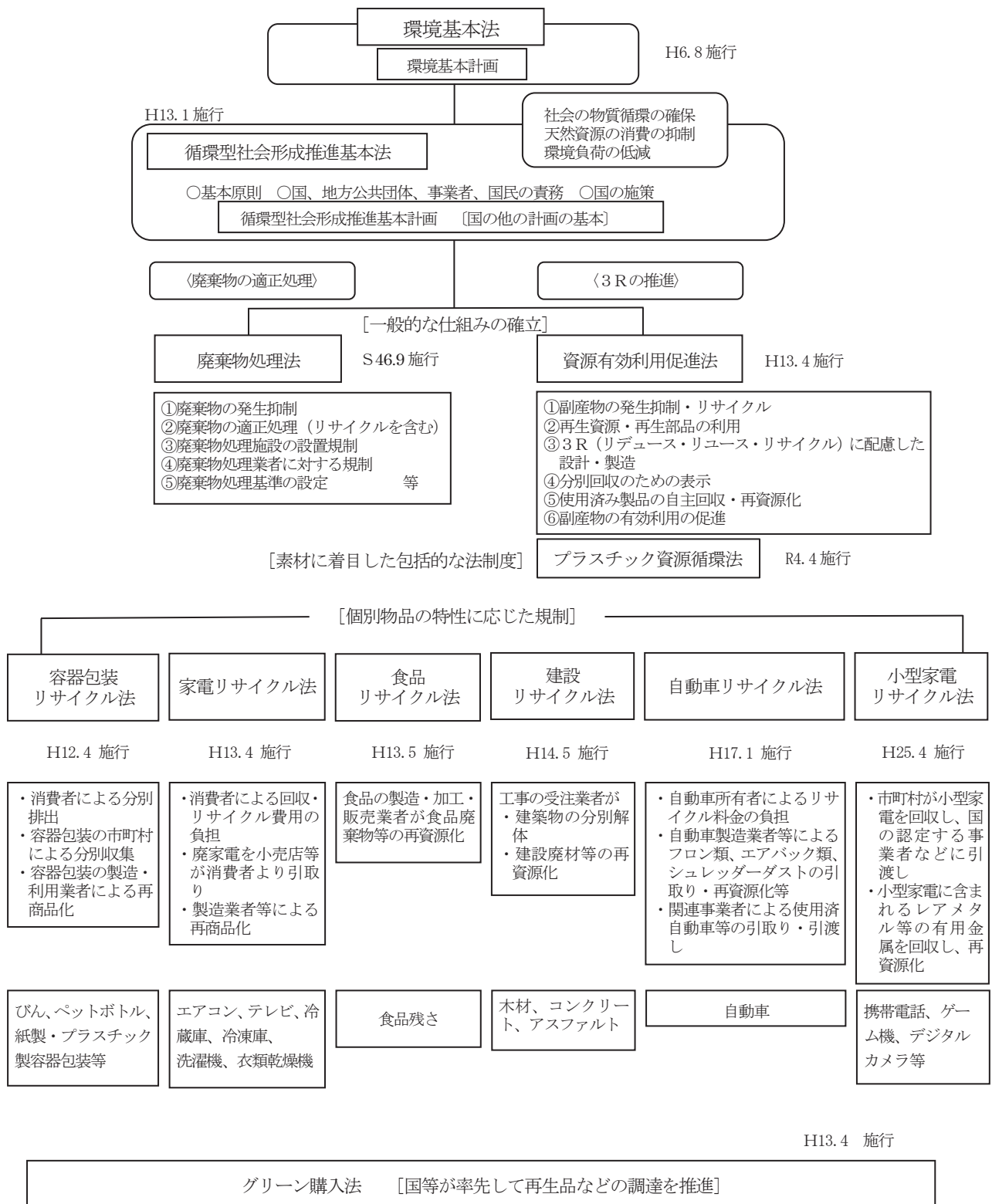
23区は、平成20年度にプラスチックやゴム製品、革製品を不燃ごみから可燃ごみとする分別変更を行いました。区は、このうち容器包装プラスチックを平成20年10月から分別回収して資源化し、環境負荷の低減に努めています。

ごみ処理システムを変更する際には、環境負荷を事前に評価し、環境負荷の少ないごみ処理システムにすることが重要です。

さらに、フードドライブ事業を活用した食品ロスを削減する取組の拡大や、生ごみの水切りを推進することで水分を減らし、清掃工場の燃焼効率や収集・運搬効率を高めるなどの取組も今後の課題です。

海洋プラスチック問題やプラスチックの製造・処分に起因するCO₂の排出、諸外国における廃棄物輸入の規制強化などを背景に、国内でのプラスチックの資源循環を一層促進することが求められています。令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」では、全てのプラスチックがリサイクルの対象となりました。プラスチックの削減に向けた普及啓発を図るとともに、区がすでに行っている容器包装プラスチックも含めた全てのプラスチックの回収・資源化を令和8年10月から開始します。

廃棄物・リサイクル対策関連の法体系



「練馬区の環境」年表

練馬区のできごと		都・国・世界の動き	
昭和22年		昭和	
8月	練馬区独立	24年 8月	東京都工場公害防止条例制定
10月	東京都練馬清掃事務所開設	27年 11月	東京都清掃本部設置
		29年 1月	東京都騒音防止に関する条例制定
		7月	清掃法制定
			東京都清掃条例制定
		30年 10月	東京都ばい煙防止条例制定
		31年 12月	東京都清掃局設置（東京都清掃本部改称）
		36年 10月	ごみ容器による収集作業開始
		37年 6月	ばい煙の排出に関する法律制定
		42年 8月	公害対策基本法制定
		43年 4月	東京都公害研究所発足
		6月	大気汚染防止法、騒音規制法施行
昭和44年		昭和44年	
4月	練馬区建築部に公害対策課設置 （騒音規制法、東京都工場公害防止条例、東京都騒音防止に関する条例の事務を開始）	5月	公害対策基本法に基づく初の公害白書閣議決定
		7月	東京都公害防止条例公布 大気汚染コントロールセンター同時通報装置完成
		昭和45年	
		2月	一酸化炭素の環境基準を正式決定
昭和45年		昭和45年	
6月	夜間騒音実態調査実施	4月	公共用水域の水質基準設定
7月	工場実態調査実施		東京都公害防止条例施行（東京都工場公害防止条例、東京都騒音防止に関する条例廃止）
9月	練馬区公害対策連絡協議会発足	5月	新宿区牛込柳町鉛公害問題発生
12月	区議会で「自動車公害に関する意見書」可決、 内閣総理大臣、関係大臣、都知事に提出 区議会に公害対策特別委員会設置	7月	杉並区東京立正高校で光化学スモッグ被害発生 東京都の光化学スモッグ注意報警戒体制スタート
昭和46年		9月	放射35・36道路対策住民協議会活動開始
3月	定期河川水質調査開始 「公害をなくすために」創刊	10月	東京都公害局発足
		11月	東京都公害防止条例改正（規制の強化） 公害紛争処理法施行
		12月	公害対策基本法改正 アメリカ合衆国で大気浄化法（マスキー法）成立 廃棄物の処理及び清掃に関する法律制定
昭和46年		昭和46年	
6月	大泉中学校で光化学スモッグ被害発生 公害防止ポスターコンクール実施	1月	都、都民を公害から防衛する計画公表
7月	環境騒音調査開始	昭和46年	
8月	公害測定室開設	4月	東京都公害監視委員会発足
9月	アルカリろ紙法によるいおう酸化物・窒素酸化物 の大気汚染調査開始	5月	騒音の環境基準を閣議決定
		6月	水質汚濁防止法施行
		7月	環境庁発足
		9月	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行 都知事、ごみ戦争宣言
		12月	関越自動車道一部開通（練馬～川越）
昭和47年		昭和47年	
4月	練馬区公害防止融資資金制度発足 定期河川・池水水質調査開始	2月	OECD環境委員会で、汚染原因者負担の原則を盛りこんだ要綱を採択
5月	石神井南中学校で光化学スモッグ被害発生	昭和47年	
6月	練馬区光化学スモッグ対策会議設置	5月	悪臭防止法施行
7月	練馬区公害対策懇談会制度発足 練馬区長、光化学スモッグに関する要望書を 関係機関に対して提出	6月	国連人間環境会議、ストックホルムで開催 自然環境保全法公布 都水産試験場、神田川に鯉放流
		7月	東京における自然の保護と回復に関する条例（自然保護条例）公布
		10月	大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成 に関する条例施行

練馬区のできごと	都・国・世界の動き
昭和47年 7月 練馬環七を考える会発足 排水型事業所監察開始 8月 区役所・石神井南中学校にオキシダント計設置 9月 石神井川流域の3区3市で初の合同水質調査(小平市・田無市・保谷市・練馬区・板橋区・北区) 昭和48年 1月 都公安委員会に対し騒音規制法で初の要請(環七の交通規制) 3月 区議会「清掃工場より排出される排ガスの規制等を要請する意見書」可決、通産大臣・環境庁長官に提出	昭和47年 10月 公害健康被害補償法制定公布 12月 国連総会で国連人間環境会議に関連する決議採択(毎年6月5日を世界環境デーとする) 江東区、杉並区のごみの搬入を実力阻止 昭和48年 3月 ワシントン条約(野生動植物取引条約)採択
昭和48年 4月 光化学スモッグ緊急対策実施要領施行 6月 光化学スモッグ警報用霧笛の設置 7月 環七の改善に関する意見書を関係機関へ提出 8月 大泉中学校にオキシダント計設置 鉄道騒音影響調査 10月 練馬保健所で環七環境健康アンケート実施	昭和48年 4月 自然保護条例施行 ガソリン・LPG車の排出ガスに係る48年度規制の実施 5月 大気汚染に係る環境基準設定(二酸化窒素、光化学オキシダント) 6月 第1回環境週間 10月 公害健康被害補償法公布 12月 航空機騒音に係る環境基準の設定 昭和49年 1月 環境庁、濃度規制から総量規制への移行に関する大気汚染防止法改正要綱提示
昭和49年 7月 公害作文コンクールを初めて実施 8月 初めての石神井川夜間水質調査 9月 区庁舎屋上に大気汚染測定室設置 10月 環七沿道の13世帯にクーラー貸付・環七沿線生活および住民意識調査実施 12月 環七沿線環境合同調査実施	昭和49年 4月 可燃ごみ・不燃ごみの分別収集開始 5月 初の光化学スモッグ警報発令 7月 首都圏一円に酸性雨の被害 8月 七大都市自動車排出ガス規制問題調査団「51年度規制は技術的に可能」と発表 10月 環七対策会議設置 11月 杉並清掃工場問題の和解が成立 昭和50年 3月 PCBが水質汚濁防止法に有害物質として追加 36道路の住民投票に関する調査会答申
昭和50年 2月 「練馬区緑の現況調査報告書」発行 7月 光化学スモッグアンケート調査実施 夜間交通実態調査 8月 放35・36・環八沿道住民意識調査実施 区議会「公害健康被害補償法による地域指定に関する意見書」可決、環境庁長官に提出 9月 区長「環七の道路構造の改善に対する意見書」を都知事に提出 公害対策懇談会、環境庁長官に「公害健康被害補償法による地域指定の要望書」を提出 東京都石神井清掃事務所開設 12月 「練馬区緑化計画策定のための調査研究報告書」発行 昭和51年 1月 環七沿線11区長、環七公害対策の実施について都知事へ要望	昭和50年 7月 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の設定 12月 公害健康被害補償法の地域指定に11区追加(練馬・中野・杉並・世田谷の4区除外) 昭和51年 3月 放射七号線開通 石神井川・白子川の水域、環境基準E類型指定
昭和51年 7月 公害健康被害補償法による地域指定に関する要望書を関係機関に提出 8月 放射七号沿道住民アンケート調査実施 大気汚染基礎調査(浮遊粉じん)開始 昭和52年 3月 区内の工場に対し、東京都公害防止条例に基づき初の改善命令実施	昭和51年 6月 振動規制法公布 7月 硫酸化物に係わる総量規制基準告示 航空機騒音に係わる環境基準の地域類型指定 11月 新幹線鉄道騒音に係わる環境基準地域類型の指定 12月 振動規制法施行 昭和52年 3月 東京都公害防止条例に基づく悪臭に係わる規制基準(3点比較式臭袋法)設定

練馬区のできごと	都・国・世界の動き
昭和52年 8月 幹線道路沿いの学校の環境騒音調査 昭和53年 3月 練馬区3点比較式臭袋法・パネル（臭気判定員）運営要綱施行	昭和52年 4月 隅田川水系浄化対策連絡協議会発足 10月 中央防波堤外側処分場埋立開始
昭和53年 6月 環七合同調査（世田谷区・中野区・杉並区・練馬区） 7月 世田谷区・中野区・杉並区・練馬区の区長連名で「二酸化窒素に係る環境基準に関する要望書」を環境庁長官に提出 9月 世田谷区・中野区・杉並区・練馬区の区長連名で「大気汚染に係る健康被害者の救済に関する要望書」を都知事に提出 11月 「練馬区緑の実態調査報告書」発行	昭和53年 7月 環境庁、二酸化窒素の環境基準および未達成地域での達成期間（7年間）を改定し告示 8月 警視庁、環七以内からの大型トラックの締出しを検討し、「安眠規制」実施を決定
昭和54年 4月 隅田川水系浄化対策連絡協議会加入 練馬区長、環七沿道国有地について公害対策利用化の要望 昭和55年 2月 エアサンプラーによる大気中浮遊粒子状物質調査開始（アルキル水銀・PCB・ヒ素・有機リン）	昭和54年 4月 中央公害対策審議会、環境影響評価制度のあり方について答申 6月 改正水質汚濁防止法施行、水質総量規制導入 10月 滋賀県、琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例制定 昭和55年 3月 都、有リン合成洗剤の使用中止に関する要綱を発表
昭和55年 4月 区施設での有リン洗剤の使用中止、区職員の使用自粛要請・区民への使用自粛の呼びかけ	昭和55年 5月 幹線道路の沿道整備に関する法律公布 10月 東京都環境影響評価条例制定 11月 放射36号線住民協議会、同線の建設を承認 12月 東京都環境保全局設置（東京都公害局改称）
昭和56年 7月 石神井川通日調査開始 12月 世田谷区・中野区・杉並区・練馬区の区長連名で環境庁長官に「公害健康被害補償法による第一種地域指定に関する要望書」を環境庁長官に、「大気汚染に係る健康被害者の救済に関する要望書」を都知事にそれぞれ提出	昭和56年 6月 大気汚染防止法改正（窒素酸化物総量規制）都・放射36号道路対策連盟間の事業施行協定調印 9月 22都道府県による全国湖沼サミット（湖沼環境保全知事懇談会）が東京で開催 10月 東京都環境影響評価条例施行
昭和57年 12月 都公害防止条例に基づき生コン製造会社の新工場設置認可申請を不認可 北町の専用水道からトリクロロエチレン汚染判明 昭和58年 2月 北町一〜三丁目地下水汚染源実態調査 3月 練馬区みどりの実態調査報告書発行	昭和57年 11月 窒素酸化物総量削減計画公告。大気汚染防止法に基づく窒素酸化物に係る総量規制基準を告示 昭和58年 2月 東京都緑の倍增推進本部を設置し緑の倍增計画の策定を決定 3月 内閣総理大臣、第2次及び第3次地域の公害防止計画を承認
昭和58年 4月 練馬清掃工場光が丘分工場開設 7月 石神井川で鯉の生息実験（7〜9月） 8月 沿道窒素酸化物測定室3か所設置 昭和59年 2月 貫井の専用水道でトリクロロエチレン汚染判明 貫井一〜四丁目地下水汚染源実態調査	昭和58年 4月 酸性雨共同調査（関東9都県市）実施
昭和59年 7月 石神井川水質状況調査のため鯉約1,000匹放流 沿道窒素酸化物測定室引続き3か所設置 10月 光が丘地区大気汚染・環境騒音調査 11月 石神井川水塊調査 昭和60年 1月 白子川汚濁対策協議会発足（保谷市・練馬区・和光市・板橋区）	昭和59年 6月 全国都市清掃会議、使用済み乾電池処理の抜本策を国に要望 7月 野火止用水に清流復活 8月 環境評価実施要綱を閣議決定 11月 東京都緑の倍增計画策定 昭和60年 3月 都、5月の第2土曜日を「東京都みどりの日」にすることに決定 環境庁、名水百選を発表

練馬区のできごと	都・国・世界の動き
昭和60年 6月 パソコンによるデータ解析開始 7月 沿道窒素酸化物測定室3か所設置 白子川通日調査開始 9月 水生生物調査開始 昭和61年 3月 地下水汚染防止に関し溶剤使用事業所に文書指導	昭和60年 5月 第1回「都民グリーンフェスティバル85」開催 7月 厚生省、使用済み乾電池処理の安全宣言 昭和61年 1月 メタノール自動車の都内走行試験開始 3月 都、生活排水対策指導要綱策定
昭和61年 12月 自主制作ビデオ「よみがえれ！石神井川・白子川」を作成 昭和62年 1月 環七沿道整備計画決定 3月 「練馬区みどりの実態調査報告書」発行	昭和61年 8月 玉川上水に清流復活の通水を開始 昭和62年 2月 国連環境特別委員会にて、「環境保全に配慮しながら持続的に開発を目指す」東京宣言を採択
昭和62年 6月 パソコンクイズなどを盛り込んだ環境週間行事を開始 石神井川でシアン汚染発生	昭和62年 4月 改正東京都公害防止条例施行(音響機器等の使用制限) 9月 改正公害健康被害補償法(大気汚染地域指定の解除)成立 モントリオール議定書採択(オゾン層破壊物質の規制) 10月 東京都環境管理計画策定 12月 絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律施行 昭和63年 3月 改正公害健康被害補償法施行 東京都地域公害防止計画策定
昭和63年 4月 水辺環境保全・創出計画策定調査開始 6月 メタノール自動車を試験導入 魚の放流(石神井川・魚巣ブロック設置の2か所) 7月 「水辺」について区民意識意向調査実施 12月 白子川上流域で生活排水対策実践活動実施 平成元年 3月 千川上水復活(境橋～伊勢橋間)	昭和63年 5月 特定物質の規制などによるオゾン層の保護に関する法律(フロン規制法)公布(7月施行) 都、公的施設対象の吹き付けアスベスト処理要綱策定 6月 ディーゼル乗用車のNOx規制強化 9月 ウィーン条約・モントリオール議定書に加入 11月 IPCC(気候変動に関する政府間パネル)設立 平成元年 3月 パリ条約(有害物質の越境移動・処分の規制)採択 トリクロロエチレン等を水質汚濁防止法規制対象物質に追加
平成元年 5月 石神井川流域環境協議会設立(小平市・田無市・保谷市・練馬区・板橋区・北区) 6月 練馬区水辺ふれあい計画策定 環境教育・啓発事業開始 水辺に関するジョイント講演会実施 7月 練馬の橋デザイン・アイデア・コンテスト募集開始 石神井川ウォッチング実施 10月 石神井公園クリーンアップ実施	平成元年 4月 改正騒音規制法施行(特定建設作業の騒音規制基準) 5月 東京都アスベスト対策大綱策定 東京都自動車公害防止計画策定 7月 アルシュ・サミット、地球環境保護宣言 都、建築物等の工事に伴うアスベスト飛散防止対策指導指針策定 10月 改正水質汚濁防止法施行(トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンの排水規制基準設定) 12月 中央公害対策審議会、自動車排出ガス規制に係る新規制基準を答申 平成2年 2月 都、アスベスト飛散防止対策指導要綱策定
平成2年 6月 環境週間タウンリスニング実施 7月 練馬区長期総合計画策定 9月 「練馬を聞く、し・ず・け・さ10選」実施 平成3年 3月 「ねりま音マップ」作成	平成2年 6月 水質汚濁防止法改正(生活排水対策追加) モントリオール議定書修正(フロン等の全廃) 10月 国、地球温暖化防止行動計画策定 12月 東京都ゴルフ場農薬の安全使用に関する要綱制定 平成3年 3月 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律公布 CODに係る総量規制計画告示

練馬区のできごと	都・国・世界の動き
平成3年 6月 風と緑のさわやかウォーク実施 9月 酸性雨調査の開始 平成4年 3月 「ねりま・みずべのいきもの-水草編-」発行 「練馬区みどりの実態調査報告書」発行	平成3年 4月 再生資源の利用の促進に関する法律(リサイクル法)公布 環境庁「土壌の汚染に係る環境基準について」告示 8月 環境保護のための南極条約議定書採択 10月 東京都廃棄物の処理及び再利用に関する条例(東京都廃棄物条例)制定(東京都清掃条例の全面改正) 再生資源の利用の促進に関する法律制定
平成4年 4月 八坂台児童公園に浄化施設設置(流れのある親水公園に改修) 6月 環境マンガ展開催 湧水保全モデル事業開始 10月 リサイクルフェア初の開催 平成5年 3月 地球ノート作成 「ねりま・みずべのいきもの-かも編-」発行	平成4年 5月 東京都環境学習基本方針策定 東京都地球環境保全行動計画策定 東京都環境管理計画改定 生物多様性に関する条約採択(平成5年12月発効) 気候変動枠組条約採択(国連本部) 6月 東京都廃棄物条例公布(東京都清掃条例の全面改正) ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで地球サミット(環境と開発に関する国連会議)開催 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法公布 12月 水質汚濁防止法改正施行(トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン等の環境基準設定) 平成5年 3月 東京都水辺環境保全計画策定
平成5年 4月 地域リサイクルマーケット支援事業開始 7月 軽井沢野外自然観察会開催 9月 ねりま環境カレッジ開始 湧水保全モデル事業(雨水浸透ます設置)開始 10月 環境保全活動推進組織(仮称)設立準備会発足 環境庁委託事業「生活騒音対策モデル都市推進事業」実施 リサイクルフェア(第2回)開催 11月 環境基本計画策定 平成6年 3月 「ねりま・いい音の街シンポジウム」開催 「ねりま・みずべのいきもの-河床編-」発行 外環沿道の大気汚染騒音測定室2か所設置	平成5年 4月 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法公布 5月 東京都地域冷暖房推進長期計画策定 10月 東京都環境学習事業計画策定 ごみ袋による排出ルールの変更 11月 環境基本法制定・施行 東京都自動車排気窒素酸化物総量削減計画策定 東京都リサイクル推進計画策定 12月 自動車NOx法による車種規制施行 平成6年 3月 気候変動枠組条約発効 東京外環自動車道開通 都、地下水保全ガイドライン策定
平成6年 4月 「白子川を知っていますか-水辺再生に向けて-」発行 大型生活用品リサイクル情報掲示板運営開始 5月 天然ガス自動車導入 6月 環境写真展「都市のかがやき大賞」開催 7月 環境見学会実施 工場実態調査の開始 8月 環境ねりマップワークショップ開催 9月 練馬・環境保全推進会議発足 暮らしの点検ワークショップ開催 「都区制度改革に関するまとめ(協議案)」都区合意 10月 落書き消し講習会の開催 リサイクルフェア(第3回)開催 平成7年 2月 練馬・環境保全推進会議ニュース「ねりま」創刊号発行 音の写真展開催 3月 「ねりま・みずべのいきもの-水辺の散歩編-」発行	平成6年 5月 東京都指定低公害車制度発足 7月 東京都環境基本条例制定 東京都公害防止条例改正 自然保護条例改正 東京都自動車公害防止計画改正 9月 国際人口・開発会議(カイロ) 11月 環境庁、土壌・地下水汚染の調査・対策指針策定 12月 環境基本計画を閣議決定 平成7年 3月 都、有害化学物質対策基本方針策定

練馬区のできごと	都・国・世界の動き
平成7年 4月 電気自動車普及モデル事業、北・板橋・都と共同実施 5月 ねりま環境カレッジ（応用コース）開始 6月 天然ガス自動車（2台目）導入 石神井川ウォーキングの実施 10月 水辺生物調査の実施 講演会「自立・循環型社会と環境管理計画」開催 リサイクルフェア（第4回）開催 平成8年 2月 ねりまエコ・アドバイザー委嘱開始 循環型社会を考えるリサイクルシンポジウム開催 3月 環境見学会（親子）の実施 「ねりま・みずべのいきもの」発行	平成7年 4月 大気汚染防止法改正（自動車燃料に係る許容限度の設定） 悪臭防止法改正（嗅覚測定法による規制基準の設定） 5月 東京都地球温暖化防止対策地域推進計画策定 6月 環境庁「こどもエコクラブ」発足 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）公布 7月 国道43号線訴訟最高裁判決 平成8年 1月 初の東京都環境白書発行 3月 七都県市指定低公害車制度発足
平成8年 4月 環境美化モデル地区連絡協議会開催 5月 「練馬・環境保全推進会議」第2期発足 6月 白子川ウォーキングの実施 環境庁「残したい“日本の音風景100選”」で「三宝寺池の鳥と水と樹々の音」が選定 7月 区内の河川で採取した「みずべのいきもの」を水槽展示（7/23～8/30） 9月 練馬区リサイクル推進計画（平成8～11年度）策定 10月 リサイクルフェア（第5回）衆議院議員選挙投票日と重なり中止 12月 びん・缶の街区路線回収開始（ペットボトルは平成16年7月から拡大） 平成9年 3月 練馬区ポイ捨ておよび落書き行為の防止に関する条例制定 関町リサイクルセンター開所 「練馬区みどりの実態調査報告書」発行	平成8年 4月 都、第1回東京都環境会議開催 5月 大気汚染防止法改正（有害大気汚染物質対策の導入等） 環境庁「環境家計簿」配布開始 6月 環境庁「環境カウンセラー登録制度」創設 9月 ISO14000 シリーズ国内発効 10月 都、事業系ごみの全面有料化実施 12月 粗大ごみ受付センター業務開始 平成9年 2月 「ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気汚染に係る環境基準」告示 3月 東京都環境基本計画策定
平成9年 6月 練馬区ポイ捨ておよび落書き行為の防止に関する条例の標語とシンボルマーク決定（区民公募） 光が丘地区で東京ルールⅠ「資源回収モデル事業」開始 7月 練馬区ポイ捨ておよび落書き行為の防止に関する条例施行 8月 親子水辺観察会を石神井川で開催 10月 リサイクルフェア（第6回）開催 11月 区立施設の小型焼却炉の使用中止 平成10年 3月 練馬区環境配慮指針策定 「省エネ・省資源の手引き」発行	平成9年 4月 容器包装リサイクル法施行 ダイオキシン類に係る大気環境指針の策定 東京ルールⅢ「ペットボトルの店頭回収」開始 6月 環境影響評価法公布 8月 ダイオキシン類削減のための大気汚染防止法と廃棄物処理及び浄水に関する法律の施行令等改正（12月施行） 12月 気候変動に関する国際連合枠組み条約第3回締約国会議 COP3（京都会議）開催 東京都一般廃棄物処理基本計画策定 平成10年 3月 地球環境保全東京アクションプラン策定 東京都水環境保全計画策定
平成10年 4月 清掃事業の区移管正式決定 5月 グリーン購入ネットワークに加入 6月 「練馬・環境保全推進会議」第3期発足 7月 庁内環境配慮推進会議設置 ポイ捨て防止条例施行1周年キャンペーン実施 練馬区リサイクル推進協議会設置 8月 練馬清掃工場のばい煙調査項目にダイオキシン類を追加 指定作業場（12件）の焼却炉を立入調査（～10月） 9月 環境配慮製品リスト配布 10月 リサイクルフェア（第7回）台風のため中止 12月 練馬区内工事登録業者 小型焼却炉の実態調査 平成11年 3月 地下水汚染調査実施	平成10年 4月 地方自治法の一部を改正する法律公布（清掃事業の都から区への移管） 都、アイドリングストップ取組方針策定 新海面処分場の埋立開始 5月 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）公布 6月 国、地球温暖化対策推進大綱決定 7月 東京都小型焼却炉に係るばいじん及びダイオキシン類排出抑制指導要綱施行 事業系し尿の全面有料化実施 9月 「騒音の環境基準について」告示（等価騒音レベルの採用）（11年4月施行） 10月 地球温暖化対策の推進に関する法律公布 12月 東京都環境影響評価条例改正 平成11年 3月 東京エネルギービジョン策定 東京都水環境マスタープラン策定

練馬区のできごと	都・国・世界の動き
平成11年 6月 環境週間行事「昔の地図で歩く旭町・光が丘」開催 7月 ポイ捨て防止条例施行キャンペーン実施 8月 ダイオキシソ類環境調査開始 10月 環境・リサイクルフェア（第1回）開催（「リサイクルフェア」を拡大発展） 11月 千川通り大クリーン作戦実施 平成12年 2月 練馬区リサイクル推進協議会廃止 東京ルールI 本格（区内全域）実施 3月 「環境にやさしい事業活動マニュアル」（オフィス編）発行	平成11年 4月 地球温暖化対策の推進に関する法律全面施行 6月 環境影響評価法施行 7月 ダイオキシソ類対策特別措置法成立 PRTR 法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）成立 8月 都、ディーゼル車NO 作戦展開 平成12年 1月 ダイオキシソ類対策特別措置法施行 3月 東京都ダイオキシソ類対策取組方針改定
平成12年 4月 練馬区リサイクル推進条例施行 環境マネジメントシステム構築スタート 清掃事業（収集運搬等）区移管 練馬区清掃事業所開設 練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例および同規則制定 6月 環境週間行事「環境川柳」 練馬区循環型社会推進会議発足 7月 「練馬・環境保全推進会議」第4期の発足 ポイ捨て防止条例施行キャンペーン実施 水生生物展示 9月 練馬区リサイクル推進計画（平成12-16年度）策定 10月 環境・リサイクルフェア（第2回）開催 11月 千川通り大クリーン作戦（雨天中止） 高齢者戸別訪問収集事業実施（区独自の清掃事業を展開） 平成13年 2月 練馬区環境基本計画2001-2010 策定 練馬区水辺ふれあい計画2001-2010 策定 練馬区環境方針策定 燃料規制対象事業所立入検査 3月 「環境にやさしい事業活動マニュアル」（工場編）発行	平成12年 4月 東京都環境局発足（組織改正） 都、清掃事務を特別区へ移管 容器包装リサイクル法完全施行 5月 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）公布 6月 循環型社会形成推進基本法公布 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）公布（13年5月施行） 12月 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）公布（東京都公害防止条例の全面改正） 東京における自然の保護と回復に関する条例（自然保護条例）制定（全面改正） 都、緑の東京計画策定 平成13年 1月 環境省発足 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）施行 3月 都庁天然ガススタンド開設
平成13年 4月 練馬区クリーンエネルギー普及促進事業（庁有車クリーンエネルギー化事業）NEDO 補助事業申請 6月 練馬区環境配慮実行計画（地球温暖化対策実行計画）策定 8月 練馬区クリーンエネルギー普及促進補助事業採択 9月 小型焼却炉無料回収 10月 環境・リサイクルフェア（第3回）開催 11月 練馬区（区長部局）ISO14001 認証取得 平成14年 1月 環境鑑賞会「地域の気象と私たちの暮らし」開催 2月 学校等生ごみ資源化事業開始 3月 環境美化行動計画策定 「環境にやさしい事業活動マニュアル」発行 こどもエコクラブ全国フェスティバル IN 小田原（練馬区の「海・鳥・地 救い鯛」が東京代表で参加） 環境家計簿普及試行事業 「練馬区みどりの実態調査報告書」発行	平成13年 4月 PRTR 制度の開始 家電リサイクル法完全施行 グリーン購入法全面施行 資源有効利用促進法全面改正施行 自然保護条例施行 環境確保条例（東京都公害防止条例の全面改正条例）一部施行、都自動車公害監視員（自動車Gメン）設置 5月 食品リサイクル法完全施行 都、カラス緊急捕獲モデル事業の実施 7月 国、低公害車開発普及アクションプラン策定 PCB 処理特別措置法施行 9月 都「カラス対策プロジェクトチーム」発足 平成14年 1月 東京都環境基本計画策定 2月 温暖化阻止東京作戦開始 3月 東京臨海風力発電所「東京風ぐるま」竣工

練馬区のできごと	都・国・世界の動き
平成 14 年 7 月 粗大ごみのインターネット受付開始、受付時間の延長 10 月 春日町リサイクルセンター開所 春日町リサイクルセンター環境学習室開設 環境・リサイクルフェア（第 4 回）開催 12 月 区民環境行動方針検討会議結成 平成 15 年 1 月 星空観察会実施 2 月 環境にやさしい事業活動講演会実施	平成 14 年 5 月 建設リサイクル法完全施行 土壌汚染対策法公布（平成 15 年 2 月施行） 6 月 RPS 法（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法）成立（12 月施行） 7 月 東京都環境影響評価制度条例改正、計画段階アセスメントを導入（15 年 1 月施行） 自動車リサイクル法公布 9 月 都、違反ディーゼル車一掃作戦展開 11 月 都、都市と地球の温暖化阻止に関する基本方針策定 12 月 政府、燃料電池自動車を導入 平成 15 年 1 月 東京の名湧水選定 3 月 循環型社会形成推進基本計画公表
平成 15 年 6 月 高松小学校の児童が校舎の屋上緑化に取り組む 7 月 春日小学校第二校庭を芝生化 「練馬区環境清掃推進連絡会」設立 10 月 環境・リサイクルフェア（第 5 回）開催 練馬区リサイクル推進計画（平成 15-19 年）策定 11 月 区内商店会等 5 団体主催「ねりまエコバッグ大作戦 2003」開催 平成 16 年 2 月 第 5 回 TOKYO こどもエコクラブまつり春日町リサイクルセンターで開催	平成 15 年 4 月 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画公布 パソコンリサイクルの開始 6 月 都、有明水素ステーション開設 7 月 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律成立（16 年 10 月全面施行） 8 月 都、燃料電池バス運行開始 10 月 都、ディーゼル車規制開始 平成 16 年 3 月 国、ヒートアイランド対策大綱策定
平成 16 年 5 月 ごみゼロキャンペーン（千川上水清流復活地域での清掃活動） 6 月 環境月間行事実施 7 月 練馬区ポイ捨ておよび落書行為の防止に関する条例の条例施行キャンペーン 粗大ごみ手数料の一部改正 8 月 練馬区民環境行動方針策定 10 月 環境・リサイクルフェア（第 6 回）開催 「練馬みどりの葉（は）つばい基金」設置 11 月 練馬区 ISO14001 更新、区立小・中学校・幼稚園に拡大 区内一斉清掃、駅前クリーンアップ・キャンペーン実施	平成 16 年 5 月 大気汚染防止法一部改正（揮発性有機化合物の規制） 6 月 景観緑三法全面施行 平成 17 年 1 月 自動車リサイクル法完全施行 2 月 京都議定書発効 特別区長会地球温暖化防止共同宣言 石綿障害予防規則制定（7 月施行） 3 月 環境確保条例改正（省エネラベリング制度創設など） 愛・地球博が愛知県で開幕
平成 17 年 4 月 家庭系し尿の収集開始（板橋区との協定解除） 5 月 区内一斉清掃、駅前クリーンアップ・キャンペーン実施 6 月 環境月間行事実施 7 月 練馬区役所でクール・ビズを導入 8 月 オール東京市区町村喫煙マナーアップキャンペーン 9 月 古紙持去り行為防止対策強化 10 月 エコライフチェック事業試行 区内全 20 駅ポイ捨て、歩行喫煙防止連続キャンペーン（～平成 18 年 3 月） 環境・リサイクルフェア（第 7 回）開催 特別区区長会、平成 20 年度からの 23 区廃プラスチックのサーマルリサイクル本格実施を決定 11 月 区内一斉清掃、駅前クリーンアップ・キャンペーン実施 12 月 練馬区アスベスト飛散防止条例制定 平成 18 年 1 月 練馬区、17 年度「循環・共生・参加まちづくり表彰」受賞 練馬区アスベスト飛散防止条例施行 谷原交差点測定室を区立谷原けやき緑地に移設 2 月 練馬区地域省エネルギービジョン策定 白子川流域環境協議会で白子川散策マップ作成 3 月 練馬区第 2 次一般廃棄物処理基本計画策定 練馬区リサイクル推進計画（平成 18-22 年度）策定	平成 17 年 4 月 京都議定書目標達成計画閣議決定（京都議定書の温室効果ガス排出削減のための具体的計画） チーム・マイナス 6% 提唱 6 月 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行 地球温暖化対策の推進に関する法律改正（温室効果ガスの排出量の算定・報告・公表制度の導入等） 7 月 国、クール・ビズ提唱 9 月 改正東京都廃棄物条例施行（事業者の責務の強化、産業廃棄物に係る報告書制度創設など） 平成 18 年 2 月 石綿による健康被害の救済に関する法律公布 持続可能な東京の実現をめざす新戦略プログラム策定 3 月 改正大気汚染防止法施行令・規則施行（規制対象工事にアスベスト含有断熱材等の除去等を追加、対象工事の規模要件撤廃） 東京都再生可能エネルギー戦略策定

練馬区のできごと	都・国・世界の動き
平成18年 4月 みどり30基本方針策定 住宅用太陽光発電設備設置助成を開始 都からの清掃派遣職員の区への完全身分切り替え 5月 区内一斉清掃(雨天中止) 6月 練馬区環境基本条例制定 環境月間行事実施 8月 練馬区環境基本条例施行 環境都市練馬区宣言、環境都市練馬区宣言記念式典と関連事業(打ち水大作戦その他)の開催 水辺の生き物展示(区役所1階アトリウム) 10月 エコライフチェック事業本格実施開始 環境・リサイクルフェア(第8回)の開催 区内全20駅パイ捨て、歩行喫煙防止連続キャンペーン 11月 区内一斉清掃、駅前クリーンアップ・キャンペーン実施 オール東京喫煙マナーアップキャンペーン 環境講演会「ピラミッドミステリーを語る」 12月 練馬区環境審議会設置 みどり30推進計画策定 平成19年 1月 「自然環境調査検討会」発足 3月 みどりと環境・区民フォーラム開催 環境都市練馬区宣言記念碑設置(練馬庁舎・石神井庁舎・関町リサイクルセンター・春日町リサイクルセンター) 落書き消去講習会の開催 石神井川流域環境協議会「ふれあい石神井川マップ」作成 化学物質の環境リスクアセスメント講習会実施 練馬区吹付けアスベスト等除去工事助成要綱制定 ペットボトルの区内全域での回収拡大 「練馬区みどりの実態調査報告書」発行	平成18年 4月 国、第三次環境基本計画策定 改正省エネ法施行(エネルギー管理指定工場の拡大、特定建築物の省エネ措置届出義務化、建築物の所有者への省エネ努力義務など) 改正環境確保条例施行(アスベスト関連) 6月 農作物等の食品への残留農薬の規制強化(「ポジティブリスト」制度導入) 9月 改正労働安全衛生法施行令・改正石綿障害予防規則施行(アスベストの製造・輸入・使用を禁止、規制対象をアスベスト含有率1%超から0.1%超に変更) 10月 改正大気汚染防止法政省令施行(アスベスト規制対象工事に工作物の解体等工事を追加。規制対象をアスベスト含有率1%超から0.1%超に変更) 改正建築基準法政省令施行(建築物の増改築時に原則として吹き付けアスベストとアスベスト含有吹き付けロックウールの除去等が義務化) 改正東京都廃棄物条例施行(アスベスト関連) 11月 ケニアのナイロビで気候変動枠組条約第12回締約国会議(COP12)および京都議定書第2回締約国会議(COP/MOP2)開催 平成19年 2月 IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第4次評価報告書(第1作業部会(地球温暖化の自然科学的根拠))公表 3月 政府の温暖化対策実行計画策定
平成19年 4月 練馬区吹付けアスベスト等除去工事助成要綱施行 家庭用生ごみ処理機助成事業開始 5月 区内一斉清掃、駅前クリーンアップ・キャンペーン実施 環境月間行事(勤労福祉会館)実施 6月 高松一丁目大気汚染常時測定室新設(環状8号線沿道。NOx・SPM計) 谷原交差点大気汚染常時測定室・長光寺橋公園大気汚染常時測定室にSPM計増設 7月 練馬区独立60周年記念事業「ねりまの森と昆虫展」・水辺の生き物展示(区役所アトリウム)開催 8月 環境基本条例施行・環境都市練馬区宣言1周年記念行事実施 10月 廃プラスチックの資源・ごみの新分別モデル事業開始(～平成20年3月) 練馬区環境方針改定 環境・リサイクルフェア(第9回)開催 11月 練馬区省エネ技術研修会「省エネのプロに学ぶ環境配慮型経営」開催 区内一斉清掃、駅前クリーンアップ・キャンペーン実施 練馬区ISO14001認証更新 練馬駅駅頭に区立喫煙所を初めて設置 12月 練馬区みどりを愛し守りはぐむ条例制定 平成20年 1月 練馬区水辺ふれあい計画2001-2010(改定計画)策定 2月 区立施設の露出した吹付け材に対するアスベスト新3種再調査開始 3月 化学物質の環境リスクアセスメント講習会実施 練馬区長、環境大臣他6大臣にアスベスト対策緊急要望 「練馬区環境学習推進計画」策定	平成19年 4月 IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第4次評価報告書(第2作業部会(影響・適用・脆弱性))公表 5月 IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第4次評価報告書(第3作業部会(気候変動の緩和策))公表 6月 都、気候変動対策方針策定 緑の東京10年プロジェクト基本方針策定 7月 都、第1回気候変動方針ステークホルダー・ミーティング開催 8月 東京大気汚染公害裁判の和解成立 10月 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律(フロン回収・破壊法)施行 ノーベル賞委員会が、2007年ノーベル平和賞を米国のゴア元副大統領とIPCCに授与と発表 練馬清掃工場で廃プラスチックサーマルリサイクル実証確認 11月 IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第4次評価報告書(統合評価報告書)公表 平成20年 1月 新聞報道によりアスベスト新3種問題提起 2月 都知事が国にトレモライト等のアスベストへの適切な対応について緊急要請 3月 国、京都議定書目標達成計画全部改定 東京都環境基本計画策定

練馬区のできごと	都・国・世界の動き
平成 20 年 4 月 廃棄物処理手数料改定 5 月 区内一斉清掃（雨天中止） 6 月 環境月間行事（光が丘区民センター）実施 8 月 使用済食用油の拠点回収開始 9 月 桜台出張所大気汚染常時測定室を廃止し、くすのき緑地大気汚染常時測定室に移設移動 10 月 資源・ごみの新分別（容器包装プラスチックの資源化）を区内全地域で実施 ねりまグリーンフェスティバル' 08 開催 環境リサイクルフェア（第 10 回）開催 11 月 区内一斉清掃、駅前クリーンアップ・キャンペーン実施 平成 21 年 1 月 練馬区みどりの基本計画改定 2 月 使用済食用油を燃料としたバイオ燃料清掃車の試用開始 3 月 練馬区地球温暖化対策地域推進計画策定 練馬区リサイクル推進計画（平成 21～25 年度）策定	平成 20 年 5 月 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）改正（事業所単位から企業単位の報告に変更） 7 月 北海道洞爺湖サミット開催、温室効果ガス削減の長期目標について議論 低炭素型社会づくり行動計画閣議決定 都、中小事業者に対する地球温暖化対策報告書制度導入（21 年度施行） 10 月 環境省、温室効果ガス排出量取引の国内統合市場を試行実施 12 月 ポーランドのボズナンで気候変動枠組条約第 14 回締約国会議（COP14）開催 平成 21 年 1 月 国、新たな枠組みで太陽光発電設備補助を再開 2 月 国、太陽光発電による電力の買取価格を倍増にする方針決定 3 月 都、低 NOx・低 CO₂ 小規模燃焼装置認定制度開始
平成 21 年 4 月 豊玉リサイクルセンター開所 5 月 区内一斉清掃、駅前クリーンアップ・キャンペーン実施 環境月間行事（リサイクルセンター 3 施設）実施 6 月 西武池袋線練馬駅に冷却ミスト装置を常設 区民と区長のつどい「地球温暖化対策と暮らしの变革～区民一人ひとりが進めるエコライフ～」開催 10 月 銀河鉄道 999 のキャラクターなどがラッピングされた電気自動車（i/MiEV）を導入 環境リサイクルフェア（第 11 回）開催 練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例制定 飲食店等カラオケ騒音防止講習会実施 ねりまグリーンフェスティバル' 09 開催 11 月 区内一斉清掃、駅前クリーンアップ・キャンペーン実施 12 月 富士見台小学校が平成 21 年度地球温暖化防止活動環境大臣表彰を受賞 平成 22 年 3 月 練馬高野台駅北口に LED 街路灯等を設置 「ねりまの生きもののさがし」実施（～23 年 2 月）	平成 21 年 4 月 改正省エネ法施行 エコカー減税、エコカー補助金制度開始 都、住宅用太陽エネルギー利用機器等導入対策事業開始 5 月 家電エコポイント制度開始 7 月 主要国首脳会議（ラクイア・サミット）で主要 8 か国（G8）が先進国での温室効果ガス排出量を 2050 年までに 80% 以上削減することで合意 9 月 環境基本法第 16 条の規定に基づく大気の大気汚染に係る環境上の条件のうち、微小粒子状物質に係る環境基準告示 国連気候変動首脳会合で 2020 年までに温室効果ガス排出量の 1990 年比 25% 削減目標を表明 11 月 太陽光発電の固定買取制度開始 12 月 デンマークのコペンハーゲンで気候変動枠組条約第 15 回締約国会議（COP15）開催 都、緑のボランティアポータルサイトを立上げ
平成 22 年 4 月 練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例施行 地球温暖化対策事業者用設備設置補助制度開始 5 月 練馬区地球温暖化対策地域協議会設立 区内一斉清掃 6 月 環境月間行事（リサイクルセンター 3 施設）実施 8 月 牧野記念庭園リニューアルオープン 10 月 環境・リサイクルフェア（第 12 回）開催 11 月 練馬区資源循環センター開設 区内一斉清掃 12 月 練馬区環境基本計画 2011 策定 平成 23 年 3 月 練馬区役所地球温暖化対策プランの後継計画である練馬区環境管理実行計画（23～26 年度）を策定 ISO14001 によらない練馬区独自の練馬区環境マネジメントシステム（ねりまエコプラン）策定 練馬区第 3 次一般廃棄物処理基本計画策定	平成 22 年 4 月 改正省エネ法施行 改正土壌汚染対策法施行 都、温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度による削減義務を開始 5 月 都、緑確保の総合的な方針策定 12 月 メキシコのカンクンで気候変動枠組条約第 16 回締約国会議（COP16）開催 平成 23 年 3 月 東日本大震災

練馬区のできごと	都・国・世界の動き
平成 23 年 4 月 集積所での紙パック回収開始 5 月 区内一斉清掃 6 月 平成 23 年練馬区節電実施計画策定 環境月間行事（区役所アトリウム、リサイクルセンター 3 施設）実施 区内空間放射線量測定開始 区内小中学校等プール水放射性物質濃度測定開始 スプレー缶等の別袋収集開始 9 月 9 品目の小型家電製品の資源回収を開始 粗大ごみの中から有用金属の資源回収を開始 10 月 ねりま・エコスタイルフェア（第 1 回）開催 11 月 区内一斉清掃 12 月 区立施設局所放射線対策に基づく測定を開始 平成 24 年 3 月 粗大ごみの中から布団の資源回収を開始 「練馬区自然環境調査報告書」発行 「練馬区みどりの実態調査報告書」発行	平成 23 年 5 月 都、電力対策緊急プログラム策定 7 月 国、電気事業法第 27 条に基づく電力使用制限令を 37 年ぶり発動 8 月 再生エネルギー特別措置法成立 10 月 国、放射線測定に関するガイドライン策定 国、復興支援・住宅エコポイント申請の受付を開始 11 月 特別区長会、女川町、都、宮城県の 4 者で宮城県女川町の災害廃棄物受け入れを基本合意 12 月 都、空間放射線の測定を行うモニタリングポストを新たに 2 か所設置し、公表を開始 南アフリカのダーバンで気候変動枠組条約第 17 回締約国会議（COP17）開催 平成 24 年 1 月 放射性物質汚染対処特措法全面施行 3 月 国、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法第 6 条第 1 項に基づき、被災団体以外の地方公共団体に対する広域的な協力を要請
平成 24 年 4 月 牧野富太郎生誕 150 年記念事業 沿道緑化助成スタート 清掃事務所にて立体型防鳥用ネット貸出し開始 5 月 区内一斉清掃 6 月 ぴいちゃんファンクラブ開始 宮城県女川町災害廃棄物受け入れ開始 環境月間行事（区役所アトリウム、リサイクルセンター 3 施設）実施 9 月 ぴいちゃんツイッター開始 10 月 （仮称）こどもの森基本構想策定 ねりま・エコスタイルフェア（第 2 回）開催 11 月 蛍光管の資源回収開始（11 月、12 月に実施） 区内一斉清掃 平成 25 年 3 月 みどり 30 推進計画第二期事業計画策定 宮城県女川町災害廃棄物受け入れ終了	平成 24 年 4 月 改正環境影響評価法一部施行 国、第四次環境基本計画策定 5 月 都、省エネ・エネルギーマネジメント推進方針策定 6 月 国連持続可能な開発会議（リオ＋20）開催 7 月 再生可能エネルギーの固定価格買取制度開始 8 月 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）公布 9 月 国、革新的エネルギー・環境戦略公表 10 月 全化石燃料に対し、CO₂排出量に応じた税率を上乘せする地球温暖化対策税の施行 11 月 カタールのドーハで気候変動枠組条約第 18 回締約国会議（COP18）開催 12 月 都市の低炭素化の促進に関する法律施行 平成 25 年 3 月 当面の地球温暖化対策に関する方針閣議決定
平成 25 年 4 月 練馬区建築物等アスベスト調査費用助成要綱施行（練馬区建築物アスベスト調査経費の助成に関する要綱（平成 17 年 10 月）の全部改正） 「練馬区みどりの基本計画」が国土交通省から優良事例 40 選に選ばれる ねりま eco チャレンジ LED 節電プロジェクト申込み開始（6 月～7 月受渡し） 5 月 区内一斉清掃 6 月 環境月間行事（区役所アトリウム）実施 10 月 ねりま・エコスタイルフェア（第 3 回）開催 廃棄物処理手数料改定 11 月 シンポジウム「ねりま葉っぱライフ」開催（練馬みどりの機構共催） 区内一斉清掃 平成 26 年 1 月 「練馬のみどりを考えるフォーラム」開催（練馬区協働提案事業実施団体「練馬植樹推進会」共催）	平成 25 年 4 月 環境基本法における環境基準が改正、施行（航空機騒音基準が WECPNL から Lden となる） 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）施行 5 月 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（国の地球温暖化対策計画策定義務付け等）の公布・施行（一部を除く） IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第 5 次評価報告書（第 1 作業部会（自然科学的根拠））公表 9 月 ポーランドのワルシャワで気候変動枠組条約第 19 回締約国会議（COP19）開催 11 月 地球温暖化対策推進本部、2020 年度の温室効果ガス削減目標「2005 年度比で 3.8%減」を決定 平成 26 年 1 月 東京二十三区清掃一部事務組合、中央・有明・江戸川・品川の 4 清掃工場にて、大島町災害廃棄物受け入れ開始（台風 26 号被害） 3 月 IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第 5 次評価報告書（第 2 作業部会（影響・適応・脆弱性））公表

練馬区のできごと	都・国・世界の動き
平成 26 年 4 月 保護樹木・保護樹林制度の見直し 5 月 区内一斉清掃 6 月 環境月間行事（区役所アトリウム・リサイクルセンター3施設、区立図書館5館）開催 改正練馬区アスベスト飛散防止条例・同施行規則施行（アスベスト除去等工事の届出義務者変更等） 8 月 区役所西庁舎10階にハーブテラス、環境情報コーナー開設 9 月 第1回みどりのカーテンコンテスト開催 10 月 ねりま・エコスタイルフェア（第4回）開催 11 月 区内一斉清掃 平成 27 年 3 月 エコライフチェック事業還元植樹を実施	平成 26 年 4 月 IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第5次評価報告書（第3作業部会（気候変動の緩和））公表 国、エネルギー基本計画（第四次）策定 東京二十三区清掃一部事務組合、港・墨田・新工東の清掃工場に大島町災害廃棄物受入れ（台風26号被害） 6 月 改正大気汚染防止法・同施行令・規則施行（アスベスト除去等工事の届出義務者変更等） 改正環境確保条例・同施行規則施行（同上） 8 月 国、首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会設置 羽田空港の機能強化に関する都及び関係区市連絡会設置 10 月 IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第5次評価報告書統合報告書（政策決定者向け要約（SPM））公表 11 月 空家等対策の推進に関する特別措置法成立 12 月 ペルーの首都リマで国連気候変動枠組条約第20回締約国会議（COP20）開催
平成 27 年 4 月 練馬区立こどもの森緑地開園 「再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置等補助制度」開始 5 月 区内一斉清掃 6 月 環境月間行事（区役所アトリウム・リサイクルセンター3施設、区立図書館5館）開催 第二号高松一・二・三丁目農の風景育成地区指定 7 月 みどりのカーテンコンテスト（第2回）開催 10 月 ねりま・エコスタイルフェア（第5回）開催 11 月 区内一斉清掃 平成 28 年 2 月 四季の香ローズガーデンが環境省主催「第10回みどりの香るまちづくり企画コンテスト」で「こおい・かおり環境協会賞」を受賞 3 月 練馬区エネルギービジョン策定	平成 27 年 5 月 空家等対策の推進に関する特別措置法全面施行 6 月 水銀による環境の汚染防止に関する法律公布 8 月 国、区内で羽田空港機能強化に関する説明会開催 11 月 東京二十三区清掃一部事務組合、練馬清掃工場しゅん工フランスのパリで、気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）開催 12 月 COP21で「パリ協定」採択 平成 28 年 1 月 国、区内で羽田空港機能強化に関する説明会開催 都、環境基本計画2016を策定 3 月 国、環境基本法に基づき、土壌の汚染に係る環境基準の追加を告示（クロロエチレンが土壌環境基準の項目に追加）
平成 28 年 4 月 練馬区災害時医療機関用自立分散型エネルギー設備設置補助制度、練馬区福祉避難所用自立分散型エネルギー設備設置補助制度の開始 区内一斉清掃 5 月 四季の香ローズガーデン開園 「ねりまの生きものさがし」実施（～29年2月） 6 月 環境月間行事（区役所アトリウム、リサイクルセンター3施設、区立図書館7館）開催 7 月 区役所ハーブテラスでハーブティー体験イベント初開催 9 月 みどりのカーテンコンテスト（第3回）開催 10 月 ねりま・エコスタイルフェア（第6回）開催 11 月 区内一斉清掃 「民有緑地の将来を考えるセミナー」開催 12 月 練馬区みどりの区民会議を初開催 平成 29 年 2 月 練馬区空き家等対策計画策定 3 月 練馬区環境基本計画2011（後期計画）策定 練馬区第4次一般廃棄物処理基本計画策定 空家等対策に関する協定締結（5団体） 練馬みどりの葉っぱ基金を初めて活用した 「練馬区清水山の森」開園 練馬区立中里郷土の森緑地開園 「練馬区みどりの実態調査報告書」発行	平成 28 年 5 月 地球温暖化対策計画閣議決定 8 月 悪臭防止法施行規則一部改正（臭気指数および臭気排出強度の算定方法の一部改正） 11 月 気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された「パリ協定」発効 モロッコのマラケシュで、気候変動枠組条約第22回締約国会議（COP22）開催 国、パリ協定を批准 平成 29 年 3 月 国、区内で羽田空港機能強化に関する説明会開催 「生活環境の保全に関する環境基準」における石神井川の水域類型がB類型に、白子川がC類型に改定

練馬区のできごと	都・国・世界の動き
平成29年 4月 空家活用専門窓口を開設 大泉リサイクルセンター開所 5月 区内一斉清掃 6月 環境月間行事（区役所アトリウム・リサイクルセンター4施設・区立図書館12館）開催 中里郷土の森緑地でホテル観察会を初開催 8月 空家等対策に関する協定締結（4信金） 9月 ガーデニングコンテスト（区役所アトリウム）開催 10月 練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例全面施行 ねりま・エコスタイルフェア（第7回）開催 練馬区独立70周年記念事業としてオープンガーデン（個人宅4軒）、写真パネル展・ガーデニング見本園（区役所アトリウム）開催 フードドライブ事業を初めて実施 廃棄物処理手数料改定 11月 区内一斉清掃 平成30年 3月 空家等対策に関する協定締結（2信金）	平成29年 6月 東京都災害廃棄物処理計画策定 7月 都、家庭におけるLED省エネムーブメント促進事業開始 8月 水銀に関する水俣条約発効 水銀による環境の汚染防止に関する法律施行（一部を除く） 11月 ドイツのボンで、気候変動枠組条約第23回締約国会議（COP23）開催 平成30年 1月 国、区内で羽田空港機能強化に関する説明会開催
平成30年 5月 区内一斉清掃 オープンガーデン開催（個人宅4軒） 6月 環境月間行事（区役所アトリウム・リサイクルセンター4施設・区立図書館12館）開催 環境月間イベントでフードドライブ事業実施 9月 「災害時協力登録車制度」運用開始 日産自動車および販売会社と「災害時における電気自動車からの電力供給の協力に関する協定」締結 10月 ねりまエコスタイルフェア（第8回）開催 3R推進月間イベントでフードドライブ事業実施 11月 区内一斉清掃 平成31年 3月 順天堂大学医学部附属練馬病院と「地域コジェネレーションシステム整備に関する基本協定」締結 おいしく完食協力店事業を開始	平成30年 4月 国、第五次環境基本計画策定 7月 国、アジア・大洋州における気候変動と脆弱性に関する国際会議開催 11月 生物多様性条約第14回締約国会議（COP14）開催 水銀に関する水俣条約第2回締約国会議開催 気候変動適応法施行 ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準一部改正 12月 ポーランドのカトヴィツェで、気候変動枠組条約第24回締約国会議（COP24）開催 平成31年 1月 国、区内で羽田空港機能強化に関する説明会開催 2月 気候変動適応関東広域協議会（第1回）開催
平成31年 4月 改正練馬区アスベスト飛散防止条例施行（住民説明関係） ミストシャワーキット配付事業開始（区立小中学校、区立児童館、学童クラブ、保育園、幼稚園、地区区民館） 練馬区みどりの総合計画策定 令和元年 5月 羽田空港機能強化に関する地域説明会開催 オープンガーデン開催（個人宅4軒） 区内一斉清掃 6月 環境月間イベントでフードドライブ事業実施 羽田空港機能強化に関する地域説明会開催 7月 羽田空港の機能強化に関する都及び関係区市連絡会において、区民への丁寧な説明、落下物対策および騒音対策の徹底、飛行開始後の対応を要望 8月 空家等対策に関する協定締結（1団体） 10月 ねりまエコスタイルフェア（第9回）開催 3R推進月間イベントでフードドライブ事業実施 11月 区内一斉清掃 12月 練馬区役所プラスチック削減方針策定	平成31年 4月 森林環境贈与税の創設 改正土壌汚染対策法 全面施行（土壌汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大等） 改正環境確保条例・同施行規則施行（土壌汚染対策関係規定の全面改正） 令和元年 5月 国、プラスチック資源循環戦略策定 食品ロスの削減の推進に関する法律公布 6月 都、都庁プラスチック削減方針策定 8月 国、首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会での意見を踏まえた上で、新飛行経路を発表 10月 食品ロスの削減の推進に関する法律施行 都、家庭のゼロエミッション行動推進事業開始 11月 国、区内で羽田空港機能強化に関する説明会開催 12月 スペインのマドリッドで、気候変動枠組条約第25回締約国会議（COP25）開催 容器包装リサイクル法改正省令公布 都、ゼロエミッション東京戦略策定 都、プラスチック削減プログラム策定

練馬区のできごと	都・国・世界の動き
令和2年 3月 練馬区環境基本計画2020策定 公益社団法人地域医療振興協会と「地域コジェネレーションシステム整備に関する基本協定」締結 練馬区環境管理実行計画（第三次）策定 牧野記念庭園 東京都指定名勝及び史跡に指定 練馬区資源・ごみ分別アプリリリース 北町小学校、大泉北小学校、大泉町三丁目の大気汚染測定室を廃止	令和2年 1月 国、区内で羽田空港機能強化に関する説明会開催 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針閣議決定 3月 国、羽田空港機能強化の新飛行経路の運用開始（3月29日運用開始）
令和2年 4月 花とみどりの相談所が大規模改修工事のため、令和3年4月末まで休館 5月 練馬区地球温暖化対策地域協議会（ねり☆エコ）設立10周年 9月 都・市区合同で「緑確保の総合的な方針」改定 つながるカレッジねりま「環境分野エコ・アドバイザーコース、リサイクルボランティアコース」開講 トヨタ販売会社と「災害時における電気自動車等からの電力供給の協力に関する協定」締結 10月 つながるカレッジねりま「みどり分野コミュニティ・ガーデナーコース」開講 12月 南田中三丁目のごみ屋敷に対し、練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例に基づく応急措置（堆積物の撤去など）を初めて実施 令和3年 3月 四季の香ローズガーデンが環境省主催「みどり香るまちづくり」企画コンテストで「環境大臣賞」を受賞 順天堂大学医学部附属練馬病院と石神井東中学校との地域コジェネレーションシステムの運用を開始	令和2年 7月 レジ袋有料化スタート 10月 国、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言 令和3年 3月 東京都気候変動適応計画策定 ゼロエミッション都庁行動計画策定 ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report策定 都、食品ロス削減推進計画策定
令和3年 4月 改正練馬区アスベスト飛散防止条例・同施行規則一部施行（大気汚染防止法との重複解消） 田柄特別養護老人ホームで超高効率燃料電池システムの実証試験を開始 5月 四季の香ローズガーデンがリニューアルオープン 9月 練馬区が第1回日本サウンドスケープ協会賞を受賞～「しずけさの風景」を集めた業績が評価～ 11月 区民ボランティアと協働し、民有樹林地周辺の落ち葉清掃を開始 南大泉二丁目の空き家に対し、略式代執行（建築物の除却）を初めて実施 令和4年 1月 三菱自動車および販売会社と「災害時における電気自動車等からの電力供給の協力に関する協定」締結 環境作文コンクール、こどもエコ・コンクール（区役所アトリウム）展示実施	令和3年 4月 改正大気汚染防止法・同施行令・施行規則一部施行（すべてのアスベスト含有建材への規制対象の拡大等） 5月 国、2030年度の温室効果ガスを2013年度比46%削減する中期目標を表明 6月 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律公布 国、地域脱炭素ロードマップ策定 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律公布 8月 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書第I作業部会報告書を公表 10月 イギリスのグラスゴーで国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）開催 第6次エネルギー基本計画閣議決定 地球温暖化対策計画閣議決定 政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）閣議決定

練馬区のできごと	都・国・世界の動き
令和4年 2月 第一回区議会定例会の区長所信表明で、2050年の二酸化炭素排出実質ゼロを目指すことを表明(2050年ゼロカーボンシティ表明) 3月 光が丘区民センターに太陽光発電設備と蓄電池を導入し、清掃工場由来のCO₂排出量の少ない電力も活用するモデル事業を実施	令和4年 2月 環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更について閣議決定 都、2030年カーボンハーフに向けた取組の加速 Fast forward to “Carbon Half” -策定 3月 国、脱炭素都市国際フォーラム開催
令和4年 4月 牧野富太郎生誕160年記念事業 改正練馬区アスベスト飛散防止条例・同施行規則全面施行(標識設置報告関係) 不燃ごみ資源化事業を開始 5月 ヒメアジサイ記念植樹(牧野記念庭園) 6月 環境月間イベントでフードドライブ事業実施 7月 「練馬区みどりの実態調査報告書」発行 ねりま環境まなびフェスタ初開催 10月 3R推進月間イベントでフードドライブ事業実施 練馬光が丘病院と光が丘秋の陽小学校との地域コジェネレーションシステムの運用を開始 令和5年 2月 順天堂大学医学部附属練馬病院と石神井東中学校との地域コジェネレーションシステムが、一般財団法人コージェネレーション・エネルギー高度利用センターが主催する「コージェネ大賞2022」の民生用部門で優秀賞を受賞 3月 牧野富太郎フェスタ開催 長光寺橋公園、小竹、高松一丁目の大気汚染測定室を廃止	令和4年 4月 改正大気汚染防止法・同施行令全面施行、同施行規則一部施行(事前調査結果報告制度関係) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行 9月 東京都環境基本計画改定 都、カーボンハーフ実現に向けた条例制度改正の基本方針策定 11月 エジプトのシャルム・エル・シェイクにて国連気候変動枠組条約第27回締結国会議(COP27)開催 12月 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令を閣議決定(ペルフルオロオクタン酸(PFOA)、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)を指定物質に追加) 改正環境確保条例・同施行規則施行 令和5年 2月 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令施行(PFOA、PFOS 関連) 3月 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案を閣議決定
令和5年 5月 ウォータースタンド(株)と「マイボトル利用の普及促進に関する協定」締結 6月 環境月間イベントでフードドライブ事業実施 7月 フードドライブ受付窓口常設 9月 練馬区環境基本計画2023策定 10月 廃棄物処理手数料改定 12月 株式会社ファミリーマートと「使用済み食用油の回収事業に関する覚書」締結 令和6年 2月 都が実施する粗大ごみに含まれる衣装ケースを材料リサイクルするための実証実験に参加 3月 練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例施行(管理不全空家等の所有者等に対する措置の規定新設等) 練馬区みどりの総合計画改定 サントリーグループと「循環型社会の形成等に向けたペットボトルのリサイクルに関する協定」締結	令和5年 4月 改正省エネ法 施行 9月 東京都災害廃棄物処理計画改定 10月 改正大気汚染防止法施行規則施行(有資格者による事前調査の義務化) 12月 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律施行
令和6年 4月 練馬区環境審議会および練馬区循環型社会推進会議を再編・統合 5月 練馬区空き家等実態調査の実施(～7年3月) 6月 ねりまの森こどもフェスタ初開催	令和7年 2月 地球温暖化対策計画閣議決定 政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画(政府実行計画)閣議決定

練馬区のできごと	都・国・世界の動き
令和6年 10月 粗大ごみから出るプラスチック製衣装ケースのリサイクルを開始 令和7年 3月 練馬区災害廃棄物処理計画策定 こどもの森整備基本計画改定	令和7年 2月 第7次エネルギー基本計画閣議決定 GX2040 ビジョン 脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 改訂閣議決定 3月 ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ策定 ゼロエミッション都庁行動計画策定 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針変更閣議決定



練馬区の環境

＝令和 6 年度（2024 年度）報告＝

令和 7 年（2025 年）9 月発行

発 行 練馬区環境部環境課

〒176－8501 練馬区豊玉北 6－12－1

電 話 03（3993）1111 （代表）

電子メール KANKYOU@city.nerima.tokyo.jp

